

平成21年度

包括外部監査の結果報告書

(テーマ) 未収金の管理について

平成22年3月

山形県包括外部監査人

高橋一夫

目次

第1章	総論	2
第1	監査の概要	2
0	はじめに	2
1	外部監査の種類	3
2	外部監査のテーマ（地方自治法 252 条の 37 第 1 項にいう特定の事件）	3
3	テーマ選定した理由について	3
4	外部監査の実施期間	3
5	外部監査の対象期間	4
6	監査の方法	4
7	包括外部監査人および補助者の氏名・資格	5
8	利害関係	6
9	当該監査報告書の意見に関する基準日	6
第2	地方公共団体（自治体）の財産としての「債権」の意義	7
第3	監査意見の概要	10
1	監査意見に添えて	10
2	監査意見の区分について	11
3	各論の監査意見の要約リスト	12
第2章	各論	27
第1	未収金に対する山形県の対応（出納局）	27
第2	損害賠償で生じた未収金（土木部）	57
第3	補助金返還未収金の不納欠損金（農林水産部）	73
第4	中小企業高度化資金（商工労働観光部）	132
第5	中小企業設備近代化資金（商工労働観光部）	182
第6	違約金及び延滞利息（商工労働観光部）	213
第7	母子及び寡婦福祉資金貸付金（子ども政策室）	226
第8	児童措置費負担金（子ども政策室）	263
第9	児童扶養手当返納金（子ども政策室）	282
第10	過年度医業未収金（病院事業局）	303
第11	地方税（総務部）	348
第12	生活保護費返還金（健康福祉部）	379
第13	廃棄物の不法投棄費用代執行（各総合支庁）	393

第1章 総論

第 1 監査の概要

0 はじめに

四十数年前の、監査人が中学生の頃、文庫本で夏目漱石を読み漁ったことがある。その中に、印象深い文章があった。山形県包括外部監査のテーマに「未収金」をとり、監査の結果である本報告書を起草するにあたって、その一節を冒頭に掲げたい。

門口を出て二三町来た時、私はついに先生に向かって口を切った。
「さき程先生の云われた、人間は誰でもいざという間に悪人になるんだという意味ですね。あれはどういう意味ですか」

「意味とって、深い意味ありません。――つまり事実なんです。理窟(りくつ)じゃないんだ」

「事実で差支(さしつかえ)ありませんが、私の伺いたいのは、いざという間際という意味なんです。一体どんな場合を指すのですか」

先生は笑い出した。あたかも時機の過ぎた今、もう熱心に説明する張合がないと云った風に。

「金さ君。金を見ると、どんな君子でもすぐ悪人になるのさ」

(夏目漱石著『こころ』の中での「先生」と「私」の会話、新潮文庫168刷91頁より。)

人間に対する深い洞察から出た言葉として、引用させていただいた。夏目漱石が洞察した「近代」の人間の影の部分は、「現代」の我々も引き継いでいるし、人間である限り未来永劫この縛りから逃れられないかも知れない。

しかし、パンドラの箱の底には「希望」が残っていた。

監査人は、この「希望」の一つの現われとして、「悪をコントロールする知恵」が人間に残されていると信じている。

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2 外部監査のテーマ（地方自治法 252 条の 37 第 1 項にいう特定の事件）

未収金の管理について

3 テーマ選定した理由について

平成21年2月25日に開催された第3回山形県未収金対策本部幹事会の資料中、平成20年度収入未済額（「未収金」という。）の状況（平成20年12月31日現在）をみると、平成20年度末における未収金は51.3億円にのぼる見込みとなっていた。なお、平成19年度の未収金は49.3億円、平成18年度は40.9億円であり、最近において、未収金は年々増加している傾向にある。（定められた手続きによる納付免除を受けているものは、これには含まれていない。）

このような状況を鑑み監査人は次の必要性を感じた。

資力があるにも関わらず支払いを拒む滞納者の存在は、納期限までに適切に納入している県民から見た場合、不公平感を助長し、更なる未収金の発生につながりかねない。県民・利用者間の公平性を保つためにも毅然たる態度で臨む必要がある。（県民の意識に問題がある場合）

また、未収金が生じた原因そのものに問題のあるものや、迅速に対処していたら発生しなかったであろうと想定される場合もある。すなわち、県の対応が適切でない、また適時でない場合も想定される。（県の対応に問題がある場合）

そこで、そうした滞納（収入未済額）に有効な対応策を打ち出せない県の現状を明らかにし、改善の方向性を検討する必要があると判断し、「未収金の管理」をテーマ（特定の事件）として選定した。

4 外部監査の実施期間

平成21年6月～平成22年3月

1. 事前調査：平成21年6月～7月
2. 実施監査：平成21年8月～平成22年2月
3. 監査報告書の作成：平成21年11月～平成22年3月
(提出期限平成22年3月末)

5 外部監査の対象期間

原則として平成20年度の執行分。

(必要に応じて他の年度についても監査対象とする。)

6 監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 未収金は正しく把握されているか。
認識（滞留原因）
帳簿記録（管理台帳等・証憑保管）
回収遅延情報の適時把握
- ② 未収金の回収手続きは遅滞無く実施されているか。
回収規程（回収マニュアル）の整備
実施記録
- ③ 長期延滞未収金の回収策を個別に立案しているか。
- ④ 長期延滞未収金の回収策を遅滞無く実施しているか。
- ⑤ 情報開示の可能性
- ⑥ 支払免除、支払猶予、違約金支払免除等の特別の取扱
- ⑦ 未収金対策に向けた県の姿勢、推進体制および具体的対応

(2) 監査手続

- ① 資料の閲覧、分析等
関連法規等の調査、管理台帳・一覧表や統計表の閲覧
未収金の発生原因や分布を把握、徴収・免除等の手続きの理解、その他
関連部署に事前アンケートを実施
- ② 各部局へのヒアリング（現場視察。管理システムも含む。）
- ③ 申請書等の原始証憑の査閲と証憑突合（現地調査。）

(3) 往査場所（県庁舎以外）

対象	場所	往査実施日	往査担当者
母子寡婦福祉資金 児童措置費負担金	村山総合支庁	2009/10/16	吉沢公認会計士
県税 生活保護費返還金 産業廃棄物行政代執行	村山総合支庁	2009/10/16	高嶋公認会計士
生活保護費返還金	最上総合支庁	2009/10/21	吉沢公認会計士 高嶋公認会計士
設備近代化貸付金 児童措置費負担金	庄内総合支庁	2009/11/4	吉沢公認会計士
県税 生活保護費返還金	庄内総合支庁	2009/11/4	高嶋公認会計士
児童扶養手当返納金	置賜総合支庁	2009/11/9	吉沢公認会計士
県税 生活保護費返還金	置賜総合支庁	2009/11/9	高嶋公認会計士
医業未収金	新庄病院 鶴岡病院	2009/11/12	吉沢公認会計士
医業未収金	中央病院 河北病院	2009/11/13	吉沢公認会計士

7 包括外部監査人および補助者の氏名・資格

(1) 包括外部監査人

公認会計士 高橋一夫

(2) 包括外部監査補助者

弁 護 士 遠藤涼一
公認会計士 高嶋清彦
公認会計士 吉沢公人

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、外部監査人および補助者は、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

9 当該監査報告書の意見に関する基準日

特段の断りがない場合は、平成22年1月末日現在の状況を対象とした意見である。

(注) 未収金に対する山形県の対応（出納局）については、平成22年2月9日開催の山形県未収金対策本部会議を対象として取り込んだ。

第 2 地方公共団体（自治体）の財産としての「債権」の意義

山形県における未収金は、収入未済額をいい、それは山形県の財産としての債権である。そこで、まず債権の意義を整理する。これにより、未収金の督促、徴収、消滅時効期間、不納欠損処理、および強制徴収等についての考えも整理される。

1. 「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金であり（法 237 条 1 項）、このうち、「債権」とは、「金銭の給付を目的とする権利」をいう。

自治体の債権は、自治体と住民の関係により、公法上の債権（公債権）と私法上の債権（私債権）に区別される。

- (1) 公法上の債権（公債権）とは、法令や条例に基づき発生する債権をいい、法 223 条の「地方税」のほか、法 231 条の 3 第 1 項に定める「分担金、使用料、加入金、手数料、過料」等がこれに属する。

公債権は、地方税の滞納処分の例により強制徴収できるもの（以下「強制徴収公債権」と、そうでないもの（以下「非強制徴収公債権」）に分類することができる。地方税、分担金、使用料、加入金、手数料、過料は強制徴収公債権にあたる（法 231 条の 3 第 3 項）。

- (2) 私法上の債権（私債権）とは、私人間と同様の法律関係に基づき発生する債権をいう。

従って、自治体が有する金銭債権は、「強制徴収公債権」、「非強制徴収公債権」、及び「私債権」に分類することができる。

2. 公債権と私債権を区分すべき理由

法は強制徴収公債権、非強制徴収公債権、及び私債権について、債務者が履行遅滞に陥った場合の督促、徴収、時効等についてそれぞれ異なった取扱いをしているので、これら 3 種類の債権の区分は重要である。

- ア. 督促については、強制徴収公債権にあつては滞納処分の前提条件であるから、督促をした後でなければ滞納処分の手続に進めないが、非強制徴収公債権と私債権にあつては、督促は民法上の催告と同様であつて、督促してもなお支払がなければ、訴訟等の手続をとることになる。

なお、いずれの債権についての督促も絶対的な時効中断効力を有するがその効力を生じるのは最初の督促に限られる。

また、公債権について督促をした場合には、条例によって定める手数料及び延滞金を徴収することができるが、私債権については、契約に定めてあれば、利息、損害金、手数料を請求することができる。

イ. 徴収については、強制徴収公債権については、督促状記載の指定期限までに納付しないときは、滞納処分の例によって強制徴収することができる（法231の3第3項）。

一方、非強制徴収公債権と私債権にあつては、強制徴収はできず、訴訟や民事執行法上の強制執行により債権の回収を図ることになる。

ウ. 消滅時効期間については、公債権については他の法律に定めがあるものを除いては5年、私債権については民法又は商法が適用される。

従って、公債権について消滅時効が完成した場合には絶対的に消滅することになり、私債権については消滅時効の援用が必要となる。

この場合の債権処理については、公債権については直ちに不納欠損（既に調定された歳入が徴収し得なくなったことを表示する決算上の取扱いをいう）処理を行って管理の対象から除外し、私債権について消滅時効の援用があれば同様に不納欠損処理を行い、消滅時効の援用がない場合に不納欠損処理を行う場合には議会の議決が必要となる（法96条第1項第10号）。

3. 公債権と私債権を区別するメルクマール

ところで、自治体が有する債権の中には、公債権なのか私債権なのかが明確でないものがあるため、それを区別する基準はどういうものなのかが問題となるが、下記（1）ないし（3）は一応のメルクマールにすぎず、結局のところは、法令等の解釈によることとなる。

（1）まず、公債権は、自治体の徴収行為（行政処分）、即ち、「公権力の主体たる自治体が行う行為のうち、その行為によって直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定する事が法律上認められているもの」（最判昭39・10・29）によって発生するものである。

このように公債権は、自治体に優越的地位が認められているために、自治体の一方的な意思表示によって発生するものであり、相手方との合意は不要である。

従って、公債権と私債権を区別するメルクマールの1つは、その債権が自治体に優越的地位を認めていることから発生するものなのか、それとも、対等な関係によって発生するものかどうかということである。

（2）また、自治体の一方的意思表示によって発生する債権が公債権であるから、そのための要件と効果が法令上明確でなければならない。従って、これらの要件と効果が法令上明確に定まっているかどうか、公債権と私債権を区別するメルクマールとなる。

（3）実質的には私法上の行為と見られる場合であっても、法令等により一定の行政目的を達成するために行政庁に特別な権限を付与している場合には、行政処分とみることができる。これも両債権を区別するための基準となる。

ただし、法令等が自治体に「特別な権限」を付与していると解すべきかは、形式的文言ではなく、実質によって判断される。

第 3 監査意見の概要

1 監査意見に添えて

- (1) 当該監査で指摘ないし意見があったからと言って、山形県の公務員（公僕）としての活動については、保守的ないし消極的にならないでいただきたい。より一層、山形県民の福祉の為、今後も積極的な活動を進めていただきたい。
- (2) その際、人的、物的、そしてそれらの裏付けとなる金銭的資源は無限ではないので、費用対効果を十分に勘案し、最小の費用で最大の効果を生むよう意識されたい。
- (3) 山形県にとって未収金は収入未済額という異常な債権である。その未収金の存在を許し、正当に税金等を納入している県民の利益を阻害することが無いよう、発生の防止、そして回収を徹底的に、かつ迅速に行っていただきたい。
- (4) 債権の回収には、技術的な面で特殊な状況が生ずる。物的担保としての抵当権の設定等、人的担保としての連帯保証人、不納欠損処理、違約金及び延滞利息、時効の完成、時効の援用、債務承認、訴訟、和解、相続調査、破産等である。これらの状況を解決するには、豊富な知識と経験が必要となる。監査人は、この状況を鑑み、現実的に、県がすみやかに対処するため、任期付公務員としての弁護士を起用することを強く勧める。
- (5) また、監査人は山形県の収入未済額である未収金の道義的側面に注目している。すなわち、支払える能力があるのに支払わない県民、また、県からの金銭の受給資格がないにもかかわらず受給している県民、そして、それらに対する県の姿勢である。監査の過程で、県から、いわゆる「弱い者いじめ」をしている、と捉えられかねない、との率直な意見を聞いた。否定できない正直な気持ちだろうと思う。確かに「弱い者いじめ」はあってはならないと監査人も認識している。しかし、なんとかやりくりして県に正しく納税等を行なっている県民もいる。大多数はそうである。その県民の存在を鑑みると、事は複雑である。
監査人は、あくまでも、県は、公正な審査や判断を行ない、正しい識別をしなければならない、と思料する。もしそうでなければ、正しく県に納税等を行なっている県民が、弱い者のように振舞って利得を得る「悪い県民」になってしまうだろう。冒頭で夏目漱石の洞察を掲載したが、「金（かね）」によって、人はその行動を豹変させる。これは、人の性（さが）である。夏目漱石の言葉を借りると、それは「事実」なのである。
なお、弱い存在の県民には、一定の手数はかかるが、これを面倒と思われるかも知れないが、救済措置が準備されていることを心に留めておく必要がある。
- (6) 監査人は、当報告書の中で、過去の事象をあえて掘り起こしている。過去の済

んだこととして取り扱うことも考えたが、金額があまりにも大きく、県民に多大の損害を与えた結果になったこと、公務員としてのあるべき意識をさらに再認識してもらうことが必要と判断し、あえて取り上げた。

- (7) 山形県の公務員は優秀である。しかし、その優秀さは山形県民の為に使ってこそ意味がある。

監査人は3年間の職責を終えるにあたり一言申し述べたい。

監査人に応対した方々は、皆、監査人より若く、そのせいもあったのか、私自身が驚くほど、いつもになく厳しいとか過酷な物言いをした。また文章にもあらわした。これも、君たちが、山形県民の公僕として真にふさわしい人物になってもらいたいとの表れである。

私は、いわゆる「正しい県民」だったら、県の姿勢をどう評価するだろうか、を常に考え続けた。補助者の弁護士、公認会計士も同様である。少しでも、県民の期待に応えることができたのであれば幸いである。

- (8) そして次の言葉で締めさせていただきたい。

「県庁マンとしての自分の立場よりも、県民の為という心意気（公僕としての奉公）を第一に持って下さい。次に、真実を探求する勇気を持って下さい。そうすれば、会計検査院、国の各省、そして県議会をはるかに超えた見識を持って、明日の山形県を築いていく礎になられるでしょう。

県庁に入庁した時の気持ちを、いつも熱く呼び起こすのです。

はずかしいくらい、青々と……………。

山形県をよろしくお願いします。」

2 監査意見の区分について

監査人は意見をおおむね次の区分で述べている。

意見区分	内容
指摘事項	現在の法律等に照らして、違反ないし不相当のもの
意見A	監査人として、必ず実行すべき改善事項と、判断したもの
意見B	改善について、手段、実施等について選択の余地があるもの
意見C	指摘事項、意見A、および意見B以外のもの

(注) 現状の多様性から、必ずしも厳密で統一的な区分を行なえない場合があることをご承知おき下さい。

3 各論の監査意見の要約リスト

(参照頁については、プリンターの関係で、ずれることがある。)

	監査意見要約	意見区分	参照
第 1	未収金に対する山形県の対応（出納局）		
	監査人は、現時点における、山形県出納局の未収金（収入未済額）についての回収意識を高く評価する。監査人は、さらに踏み込んで、未収金（県税以外）で長期滞留しているものについては、各部から切り離して、出納局等の部に移管し、責任を持って、集中的に回収に努めるべきであると判断した。	意見A	意見1 (28 頁)
	未収金の名寄せを行うべきである。回収可能性の判断は、債務者の財政状態いかにかわるものであり、回収活動には、名寄せが不可欠である。	意見A	意見2 (29 頁)
	未収金（収入未済額）につき、3か月までは各部署に置き、それを超える未収金は出納局（回収専門部署）に移管し回収に当たる等の迅速な対応が実践的である。	意見A	意見3 (30 頁)
	出納局（回収専門部署）に弁護士の任期付公務員の起用が即戦力として望ましい。	意見A	意見4 (32 頁)
	山形県の未収金（収入未済額）について、残高および発生、回収状況について県民の認識を得るため、定期的に新聞等に公表し、詳細のデータについては、インターネットにのせて、県民に知らしめるべきである。	意見A	意見5 (33 頁)
第 2	損害賠償で生じた未収金（土木部）		
	（山形県が平成21年度に、約2億円（211,418,718円）の収入戻し（調定金額の減額）を余儀なくされた事件。）		
	収入計上の時期が不適切であった。いかに県の会計といえども、損害賠償金という特殊な債権において、債務承認されていない債権は計上しないのが相当である。	指摘	意見1 (57 頁)
	山形県側のコミュニケーションが不十分だった。和解の率の5%が正しいと仮にすれば、問題となった率である13.35%を、説明会を開く前に是正するか、理解してもらうべきであった。そのための有力な手段が相手方とのコミュニケーションで、感想程度でも良いから膝を割って打診すべきであった。	意見A	意見2 (59 頁)

	監査意見要約	意見区分	参照
第 3	補助金返還未収金の不納欠損金（農林水産部）		
	（山形県が平成20年度に、約2億円（216,657,634円）の損害を被った事件。）		
	補助金支払い後の金銭の流れについて、事実を徹底的に解明していないこと。今後同じような事件が生じないように、金銭の流れに関する徹底した事実認識を実践していかなければならない。	指摘	意見1 (76頁)
	補助金を入手することだけを目的とした申請との疑惑がもたれるが、これを徹底的に払拭していないこと。まず、今後同じような事件が生じないように、審査の段階で、補助金対象事業者の目的が補助金の入手ではないことの確証に努めなければならない。そして、万が一、事件が発生した場合、同疑惑を払拭するまで、徹底的に事実認識を実践していかなければならない。	指摘	意見2 (78頁)
	国（東北農政局）に対しても、関与している責任（特に事業体の特認した責任）を追及すべきである。今後、万が一事件が発生した場合、事実を明確にし、そのうえで、国にも責任がある場合、国に対してその責任分担を主張しなければならない。すなわち、山形県民の損害を最小限にするため、国に対しても毅然とした対応をとることが必要である。	指摘	意見3 (81頁)
	<p>補助金事故防止対策について、次の点について改善されたい。</p> <p>① 補助金の目的が達成されているか否かについての判定ないし判断を明確にすること。会計検査院の指摘を受けないことを確認する。確認者も明示し、責任の所在を明確にする。</p> <p>② 現地調査が要領に従い網羅的に実施されたことを保証するため、異なる部署の人員によるモニタリングを行うこと。</p> <p>③ 審査会を開催した事実を審査会議事録等で記録し、誰が審査の責任を負うのかを明確すること。</p> <p>④ 審査会が要領に従い網羅的に実施されたことを保証するため、異なる部署の人員によるモニタリングを行うこと。</p> <p>⑤ 現地調査および審査会に、専門家を招へいすること。また、専門家の判断で別途調査が必要となった場合は、専門家の調査を実施すること。</p> <p>⑥ 現地調査調書の支出について、個別の支出内容が、事業目的に合致しているか、計画で予定していたものであるかの判断の記載が必要である。</p> <p>⑦ 不正ないし正当な注意義務違反の処分（ないし罰則）を明</p>	意見A	意見4 (83頁)

	監査意見要約	意見区分	参照
	示すること。		
	本件のように補助金の返還義務が発生する場合があるから、その返還債務について物的担保や人的担保を徴求していないのは問題である。この点で、危機管理についての考えが甘い。今後は、交付時において「返還義務が発生する場合があります、その返還義務を担保するために担保を徴求する」旨を告知して、担保徴求手続を実行すべきである。	意見A	意見5 (2) (85 頁)
	県が、裁判上の和解をした点については、問題がある。実際に協議会代表者は破産しておらず、同人に対する他の債権者が存在するとしても、他に先んじて可能な限り債権を回収すべきであったと思われる。	意見A	意見5 (3) (85 頁)
	不当利得返還請求訴訟を提起していることにより、弁護士費用や訴訟費用が支出されているのであり、訴え取下げによりこれらの費用は全く無駄になってしまったのである。これについての対応にも問題がある。	意見A	意見5 (4) (85 頁)
	補助金等適正化審査会の設置と、全ての補助事業について現地・現場調査を実施すること、という通知が出された。 これらの対応については、一定の評価をするものであるが、補助金交付時に返還義務に係る説明や担保の徴求、また返還金の回収にあたっては、サービサーや弁護士に委託するなどの情実を排除した回収方法、更に、各段階についての詳細なマニュアルの作成と、そのマニュアルの履行状況の検討体制を構築すべきである。	意見A	意見5 (5) (85 頁)
	事業体の選定を誤ったからといって、補助金の補助事業に対して委縮した対応をしてはならない。山形県民のため、積極的に活動を行ってもらいたい。そのためには、事業体の選定等においてチェックするツールが必要と考える。今回の事件を観察してそのツールを作成したので利用されたい。	意見A	意見6 (87 頁)
第 4 中小企業高度化資金（商工労働観光部）			
	滞納部分がある債権は、期限未到来部分についても決算書その他において明らかにすべきである。 当該不良債権の期限未到来部分を明らかにすることは、県民資産について今後毀損するかもしれない部分を、県民に明らかにすることになる。	意見B	4. (1)① (174 頁)
	不納欠損に係る規定に不備がある。 限定承認があった場合、清算の結果により資産が残れば請求可能	指摘	4. (1)② (175 頁)

	監査意見要約	意見区分	参照
	である。従って、ただちに法的請求ができなくなったと判断し、不納欠損処理することは妥当ではない。県は、当該規定につき見直しを行うべきである。		
	長期延滞債権の管理に係る規定の表現が曖昧である。債権分類表上の記述内容は、「ケースバイケースに対応」「場合によっては」など曖昧な記述があり、担当者の裁量によって手続が区々（くく）となる恐れがある。また、債権分類上の「長期間」や「悪意」等の判断基準も明確とはいえない。当該債権分類表の記述内容につき再度見直しを行うべきである。	意見B	4. (1)③ (176 頁)
	回収金額の債権への充当（債権の消しこみ）に関し、弁済者による意思表示（どの債権に充当するか）に係る書面等を入手すべきである。	意見A	4. (2)① (176 頁)
	担保物件の追加による保全手続が行われていない。規定である「手引き」が求める担保物件の再評価及び追加担保の徴求が適切に行われなかった。また、当該規定についても、「著しく地価が下落」や「必要と認めるとき」といった曖昧な表現となっており、手続基準として明確でないため、見直しが必要である。	意見A	4. (2)② (177 頁)
	連帯保証人への手続が行われていない。10 年から 30 年に渡り連帯保証人に対する請求手続が行われていないケースが多数検出された。規定である「手引き」の記載が、連帯保証人への対応は交渉のみに留まっており、手続等の明記がない。規定の見直しを行ない連帯保証人等に対する手続を進めるべきである。	意見A	4. (2)③ (178 頁)
	時効完成の債権に対して手続が行われていない。これにより債権未回収の状況が長期化している。規定である「手引き」の見直しを行ない、時効完成債権に対する手続規定を新設・実行することが妥当と考える。	意見A	4. (3)① (179 頁)
	「平成 13 年度包括外部監査措置状況」の内容に不適切な部分がある。今回監査の試料として抽出した債務者の中に、すでに平成元年に時効が完成済みのケースが 1 件検出された。これについて、公表資料である措置状況で事実と反した記載を行っていた。県民に対する公表資料は事実即して明確な記述とすべきである。	意見A	4. (4)① (180 頁)

	監査意見要約	意見区分	参照
第 5	中小企業設備近代化資金（商工労働観光部）		
	債務者に係る資料（特に審査資料）の保管が適切に行われていない。現在未収金となっている債権につき、貸付決定時からのすべての関係資料の収集と一元管理を再度調査の上、関係書類の管理手続を徹底すべきである。	指摘	4. (1)① (200 頁)
	貸付対象資産に係る事業を債務者が廃止したが、知事に変更申請（文書）を提出せず延納処理している。中小企業がある事業を廃止するということは、中小企業の事業規模からは重大な変更であり、企業の倒産リスクが高まっている可能性があるものとするのが妥当である。したがって、知事への書面による報告義務は必ず履行されるべきものである。	指摘	4. (1)② (201 頁)
	滞納部分がある債権は、期限未到来部分についても決算書その他において明らかにすべきである。 当該不良債権の期限未到来部分を明らかにすることは、県民資産について今後毀損するかもしれない部分を、県民に明らかにすることになる。	意見B	4. (1)③ (202 頁)
	主債務者への催告後の手続規定が不十分である。 「手引き」において、催告後の法的手続や償還計画の内容等に関する規定を見直し、適切に運用すべきである。	意見A	4. (2)① (203 頁)
	連帯保証人への手続が行われていない。 10 数年から 30 年に渡り連帯保証人に対する請求手続が行われていないケースが多数検出された。規定である「手引き」の記載が、連帯保証人への対応は交渉のみに留まっており、手続等の明記がない。規定の見直しを行ない連帯保証人等に対する手続を進めるべきである。	意見A	4. (2)② (203 頁)
	不誠実な債務者に対する手続が適切に行われていない。 「不誠実な債務者」の定義規定がないことが、担当者が手続に踏み切れない一因とも考えられる。「手引き」に「不誠実な債務者」他の定義規定を新設した上で、手続規定の内容を再度見直し、当該規定に基づいて速やかに対応すべきである。	指摘	4. (2)③ (205 頁)
	時効等の法解釈を誤ったまま手続されている。 滞納の発生している債権の時効起算日を、滞納発生日の翌日とすべきところ、金銭消費貸借契約書の最終償還期日の翌日からとしているケースを検出した。	指摘	4. (3)① (207 頁)
	保全手続が適時適切に行われず、時効完成済みの債権がある。	意見A	4. (3)②

	監査意見要約	意見区分	参照
	「手引き」等規定の理解を徹底したうえで、時効の中断や増担保の提供の債権保全手続が確実になされるよう管理すべきである。		(209 頁)
	時効完成の債権に対して手続が行われていない。 当該債権に対しては弁済者の充当意思を明確に示した一部納入や分割納入申請書の入手等の承認手続により債権は保全されることから、県は当該保全手続を行うことが妥当である。 また、仮に債務者及び連帯保証人から時効援用を受けたとしても、適時に不納欠損処理が行われるため、長期滞留債権がいつまでも残っている現在の状況は改善されるはずである。	意見A	4. (3)③ (210 頁)
	平成 13 年度指摘債権に状況の改善のない債権が多数ある。 平成 13 年度の指摘にもあるように、①抵当権設定資産が残っている場合には実行する、②連帯保証人に対する手続を進める、③相続調査を行い債務者や連帯保証人の相続人からの回収を検討する等手続を進めるべきである。そして、上記回収努力の末、回収可能性がないと判断されるものは不納欠損処理の手続を進めるべきである。	意見A	4. (4)① (211 頁)
第 6 違約金及び延滞利息（商工労働観光部）			
	連帯保証人への手続が行われていない。 長期に渡り、連帯保証人に対する請求手続が行われていない。今回指摘した債権のみならず同じ状況にある債権につき連帯保証人等に対する手続を進めるべきである。	意見A	4. (1)① (219 頁)
	債権管理の手引きに係る連帯保証人の規定を見直すべきである。 「連帯保証人は主債務者と同一の債務を負い、原則として債権者の請求に対する抗弁を有していない。」ことを希薄化させるような記載がある。また、「組合」に関して、連帯保証人の具備すべき要件等を規定すべきである。	意見A	4. (1)② (220 頁)
	保全手続が適時に行われず、時効完成済みの債権がある。 今回抽出した債務者は、すべて時効完成済みのケースであった。これらは、これまでの債権担当者の「手引き」に則った手続をしていない事などが原因と考えられる。県は上記趣旨に則り、「手引き」等規定の理解を徹底したうえで、債権保全手続が確実になされるよう管理すべきである。	意見A	4. (2)① (222 頁)
	時効完成の債権に対して手続が行われていない。 当該債権に対しては弁済者の充当意思を明確に示した一部納入や分割納入申請書の入手等の承認手続により債権は保全されること	意見A	4. (2)② (222 頁)

	監査意見要約	意見区分	参照
	から、県は当該保全手続を行うことが妥当である。 また、仮に債務者及び連帯保証人から時効援用を受けたとしても、適時に不納欠損処理が行われるため、長期滞留債権がいつまでも残っている現在の状況は改善されるはずである。		
	未収金残高に不納欠損処理すべきものが多額に含まれている可能性がある。 なお、債務免除の判断条件については担当者の恣意性が介入する要素があることから、県担当者による不公平な手続を防止するため貸付規則において具体的な事実に基づく判断基準を明記すべきである。	意見C	4. (3)① (223 頁)
	違約金の算出が適時に行われていない。 「手引き」等規程表現の見直しを行ない、違約金を課すすべての債権につき例外なく違約金の概算金額を通知する手続を行うべきである。	意見A	4. (3)② (224 頁)
第 7 母子及び寡婦福祉資金貸付金（子ども政策室）			
	一部の借用書が適切に保管されていない。 早急に当該借用書の所在を明らかにすべきである。また、本件以外の貸付金（特に未収金部分があるもの）に係る借用書のうち、所在不明のものがいないか総点検を行うべきである。そして再発防止のため、借用書等重要書類の保管手続についてすべての担当者が再確認するとともに、定期的な重要書類の点検を行うべきである。	指摘	4. (1)① (250 頁)
	債務者住所移転時における償還協力員間の引継が正確に行われていないおそれがある。 債務者等の住所移転における対応として、責任者間の関係や書類等の移管のみならず、担当者レベルでのスムーズな引継とその後の情報交換が適時適切に行われるような手続規定を設け、正しく運用される仕組みを作るべきである。	意見B	4. (1)② (251 頁)
	滞納が発生している者に新たな貸付を行っている。 母子福祉資金貸付基準に規定を置いて、負債の償還につき支障をきたしたものに貸付けを行わないよう排除しているが、県はこれに基づく手続を行っていない。	指摘	4. (1)③ (252 頁)
	連帯借主が死亡した際の事務手続が規定されていない。 少なくとも相続調査により相続人等を明らかにしたうえで、相続されている場合には当該相続人に対する説明および償還請求等行	意見A	4. (1)④ (253 頁)

	監査意見要約	意見区分	参照
	うべきであろう。連帯借主及び連帯保証人の死亡ケースに係る手続についての手続を検討し、当該規定を県取扱要領等においたうえで適切に運用すべきである。		
	連帯借主への手続が行われていない。 県取扱要領に、長期滞納者については連帯借主への債務履行請求を行う旨規定されている。滞納が発生しており借主の資力の問題ありと判断した場合は、躊躇することなく、当該貸付金の利得を享受した連帯借主に直接請求する事務を行うべきである。	指摘	4. (2)① (254 頁)
	貸付金を 26 ヶ月分一括で送金する手続ミスがあり、その後の返納処理に柔軟性が無い。 県からの月次貸出を行う一方で、先払い部分の回収は一向に進まず、結局二重払いの状態となり、平成 20 年度末現在も当初先払い額の大部分が未収金として残っている結果となっている。	指摘	4. (2)② (255 頁)
	貸付金過払い等返還ケースにおける手続規定の整備が不十分である。 過払先からの資金回収手続につき、より具体的な規定を設け、担当者が迷うことなく手続できるようにすべきである。	意見 B	4. (2)③ (256 頁)
	県取扱要領に消滅時効につき担当者の誤解を招く規定を置いている。 本貸付金に係る債権の消滅時効期間は基本的に民法 167 条より 10 年であるが、商事債権に該当する場合には商法第 522 条より 5 年と解されることに留意しなければならない。 この点、本件に係る消滅時効期間についての判例はないが、債権の保全という観点から県の行うべき手続は保守的であるべきであり、5 年の時効を前提として速やかに保全手続すべきと考える。	意見 A	4. (3)① (257 頁)
	連帯保証人への手続が行われていない。 今回指摘した債権のみならず同じ状況にある債権につき連帯保証人等に対する手続を進めるべきである。	意見 A	4. (3)② (260 頁)
	不納欠損処理が適時適切に行われていない。 県取扱要領に不納欠損の規定を置いたのは、主債務者等の時効援用がなされないまま長期に渡り債権管理していくことを避け、実質的に債権の回収可能性が限りなく 0 に近い場合には不納欠損処理をして非効率的な事務を回避するためと史料される。 したがって、県は自らが置いた県取扱要領に基づき、適時適切に不納欠損処理すべきである。	意見 A	4. (4)① (261 頁)

	監査意見要約	意見区分	参照
第 8 児童措置費負担金（子ども政策室）			
	組織分離により債権管理をすべて把握できない恐れがある。 組織再編によって管理部署が複数に渡ることとなった債権について、少なくとも決算書のどの部分を自らの部署が管理しているのか明確に意識した上で、同一科目のうち自らの部署が管理していない部分の内容と管理部署を把握しておくべきである。	意見B	4. (1)① (275 頁)
	障害児童本人を納入義務者としており、請求過多の恐れあり。 県は、最も制度を理解しているという立場から、措置児童本人あるいは扶養義務者の立場に立って、どのような形で制度を利用するのが最善であるか常に考え対応する必要がある。	意見B	4. (1)② (275 頁)
	不誠実な扶養義務者に対する手続対策を策定すべきである 今回の監査の抽出ケースにおいて、前年度所得 3 百万円ほどあるが、入所から 5 年間で 9,000 円の入金しかない扶養義務者を検出した。また、当該扶養義務者は居住地変更したが、特段の届出もしていなかった。 県徴収要綱に当該不誠実な扶養義務者に対する手続等の規定が明記されていないことが、状況の進展に繋がらない要因となっていると考える。	意見C	4. (2)① (278 頁)
	回収金額の債権への充当につき弁済者による意思表示に係る書面等を入手すべきである。 民法は、債務者から入金があった場合、通常債務者に有利となるよう、そして得べかりし利益が同じ場合には先に弁済期が到来する債権に充当することが正しい処理としている。そして、もし後に弁済期が到来する債権に充当する場合には、債務者（弁済者）からの意思を明確に示した文書等が必要となる。 県の処理において、債務弁済に係る弁済者の意思表示を明確にした文書等が保管されていないまま、後に弁済期が到来する債権に充当している処理が検出された。	意見A	4. (3)① (279 頁)
	債務承認による債権の保全手続がなされていないケースが多い。 県は、債権の保全に係る規定を具体的なものに改定し、各担当者が手続に迷う余地を与えず、全庁で適時適切かつ円滑に手続がなされるようにすべきである。	意見A	4. (3)② (280 頁)
第 9 児童扶養手当返納金（子ども政策室）			

	監査意見要約	意見区分	参照
	<p>手続規定の再整備が必要である。</p> <p>例えば、同要領内「第3 債務の履行が延滞した場合等の事務処理」において、その1に時効中断措置の規定を置いているが、手続規定は督促・催告等の請求手続までしか整備されていない。時効中断のためには請求のみならず、債務者による承認が必要である。</p>	意見B	4. (1)① (292 頁)
	<p>返納金未納部分のある受給者がその後再度手当の支給を受けている。</p> <p>この点、返納金未納部分と将来の手当支給額とは相殺される関係にあることを、法は明らかにしている（法第31条）が、県は当該債権債務の相殺に係る実務を行った実績はない。</p>	指摘	4. (2)① (293 頁)
	<p>連帯保証人等による債権の保全がなされていない。</p> <p>県は児童扶養手当返納金について、連帯保証人や債務承認書の手続・条件を規定等に反映することを検討し、さらに規定表現等の見直しを行った上で、債権の保全に努める必要がある。</p>	意見A	4. (3)① (294 頁)
	<p>時効の認識を誤り、成立後数年間不納欠損処理が行われていない。</p> <p>債権管理担当者が時効期間について誤った理解のうえで処理し、消滅時効が成立しないよう規定等の記載を修正し、正しく運用しなければならない。また、期限未到来部分のある債務者に対しては、債務承認等保全手続を速やかに行うべきである。</p> <p>さらに当該消滅時効に限らず、最新の判例等をフォローした上で定期的な規定の見直しを行うべきである。</p>	指摘	4. (4)① (296 頁)
	<p>時効管理しているエクセルデータ上の検証が行われていない。</p> <p>担当者の作成した資料の正確性を担保するよう、作成者以外の上長等による検証を定期的に行い、また定期的なデータ保全を行うことを検討すべきである。</p>	意見A	4. (4)② (300 頁)
	<p>延滞利息を決算上計上していない。</p> <p>県は延納利息を決算書に計上し、無資力等を明らかに証明できる児童扶養手当返納金に限り、当該利息を免除する事務を行うよう手続規定等の見直しを行うべきである。</p>	意見B	4. (5)① (300 頁)
第10 過年度医業未収金（病院事業局）			
	<p>入院患者に対して適時請求を行っていない。</p> <p>県は規程等に基づき適時請求を行うべきである。特に入院患者の診療報酬は高額となることから、退院時請求が何故できないのか、その原因の調査と分析を行い請求業務の速やかな改善が望まれ</p>	意見A	4. (1)① (335 頁)

	監査意見要約	意見区分	参照
	<p>る。</p> <p>この点、中央病院では平成 21 年 9 月適時請求できない原因をコンサルティング会社に外部委託して調査している。県は当該調査報告を受け、その内容を精査した上で適切な対策を図り、診療報酬の適時請求を行うことにより未収金の発生を未然に防ぐよう努力しなければならない。</p>		
	<p>カード支払の実効性が確保されていない（鶴岡病院）。</p> <p>当該システムの導入段階において、平成 19 年 3 月県立病院課が各病院に宛てた「病院料金のクレジットカード納付について」によると、「病院におけるクレジットカード納付開始の周知については院内掲示」を行うことが基本とされていた。しかし、平成 21 年 11 月現在、鶴岡病院ではクレジットカードでの支払いが可能であることは窓口を見る限り明確な状況となっていなかった。</p> <p>さらに、クレジットカードの読取機も会計窓口ではなく事務室内に設置されており、県が意図した未収金対策につき実効性が確保されていない結果となっていた。</p> <p>システム導入から 3 年を経過しようとしている現段階で、上記のような状況を放置することは、未収金対策に係る手続として妥当とはいえない。</p>	意見 A	4. (1)② (338 頁)
	<p>未払患者の再来院に対する手続規定がない（中央病院）。</p> <p>中央病院は県内最大規模の県立病院であり、その一方過年度医業未収金残高で全体の 46.4%を占めている。前述の通り、中央病院でも独自の未収金取扱内規を整備しているが、未収金再発防止の規定がないまま、平成 14 年施行以来その改定を行っていない（前出表 10 参照）。</p> <p>したがって、県は規程等の内容を定期的に検討し、未収金発生原因に対応する規定を速やかに整備し、運用すべきである。</p>	意見 B	4. (1)③ (338 頁)
	<p>保証人に対する手続が行われていない。</p> <p>県はまず規程・マニュアルを再整備し、保証人に対する具体的な徴収手続を速やかに行うことが必要である。</p>	意見 A	4. (2)① (339 頁)
	<p>相続調査が適時に行われていない。</p> <p>相続調査が行われない間に時効完成しているケースもあり、その対策について早急に対応すべきである。</p>	意見 A	4. (2)② (340 頁)
	<p>回収業務の委託契約につき問題がある。県は、明確な判断基準に</p>	意見 C	4. (2)③

	監査意見要約	意見区分	参照
	よる条文を具備した契約書を作成した上で、委託業務につき実効性のある契約を結ぶべきである。		(340 頁)
	入金時の充当処理が適切に行われていない。 県では、債務返済に係る弁済者の意思表示文書等が明確に保管されていないまま、消滅時効の中断を目的として後に弁済期が到来する債権に充当しているケースが散見された。この手続は民法上の処理として妥当ではなく、債務者の時効に係る援用につき対抗できない処理となる。	意見A	4. (2)④ (341 頁)
	法的措置の実施を検討すべきである。 県はこれまで、医業未収金につき強制執行による法的措置を実施していない。これは、県取扱要領に催告状発行以降の手続に係る規定を明記していないことも一つの要因と考えられる。 県は、増加の一途を辿る医業未収金の回収を促進するため、法的措置の手続規定の整備及びその実施を検討すべきである。	意見B	4. (2)⑤ (342 頁)
	業務委託に関する県民への説明が不適切である。 ホームページ「県民の生の声」における回答は、その業務委託内容にあたかも集金業務がないかのような誤解を与えかねない記述となっている。 県は収納業務委託に係る契約書・仕様書に基づく業務内容が、正しく県民に伝わるよう県ホームページの記述を改めるべきである。	意見A	4. (2)⑥ (342 頁)
	県取扱要領における時効の規定を適時に更新していない。 県は最新の判例等を各種規程等に反映するよう法的フォローを行った上で、定期的な規定等の見直しを行うことが肝要であろう。	指摘	4. (3)① (343 頁)
	債権の保全手続が適時適切に行われていない。 債権の保全は、県として統一した手続が行われるべきであり、病院や担当者によって異なる手続が行われている現状は改善されるべきである。	意見B	4. (3)② (344 頁)
	時効完成の債権につき手続が行われていない。 県はまず、なぜ時効が完成してしまったのかその原因を債権ごとに究明し、今後の債権管理に活用する手続を踏むべきであろう。 さらに、弁済者の充当意思を明確に示した一部納入や分割納入申請書の入手等の承認手続により債権は保全されることから、県は当該保全手続及びこれらに基づく回収手続を行うことが妥当である。	意見A	4. (3)③ (344 頁)

	監査意見要約	意見区分	参照
	<p>不納欠損処理すべき債権が含まれる可能性がある。</p> <p>時効についての理解や手続に法律上の誤解等があったことにより、すでに時効完成している債権が多額に上っている。この中に不納欠損処理されるべき債権が含まれている可能性があることから、県は時効完成済みの債権につき精査する必要がある。</p>	意見C	4. (3)④ (344 頁)
	<p>延滞金又は違約金を課すべきである。</p> <p>そもそも、延滞金等は県の収入を目的とするものではなく、滞納者にペナルティを科することによって、適時適切に納入している患者と明確な差別化をし、患者の滞納を未然に防ぐ効果を期待するものである。</p> <p>県は、診療契約あるいは入院証等その他の規定を再度見直し、延滞金等についての規定整備及び運用を検討すべきである。</p>	意見B	4. (4)① (346 頁)
第 1 1 地方税（総務部）			
	<p>個人住民税について、従来以上に、各市町村との連携を図る必要がある。例えば、具体策として考えられるのは、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税者の納付方法につきコンビニエンス・ストアでの収納を全市町村で可能となるようにし、納税者の利便性を高めること。 ・給与所得者の未収を防ぐために、雇用している事業者に対して、個人住民税の特別徴収制度を選択してもらうことをはたらきかけること。 ・各市町村に対して、回収に関する支援体制を強化すること。 	意見A	検出された事項及び意見の 1. (378 頁)
	<p>自動車税について、悪質・多額と認められる納税者には、自動車の差押を含めた厳しい姿勢でのぞむべきである。また、納税者の納税のしやすさを確保することも回収をすすめることにつながるものと考えられることから、例えば以下の方法を導入あるいは推進することを検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振替納税を推進すること ・コンビニエンスストアでの納付や休日の窓口納付を可能にすること 	意見A	検出された事項及び意見の 2. (378 頁)
	<p>発生後、長期間を経過している未収が散見される。既述した未収の中での最も古い未収は平成 4 年に発生したものであり、迅速な回収がなされたのかどうか、結果として徴収手続きが十分なものだったかは疑義なしとしない。地方税法等に基づき公平かつ適正な課税・徴収を実施することはもちろんであるが、長期化しないように努める必要がある。</p>	意見A	検出された事項及び意見の 3. (378 頁)

	監査意見要約	意見区分	参照
第 1 2	生活保護費返還金（健康福祉部）		
	<p>受給資格要件審査について、全県で統一した手続による整った体制が構築され運用されていることが必要である。</p> <p>受給者に対して、受給期間中の収入の変化等が生じた場合には申告義務が生じることを周知徹底させることが必要である。</p> <p>また、行政側でも受給者の収入状況及び財産状況を把握する体制を構築し運用することが必要である。</p>	意見 A	<p>検出された事項及び意見の 1.</p> <p>(391 頁)</p>
	<p>回収手続を充実することが必要である。特に、不実の申請その他不正手段により保護を受けた場合に適用される生活保護法第 78 条に基づく費用徴収のうち明らかに資力があると認められる場合には、強制執行を含めた厳格な対応を行うことが必要である。</p>	意見 A	<p>検出された事項及び意見の 2.</p> <p>(391 頁)</p>
	<p>当該延滞金は徴収されていないが、第 78 条を適用した場合等ケースによっては徴収しないことは適当ではないと考える。法令等を遵守し返還すべき事実該当した場合には然るべき返還等を行った受給者との間に、不公平な結果を生じさせると考えるからである。生活保護制度の趣旨も十分考慮しながら、山形県税外収入金延滞金等徴収条例の改正を行い、これに伴う規則等を整備し、徴収すべきと認められる場合には徴収すべきである。</p>	意見 A	<p>検出された事項及び意見の 3.</p> <p>(392 頁)</p>
	<p>監査対象とした債務者について、債権の発生経緯等に関する詳細な記録が提示されなかった。過去において、担当者間の引き継ぎがうまくなされなかったことが原因と推測される。</p>	指摘	<p>検出された事項及び意見の 4.</p> <p>(392 頁)</p>
	<p>一定の期間を経過した債権は、回収担当を設け、一括管理・回収を行うことも検討されるべきである。</p>	意見 A	<p>検出された事項及び意見の 4.</p> <p>(392 頁)</p>
	<p>発生より長期間経過している債務者については、回収可能性がある場合には回収に努める必要があり、年齢、資産状況及び収入状況等を考慮して回収の見込みがない債務者については、すみやかに不納欠損処理を行うことも検討されるべきであるとする。</p>	意見 A	<p>検出された事項及び意見の 5.</p> <p>(392 頁)</p>
第 1 3	廃棄物の不法投棄費用代執行（各総合支庁）		
	（不法投棄に対する対策）	意見 A	4.（1）

	監査意見要約	意見区分	参照
	<p>行政代執行が行われる時点で未収金が発生し、その未収金が回収されなくなる可能性が高いと認識すべきである。すなわち未収金を発生させないために、行政代執行を行わずにすむように問題が認識されたならば速やか、かつ、厳正な対応を行い、事態の改善を図るべきである。県では各不法投棄物防止対策を講じているが、これらの策を有効なものとなるように努める必要がある。</p>		(399 頁)
	<p>(廃棄物収集運搬業許可業者に対する監督体制)</p> <p>新規許可申請、5 年毎の更新許可申請及びその間の変更許可申請時に、環境省の通知に沿って、許可の基準の 1 つである「経理的基礎を有すること」(廃棄物処理法施行規則第 10 条第 2 号ロ及び第 10 条の 5 第 1 号ロ) の審査を行っている。経理的基礎を有しないと認められる場合には許可しないことが可能であるが、この点の十分な審査を行うことが必要である。必要と認めた時には公認会計士等の職業会計人による検証を行うことも必要である。</p>	意見 B	4. (2) (402 頁)
	<p>(回収努力の継続)</p> <p>調査対象のうち一部については、平成 20 年 1 月から 2 月に行政代執行が行われている。当該未収金については、手続きに従い回収努力を継続し、未収金の状態を解消することが必要である。また、必要であれば、担当である村山総合支庁北村山税務課に対して滞納処分の依頼を行うことも検討されるべきである。</p>	意見 A	4. (3) (402 頁)

第2章 各論

第 1 未収金に対する山形県の対応（出納局）

（概要）

ここで山形県が「未収金」と言っているのは、回収が未済となった債権であり、いわゆる、正常であれば、山形県が金銭として回収していたであろうが、なんらかの理由で、「取（とり）っぱぐれた。」異常な債権である。

平成20年度末の山形県の未収金（収入未済額）は、約47億4,400万円である。（資料2、4）

またこの未収金は平成15年度からみると、比較的景気が安定していたと思われる平成16年度から18年度には減少したが、税源移譲や最近の景気の低迷が原因となっているのか、平成19年度、20年度には増加している。（資料1、2）

山形県出納局は、この未収金の増加を抑え、また未収金の回収を図るため、山形県未収金対策本部会議を次の通り開催してきた。

第1回 平成19年12月27日（資料5、6）

第2回 平成20年 2月14日（資料7、8、9、10）

第3回 平成20年 7月31日（資料11、12、13）

第4回 平成22年 2月 9日（資料17、18、19、20、21、22、23、24、25、26）

山形県出納局の「新たな未収金対策概要（案）」（資料24）が第4回山形県未収金対策本部会議に出された。これにより山形県は、未収金の発生防止・回収促進に向けた新たな取組を実施するとしている。

監査人は、山形県出納局の未収金対策についてのこれまでの経過、今後の取組への考えを聴取したので、意見を形成した。

(意見)

1. 監査人は、現時点における、山形県出納局の未収金（収入未済額）についての回収意識を高く評価する。監査人は、さらに踏み込んで、未収金（県税以外）で長期滞留しているものについては、各部から切り離して、出納局等の部に移管し、責任を持って、集中的に回収に努めるべきであると判断した。【意見A】

（なお、ここで県税以外としたのは、実際の県税の徴収については市町村税と徴収体制が密接であるため、県は単独で徴収活動を行なえず、市町村と協調せざるを得ないだろうとの判断による。しかし、出納局（回収専門部署）では、県税であろうとも、県の未収金であることには変わりなく、常に状況を把握し対策を講じなければならぬ。）

すでに、山形県出納局は、平成19年12月の山形県未収金対策本部会議および幹事会を開催し、それもかなりの人数をかけて開催し（例として、資料8、12、18を参照。）、平成22年2月に行なわれた第4回まで、すでにあしかけ3年となっている。監査人としては、慎重な検討よりも、具体的施策をすみやかに実行していく段階に来ていると判断している。

監査人が平成21年12月までに山形県出納局から提示を受けた資料および説明から、山形県出納局は、現在、長期滞留の未収入金を、あくまでもその発生部署で回収させることを考えており、その各部署の取組についてサポートすることがその職責と考えていた。

すなわち、債権回収の専門的知識を有する専門家（嘱託職員）に、各部署の未収金回収の担当者を実地指導させることを考えていたのである。

この考え方は、平成22年2月の第4回山形県未収金対策本部会議で提示された「新たな未収金対策概要（案）」（資料24）でも同じである。

長期滞留債権の回収は、実際、債権回収の専門的知識を有する専門家であっても容易ではなく、まして、各部署の職員に、その回収の専門知識を学習してもらうよう指導を行う方法で回収を図るというのであるから、監査人は、費用対効果に著しく疑問を持ったのである。

監査人としては、むしろ、山形県のすべての長期滞留債権を、出納局（出納局でなくとも、未収金回収を専門とする部署でもよい。）に集中移管させ、出納局等の職員が、自ら回収に当たるのが合理的であると、山形県出納局に主張してきた。

実証としての金融機関のケースをみると、長期滞留の痛んだ債権を各支店から切り離し、本部等に債権回収の専門セクションを設置し、そこで集中的に回収を図って

いる。

また、長期滞留債権を現場から切り離すことで、現場は通常の業務に集中でき、より少ない人員で効率よく通常業務を遂行できるようになる。

債権回収という特殊な知識を山形県職員に広くばらまき、現場で回収させようとする、現場要員の負荷が量と質の両面で大きくなり、山形県職員の時間と労力の効率的な活用を阻害する危険がある。

長期滞留債権は、必要な回収行為の対象としては、その発生時点での個性（発生時点での法のしぼり）が希薄になっており、必ずしも、発生した部署に置かなければならないものではないと考える。

監査人は、是非、出納局等の特定の部署で長期滞留債権を、移管集中管理（回収）すべきであると主張する。

2. 未収金の名寄せを行うべきである。【意見A】

未収金について、現在「名寄せ」が行なわれていない。「名寄せ」とは、未収金の場合、未収金の債務者毎に、各部署で生じた未収金を寄せ集めることである。

（資料3，4）の未収金の内訳をみると、未収金の残高は、科目毎、さらに所管部署毎に集計されている。

また、発生および回収そして残高の状況については、部署毎に集計され管理されている。（資料23）

しかし、山形県の未収金管理としては、本来、各債務者ごとに、山形県全体としていくらの債権を有しているのか把握しなければならないが、これが体制として構築されていない。

この「名寄せ」ができれば、債務者毎に山形県として、一貫した対応ができるようになる。同一人に対し、山形県の各部署がバラバラに対応することがなくなり、債務者にとって煩わしさが軽減されるとともに、山形県にとっても、回収活動をより円滑にかつ確実に行うことができる。

この「名寄せ」は、1. で記載した「集中管理」の情報的な側面を支えるツールであり、必ず実施すべきである。

監査人は、山形県は一つと考えており、知事を扇のかなめにした一つの組織体であると認識している。従って、山形県Aとか山形県Bとか山形県Cとかがあつて、債務者甲が山形県Aには納付するが、山形県Bや山形県Cに対する債務は踏み倒すことができるとは考えていない。

税金とか行政サービスの対価とか、債務の発生原因は種々あろうが、山形県に債務のある県民がその債務を消滅させる（金銭を支払う）行為は、いったん債務が確定した以降は変わらないので、名寄せを行わない方が不自然である。

また、回収可能性の判断は、債務者の財政状態いかににかかわるものであり、回収活動には、名寄せが不可欠である。

名寄せをすすめるためには、守秘義務や個人情報保護条例との整理も必要との山形県出納局等の考えであった。特に、地方税法第22条（資料14）の秘密漏えいに関する罪を意識していた。監査人としては、地方税法第22条をみる限り、組織体（山形県）の外に「漏らす」「窃用」しない限りは罪に問われないと考える。

むしろ、県税の各部署が出納局等に必要な情報を教えなくて、山形県全体としての「名寄せ」ができず、債務者の状況把握が不十分となり、もって不良債権を増大となることは避けるべきだ、と考える。

3. 未収金（収入未済額）につき、3か月までは各部署に置き、それを超える未収金は出納局（回収専門部署）に移管し回収に当たる等の迅速な対応が実践的である。【意見A】

平成22年2月の第4回山形県未収金対策本部会議で提示された、「未収金の区分と対応策の概要」（資料26）、「新たな未収金対策の概要（案）」（資料24）そして「新たな未収金対策 全体スケジュール（案）」（資料25）がある。

これらを検討すると、次の問題点が浮かび上がってくる。

- ① 県税、商工関係貸付金、医業未収金について、成果の評価は出ていないのに、独自の対策を講じているとして、当該対策の対象から外している。この結果、平成20年度末の収入未済額（未収金）である約47億4,400万円のうち、約7億5,600万円のみを対象としている。
- ② 全体目標を、各年度の収入未済額（未収金）の累計が前年度を下回れば良いとしており、どの程度下回ればよいのかを明示していない。従って、全体目標については、前年度と横並びに甘んじる恐れがある。
- ③ まずは、管理指針とか債権の区分の仕方を策定してから、といった風に、実際の行動が始まるまで時間を要するスタンスであること。
- ④ 事務局は、所管課のヒアリングにより全体を把握し進行を管理、回収可能性による債権区分と対応策の指導、年度ごとの具体的目標設定、所管課と協同して回収に取り組むといったような、いわゆる指導的な立場をとり、不良債権を自らに集中して移管取り込み回収しようというスタンスには立っていない。

さらに、回収が困難な不良債権（2号未収金、3号未収金）については所管課の名前が出ているが、事務局の名前は出ていない。

- ⑤ 「未収金の区分と対応策の概要」（資料26）という不良債権回収の為の債権分類スキームが提示されたが、この意味について疑問がある。

このスキームは、次のようである。

当年度発生した未収未済額について所管課で年度内に回収完了するが、回収できない未収未済額については、対策本部事務局が所管課からヒアリングを行ない、未収金の区分の決定を行う。その区分は、積極回収の1号未収金、徴収停止等の2号未収金、状況観察の3号未収金である。

未収金の区分は前年度から収入未済で繰り越したものを対象としており、当年度にすでに痛んでいる債権については対策本部事務局では土俵にのらない。また、このような3つのカテゴリーに分類する際、相当の稼働人員の時間を要することを忘れてはならない。分類するための分類であってはならない。

この県が行なおうとする分類作業に対する、回収についての費用対効果のパフォーマンスについては疑問である。

金融庁で指導し、金融機関の自己査定で実施している「債務者区分」および「債権分類」の手法は、貸倒引当金および貸倒損失の算定のため編み出されたもので、債権回収を目的とするものではない。債権の分類を行なったからと言って、回収が良くなるとは限らないのである。

通常、回収の観点から債権を分類するときは、その金額的重要性を勘案して大口債権とその他の債権に分類し、またその回収可能性を勘案して延滞期間で分類するのが扱いやすさやわかりやすさから一般的である。

不良債権は生ものであり、時間の経過とともに劣化していく（回収できなくなっていく）ものである。複雑な分類について時間を要すよりは、手を動かして行った方が成果はあがるのではないだろうか。

すなわち監査人の考えるスキームはこうである。

まず、収入未済額（未収金）を、現場（所管課）に置くのは3カ月間とする。その間、現場では、電話や訪問で徹底的に債務者に接触を持ち、回収を図る。3か月経過した段階で、現場から出納局（回収専門部署）がその債権の移管を受ける。それ以降は、出納局（回収専門部署）が、現場と連絡を取り合いながら回収作業を行う。ルールは、それだけである。

意図している点は次のとおりである。

- ① 現場にある収入未済額は、延滞期間が3カ月以内のもののみとなり、ターゲット

が明確になる。

- ② 現場において、債権回収に関連する高度で詳細な専門知識は特に必要としない。
- ③ 現場において、長期滞留債権回収に対する労力とストレスがなくなるので、現場の通常機能が向上し、山形県民にとって納得できる人員配備の可能性が出てくる。
- ④ 不良債権化していくかいかないかの分岐点は、収入未済が生じて早い時期であり、早期の回収作業がポイントである。
- ⑤ 収入未済から3か月経過後は、出納局（回収専門部署）にその債権を移管することで回収責任を明確にできる。
- ⑥ 出納局（回収専門部署）に不良債権回収の専門知識、および不良債権に関するより深度の高い情報を集中することができる。また、不良債権が集中しているので名寄せ情報も確度高く迅速に収集整理保管できる。

なお、出納局（回収専門部署）が労力を要するからと言って、山形県の職員の増加は意図していない。出納局（回収専門部署）、未収金が生じた所管現場、および他の部署の人員を調整することにより体制強化を図るべきである。

4. 出納局（回収専門部署）に弁護士の任期付公務員の起用が即戦力として望ましい。

【意見A】

上記の策を効率よく達成する秘策がある。それは弁護士の任期付公務員の起用である。

任期付公務員は、中央省庁等において、専門的な知識経験又は優れた識見を有する人材を行政の外部から任期を定めて採用し、必要な場合には特別な俸給表を適用することにより適切に処遇することを可能とする制度であり、地方公共団体の一般職職員についても、同様の任期付職員の採用を可能となっている。

従来弁護士は原則として報酬のある公職を兼ねることができなかつたため、弁護士が資格を持ち官公庁等で働く場合は、非常勤職員もしくは弁護士登録を取消して公務員となるしかなかった。こうした中、国、地方公共団体における任期付公務員制度が導入され、その後、弁護士が報酬のある公職を兼ねることができるようになった。具体的には、弁護士の公務就任の制限が撤廃された。（資料16）

弁護士の任期付き公務員は、訴訟等の法律にまつわる業務を即遂行できるため、きわめて効率の良い実践型公務員といえよう。

また、別項で、連帯保証人や物的担保について対応が甘いとの指摘があるが、当該法律問題についても、弁護士の任期付公務員が有効である。

是非、採用されるべきである。

5. 山形県の未収金（収入未済額）について、残高および発生、回収状況について県民の認識を得るため、定期的に新聞等に公表し、詳細のデータについては、インターネットにのせて、県民に知らしめるべきである。【意見A】

新聞記事（資料15）で取り上げられたように、山形県は未収金回収へ集中対応するとの意思を示している。その意思の実現状況についても、継続して新聞紙上等で公開すべきである。

未収金の定期的公開と詳細情報の掲示の効用は次のとおりである。

- ① 未収金（収入未済額という支払延滞している異常債権）に対する県民の関心向上
- ② 支払延滞が県民に迷惑をかけている事実の周知による回収意識、支払意識向上
- ③ 未収入金情報の継続公開（例えば、「未収金天気図」）による山形県の回収担当者（各部署、出納局、長期滞留債権回収専門部署）に対する継続的意識付け

県への納付について、良い県民（正しく支払っている県民）が悪い県民（支払う能力があるのに、欺いて支払いを渋っている県民）に変貌しないように、県は自らを革新しながら努力しなければならない。

もちろんその際、県は費用対効果を十分考えて努力しなければならない。

(資料1) 収入未済額 (平成15～20年度) (その1)

一般会計		収入未済額の推移 (平成15～20年度) (その1)							【単位: 千円】
科	目	H20	H19	H18	H17	H16	H15		
県税	個人県民税	1,678,975	1,329,156	895,569	865,966	856,266	841,409		
	法人県民税	41,133	34,320	37,379	37,901	67,956	50,658		
	個人事業税	81,344	86,254	82,068	87,933	87,278	94,882		
	法人事業税	48,394	66,466	87,492	65,713	142,490	118,031		
	不動産取得税	153,640	175,156	262,558	252,141	225,412	219,627		
	自動車税	416,590	414,414	448,910	470,587	479,199	474,594		
	軽区画税	0	36	36	36	36	36		
	軽油引取税	31,717	217,599	15,163	12,165	17,387	16,863		
	料理飲食等消費税	1,416	1,716	3,235	3,534	13,998	14,298		
	特別地方消費税	4,819	5,014	5,302	5,526	10,515	3,218		
	ゴルフ場利用税その他	7,312	7,096	8,098	10,666	17,228	16,168		
	計	2,465,400	2,337,227	1,845,830	1,812,168	1,917,825	1,859,864		
加算	不申告加算金	3,354	3,837	6,608	8,231	11,140	11,252		
	過少申告加算金	5,751	5,732	6,245	7,661	2,753	3,222		
	重加算金	14,133	18,027	34,077	59,655	60,985	30,224		
計	23,238	27,596	46,930	75,547	74,818	44,688			
分担金及び負担金	県費措置費負担金	22,794	22,045	23,690	22,895	22,632	24,832		
	未熟児養育費負担金	349	261	446	161	2	85		
	計	23,143	22,306	24,136	23,056	22,634	24,917		
使用料及び手数料	県営住宅使用料	48,709	47,300	45,238	48,725	46,495	45,847		
	高等字校使用料	6,818	5,947	6,246	5,295	6,231	5,811		
	使用料その他	8,878	8,566	8,375	8,316	7,480	6,746		
計	64,405	61,843	59,859	62,336	60,216	58,404			
国庫支出金	計	1,090	0	0	0	0	0		
	財産収入	1,238	1,214	1,552	1,474	1,724	1,863		
諸収入(加算金を除く)	延滞金	3,490	3,223	3,043	2,875	3,136	2,439		
	放置金	2,233	1,456	1,126	0	0	0		
	分擔金	322,949	324,279	263,638	26,337	26,357	14,670		
	運約金及び延納利息	1,040	1,011	1,048	902	651	184		
	過在庫蔵出返納金	12,370	257,386	16,243	15,897	40,960	33,153		
	過在庫蔵買返還金	21,448	20,866	24,564	25,784	23,638	23,599		
	生活保護費	43,243	43,118	32,681	32,681	32,499	473		
	雑収入	15,698	10,520	7,475	5,583	5,417	401,398		
	諸収入その他	422,471	661,879	349,818	110,059	132,658	475,916		
	計	3,000,985	3,112,065	2,328,125	2,084,640	2,209,935	2,465,652		

注: 税外収入の滞納繰越分については、当初調定時の科目単位に集計している。

(資料2) 収入未済額 (平成15～20年度) (その2)

収入未済額の推移 (平成15～20年度) (その2)

特別会計 款	額	収入未済額の推移 (平成15～20年度)					H15	H15
		H20	H19	H18	H17	H16		
諸収入	母子福祉資金貸付金元利収入	194,522	192,461	186,977	186,047	179,856	171,624	
	妻孀福祉資金貸付金元利収入	5,572	6,994	7,482	7,579	11,103	10,756	
	過年度産費出返納金	9,940	9,748	9,262	8,035	8,070	5,825	
母子福祉 福祉資金特別会計	福祉資金特別会計合計	210,034	209,203	203,721	201,661	199,029	188,205	
	土地取得費貸付金元利収入	65,699	65,699	66,219	75,927	0	0	
	工場等集団化貸付金元利収入	124,033	125,164	126,285	288,134	0	0	
	小売商業店舗共同化貸付金元利収入	2,809	2,845	2,881	2,917	0	0	
	設備近代化貸付金元利収入	68,416	70,095	72,168	102,528	0	0	
	商店街近代化貸付金元利収入	162,611	164,255	165,646	171,958	0	0	
	小規模企業等設備導入資金貸付金元利収入	3,100	4,043	4,986	22,874	129,129	143,708	
諸収入	小規模企業等設備導入資金特別会計合計	711,449	712,128	713,501	714,598	1,271,679	1,288,435	
	高度化資金貸付金元利収入	24,960	25,033	25,095	27,050	29,241	29,132	
	運約金及び延納利息	1,163,077	1,169,262	1,176,781	1,405,986	1,430,049	1,461,275	
小規模企業等設備導入資金特別会計合計		1,163,077	1,169,262	1,176,781	1,405,986	1,430,049	1,461,275	
財産収入	土地建物貸付収入	1	1	1	1	1	1	
土地取得 事業特別会計	事業特別会計合計	1	1	1	1	1	1	
諸収入	農業改良資金貸付金元利収入	11,188	11,697	10,288	10,164	9,516	9,279	
	放鷹支障資金貸付金元利収入	550	0	0	0	0	0	
	放鷹支障資金特別会計	1,889	1,400	0	0	0	0	
農業改良 資金特別会計	資金特別会計合計	13,627	13,097	10,288	10,164	9,516	9,279	
諸収入	林業改善資金貸付金元利収入	8,108	8,128	8,128	8,205	6,965	7,905	
	林業改善資金特別会計	10,321	10,441	10,209	10,269	10,443	10,453	
	林業改善資金特別会計合計	18,429	18,569	18,337	18,974	17,408	18,358	
使用料	港源使用料及び占用料	2,192	2,192	2,040	1,241	299	298	
雑収入	雑収入	304	271	244	201	87	0	
雑収入	雑収入特別会計合計	2,496	2,463	2,284	1,442	386	298	
雑収入	雑収入特別会計合計	1,407,664	1,412,595	1,411,412	1,638,228	1,656,389	1,677,416	
特別会計	特別会計合計	1,407,664	1,412,595	1,411,412	1,638,228	1,656,389	1,677,416	
一般会計	特別会計合計	4,408,649	4,524,660	3,739,537	3,722,868	3,866,324	4,143,063	
一般会計	特別会計不納欠損額	403,256	203,475	412,906	222,808	544,596	158,584	
公営企業会計	公営企業未収金	299	319	339	0	0	0	
病院事業会計	過年度医療未収金	335,282	408,595	350,208	287,321	220,334	211,009	
	上段：全病院合計、下段：日本海病院を除く	335,282	308,206	269,854	220,022	171,664	156,582	
合計		4,744,230	4,933,574	4,090,084	4,010,189	4,086,658	4,354,077	

(資料3) 内訳 (その1)

平成20年度末収入未済額及び所管課
一般会計 (単位:千円)

科	目	20年度末残高	内 訳	説 明	予算主管課	
分担金 及び負 担金	児童措置費負担金	22,794	13,143	児童措置費負担金	子ども家庭課	
	未熟児養育費負担金	350	9,651	児童措置費負担金	障がい福祉課	
	計	23,144	23,144	未熟児養育費負担金	子ども家庭課	
使用料 及び手 数料	県営住宅使用料	48,709	48,709	県営住宅使用料	管理課	
	高等学校使用料	6,818	6,818	高等学校使用料	教育庁総務課	
	使用料その他	8,878	13	河川水面使用料及び占用料	最上総合支庁	
			19	河川水面使用料及び占用料	庄内総合支庁	
			229	河川水面使用料及び占用料	村山総合支庁	
			0	河川水面使用料及び占用料	置賜総合支庁	
			5	漁港占用料	庄内総合支庁	
			359	港湾使用料及び占用料	庄内総合支庁	
			285	道路占用料	最上総合支庁	
			49	道路占用料	庄内総合支庁	
			304	道路占用料	村山総合支庁	
			623	道路占用料	置賜総合支庁	
			5	道路占用料	管理課	
			12	公共用財産使用料及び産出物採取料	管理課	
			308	産業技術短大使用料・延滞金	雇用労政課	
			2,745	産業創造支援センター使用料	産業政策課	
			0	情報公開手数料	総務課	
			0	土地建物使用料	教育庁総務課	
			33	保健所手数料	庄内総合支庁	
			52	保健所手数料	村山総合支庁	
			321	総合療育センター使用料	障がい福祉課	
			88	知的障害児施設使用料	障がい福祉課	
			226	地域特別貸借住宅使用料	管理課	
			964	土地建物使用料	管理課	
			1,844	特定優良貸借住宅使用料	管理課	
			390	短期大学使用料及び延滞金	学術振興課	
		計	64,405	64,405		
	財産収入			162	土地建物貸付収入	財政課
				344	動物売払収入	エコ農業推進課
				657	酒田市所在県有土地貸付収入	庄内総合支庁
			75	酒田市所在県有土地貸付収入	管理課	
		計	1,238	1,238		
在庫支出金	計	1,090	1,090	水道施設整備費補助	食品安全対策課	
諸収入 (加算 を除)	延滞金		26	延滞金	会計課	
			1,027	延滞金	子ども家庭課	
			2,128	延滞金	障がい福祉課	
			11	延滞金	健康福祉企画課	
			11	延滞金	置賜総合支庁	
			3	延滞金	管理課	
			16	延滞金	村山総合支庁	
			117	産業技術短大使用料・延滞金	雇用労政課	
			153	短期大学使用料及び延滞金	学術振興課	
			小計	3,491	3,491	
	弁償金			5,827	弁償金	管理課
				291,400	弁償金(測量等業務委託損害賠償金)	管理課
				25,722	弁償金(農業土木工事損害賠償金)	農村計画課
		小計	322,949	322,949		
	違約金及び延納利息			343	違約金及び延納利息	教育庁総務課
				323	違約金及び延納利息	健康福祉企画課
				347	違約金及び延納利息	保健業務課
			4	違約金及び延納利息	管理課	
			23	違約金及び延納利息	エコ農業推進課	
	小計	1,040	1,040			
過年度歳出返納金			1,618	過年度歳出返納金(特別児童扶養手	障がい福祉課	
			343	過年度歳出返納金	教育庁総務課	
			8,957	過年度歳出返納金(児童扶養手当返	子ども家庭課	
			419	過年度歳出返納金(生活保護費医療	健康福祉企画課	
			1,006	過年度歳出返納金(補助金返納分)	工業振興課	
			0	過年度歳出返納金	生産技術課	
			25	過年度歳出返納金(補助金返納分)	管理課	
	小計	12,370	12,370			

(資料4) 内訳 (その2)

科 目	20年度末残高	内 訳	説 明	予算主管課
諸収入 (加算 を除)	生活保護費返還金 21,448	18,488	生活保護費返還金	健康福祉企画課
		42,772	雑入(不法投棄代執行経費)	村山総合支庁
		444	雑入	教育庁総務課
		0	雑入	子ども家庭課
		26	雑入	市町村支援課
		1	雑入	会計課
小計	43,243	43,243		
放置違反金	2,233	2,233	放置違反金	会計課
諸収入その他		17	一般社会保険料	管理課
		11	障がい者自立支援法特定費用収入	障がい福祉課
		395	心身障がい者扶養共済掛金収入	障がい福祉課
		4,344	特別賞与奨学金貸付金元利収入	教育庁総務課
		5,597	スポーツ及び芸術奨学金貸付金元利収入	教育庁総務課
		1,581	育英奨学金貸付金元利収入	教育庁総務課
		1,332	介護福祉士等修学資金貸付金元利収入	健康福祉企画課
		1,370	看護職員修学資金貸付金元利収入	保健業務課
		842	高等学校校定時制課程修学資金貸付金	教育庁総務課
		20	マリンセミナー負担金	県民文化課
		6	保護者負担金収入	子ども家庭課
		115	社会福祉施設職員等食費収入	障がい福祉課
		69		
小計	15,698	15,698		
計	422,472	422,472		
一般会計合計 ①	512,349			

(単位：千円)

科 目	20年度末残高	内 訳	説 明	予算主管課
諸収入		194,522	母子福祉資金貸付金元利収入	
		5,571	寡婦福祉資金貸付金元利収入	
		9,940	過年度歳出返納金	
母子寡婦福祉資金特別会計合計	210,034	210,034		子ども家庭課
財産収入		1	土地建物貸付収入	
小計	1	1	土地取得事業特別会計合計	工業振興課
諸収入		11,188	農業改良資金貸付金元利収入	
		550	就農支援資金貸付金元利収入	
		1,890	違約金及び延納利息	
小計	13,628	13,628	農業改良資金特別会計合計	農政企画課
		8,108	林業改善資金貸付金元利収入	
		10,321	違約金及び延納利息	
小計	18,429	18,429	林業改善資金特別会計合計	森林課
使用料		2,192	港湾使用料及び占用料	
諸収入		304	雑入	
小計	2,496	2,496	港湾整備事業特別会計合計	管理課
特別会計合計 ②	244,587			
〔新たな取組〕の対称債権 (①+②)	756,936		・・・(A)	

科 目	20年度末残高	説 明	予算主管課
県税	2,465,400	本税	税政課
加算金	23,238	加算金	税政課
県税計	2,488,638		
企業局会計	299		企業局
病院事業会計	335,282		病院事業局
諸収入	65,699	共同施設貸付金元利収入	
	124,033	工場等集団化貸付金元利収入	
	2,809	小売商業店舗共同化貸付金元利収入	
	68,416	設備近代化貸付金元利収入	
	162,611	商店街近代化貸付金元利収入	
	3,101	小規模企業者等設備導入資金貸付金元利収入	
	711,449	高度化資金貸付金元利収入	
	24,960	違約金及び延納利息	
小計	1,163,077	小規模企業者等設備導入資金特別会計合計	産業政策課
〔新たな取組〕の対象外債権	3,987,296	・・・(B)	

総合計(A)+(B) 4,744,232

(資料5)

第1回山形県未収金対策本部会議

第1回

山形県未収金対策本部会議

平成19年12月27日(木)16時～

県庁503会議室

次第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 協 議

(1) 未収金の現状について

(2) これまでの取組みと当面の課題について(資料2)

(3) 未収金縮減のための目標管理について

(4) 財務規則上の債権管理方法の確認について

(5) その他

4. 閉 会

(資料6)

各課が実施している未収金対策例

平成19年12月

○ 県税(税政課)

- ・「山形県地方税徴収対策本部」の設置(19年5月)
- ・滞納整理強化月間の指定(19年7月～9月)
- ・納税推進強調月間の設定(19年12月)
- ・納税通知書の早期発送(自動車税)や休日窓口の設置
- ・差押の強化やインターネット公売の活用

○ 生活保護費返還金(健康福祉企画課)

- ・返還金の発生を防止するための、的確な収入把握

○ 児童措置費負担金・母子福祉資金貸付金・寡婦福祉資金貸付金

(児童家庭課・障がい福祉課)

- ・標準的償還督促マニュアルによる早期対応努力
- ・連帯借受人や連帯保証人への償還請求

○ 小規模企業者等設備導入資金貸付金(産業政策課)

- ・定期的な決算書の徴求による経営状況の把握

- ・ 中小企業基盤整備機構の「調査・アドバイザー制度」の積極活用
- ・ 庁内に専門知識を有する嘱託職員の設置（平成19年11月1日から）
- 林業改善資金貸付金（森林課）
 - ・ 平成18年度から貸付方式を民間金融機関からの転貸に移行
- 県営住宅使用料（建築住宅課）
 - ・ 入居者への催告や夜間滞納整理の実施
 - ・ 不誠実者に対する民事訴訟法による支払い督促や明渡し訴訟の提起
- 高等学校使用料(教育庁総務課)
 - ・ 「山形県立高等学校授業料等未納対策事務取扱要綱」の策定(17年4月)
 - ・ 同要綱の見直しを20年度から、19年度へ前倒し検討
- 病院事業収益(県立病院課)
 - ・ 回収の強化 督促や催告、嘱託職員の配置、訪問や呼出、分納相談
 - ・ 発生防止 退院時請求、救急外来預かり金、クレジット決裁の導入
 - ・ 今後の検討 法的措置の強化、訪問徴収の強化、コンビニ収納の実施
連帯保証人制度の導入、休日・夜間会計対応の検討

(資料7)

第2回山形県未収金対策本部会議

- 第2回
山形県未収金対策本部会議
平成20年2月14日(木) 9:45～
議会棟2階第1会議室
- 次第
1. 開会
 2. あいさつ
 3. 協議
 - (1) 未収金の実態調査結果について
 - (2) 数値目標の設定について(担当の各部次長)
 - (3) 今後のスケジュールについて
 - (4) その他
 4. 閉会

(資料 8)

第 2 回山形県未収金対策本部会議出席者名簿

平成 20 年 2 月 14 日

副知事(総務部担当) (本部長)
会計管理者(兼)出納局長 (副本部長)
総務部次長
文化環境部次長
健康福祉部次長
商工労働観光部次長
農林水産部次長(事務)
土木部次長(事務)
村山総合支庁総務企画部長
最上総合支庁総務企画部長
置賜総合支庁総務企画部長
庄内総合支庁総務企画部長
教育庁理事(兼)教育次長
企業局長
病院事業局長
警察本部警務部長
出納局総務課長 (事務局)
出納局経理課長 (事務局)

(資料 9)

山形県未収金対策研修会(案)

目的	県における未収金の適正な管理と効果的な収納を促進するため、事業担当職員、会計担当職員に必要な税外の債権管理にかかる法令面・実務面の基礎知識の充実を図る。
対象	貸付金、使用料・手数料等主に民法上の債権管理にかかる事務事業を担当する職員及び会計担当職員。
人数	30 名程度
場所	あこや会館会議室
日時	3 月 10 日(月)13 時～16 時
研修内容(予定)	1. 債権管理事務の基礎(出納局) 2. 公金収納事務の進め方と法的知識(税政課). 3. 現場における滞納者との折衝方法(金融機関 OB 等)

主催	山形県未収金対策本部
----	------------

(資料10)

未収金に関する全国調査結果(2008/01/22)	
	回答数41県(87.2%)
1. 税を含む未収金対策の全庁的組織の有無	有(5道県、12.2%)・無(36都府県、87.8%)
	北海道・山形・茨城・奈良・鳥取
2. 税を除く未収金対策の全庁的組織の有無	有(4道県、9.8%)・無(37都府県、90.2%)
	北海道・山梨・広島・山口
3. 未収金の回収に関する	
①「全庁共通マニュアル」の有無	有(4道県、9.8%)
	北海道・秋田・大阪府・鳥取
②個別業務ごとのマニュアルの有無	有(25道府県、61.1%)
③全庁的な職員研修の実施の有無	有(7道県、17.1%)
④上記研修の講師(該当する場合○ 複数回答可)	
	・税務、会計担当などの内部職員(5、北海道・秋田・山梨・広島・香川)
	・弁護士(2、鳥取・徳島)
	・債権回収会社職員(2、広島・徳島)
	・金融機関職員(1、山梨)
	・中小企業診断士(0)
	・その他(簡易裁判所の担当書記官(香川))
⑤個別業務ごとの研修有	(19道府県、振3%)(対象業務名:税・母子寡婦など)
4. 未収金回収の数値目標の設定の有無	有(14道県、34.2%)
①設定基準	
	・未収金額の全部(4県、秋田・宮城(税)・和歌山・鳥取)
	()円以上のもの(1千万円以上(北海道)、100万円以上(茨城)、1億円以上(沖縄))
	・その他(率/額(群馬)、率(税、富山・岐阜)、個別に設定(石川・広島・山口・大分))
②設定期間	
	・6ヶ月以内(0)
	・1年以内(茨城・石川・岐阜・和歌山・山口)
	・3年以内(宮城・広島)
	・個別に設定(秋田・大分)
	・その他(年度内(北海道)、年度(群馬・富山・沖縄))
特に有効と思われる回収方法等(香川県)	

- ①徴収ノウハウを有する税務担当課による徴収の一元化体制（検討中）
- ②支払督促の中立（県立病院の診療費未収金。19年11月実施）
 - ① 権回収会社や弁護士事務所への委託（検討課題）

（資料11）

第3回山形県未収金対策本部会議

第 3 回

山形県未収金対策本部会議

平成20年7月31日（木）14：00～

議会棟2階第1会議室

次第

1 開 会

2. あいさつ（日野副知事）

3. 協 議（議長：日野副知事）

（1）収入未済額の推移と平成19年度収納実績について

（2）平成20年度の収納目標等の設定について

19年度の活動

（3）発生防止及び回収にあたっての課題等について

（4）今後のスケジュールについて

（5）その他

4. 閉 会

（資料12）

第3回山形県未収金対策本部会議出席者名簿

平成20年7月31日

副知事（総務部担当）（本部長）

会計管理者（兼）出納局長（副本部長）

総務部次長

政策推進部次長

文化環境部次長

健康福祉部次長

商工労働観光部次長

農林水産部次長（事務）

土木部次長（事務）

村山総合支庁総務企画部長

最上総合支庁総務企画部長
置賜総合支庁総務企画部長
庄内総合支庁総務企画部長
教育庁理事(兼)教育次長
企業局長
病院事業局長
警察本部警務部長
出結局総務課長(事務局)
出結局経理課長(事務局)

(資料13)

山形県未収金対策本部の平成19年度の活動状況

- H19.12.25 「山形県未収金対策本部設置要綱」施行
- H19.12.27 第1回山形県未収金対策本部会議
- (1) 未収金の現状について
 - (2) これまでの取組みと当面の課題について
 - (3) 未収金縮減のための目標管理について
 - (4) 財務規則上の債権管理方法の確認について
- H20.1.30 第1回山形県未収金対策本部幹事会
- (1) 未収金に係る課題と対策について
 - (2) 数値目標の設定について
 - (3) 未収金対策の作業スケジュールについて
- H20.2.14 第2回山形県未収金対策本部会議
- (1) 未収金の実態調査結果について
 - (2) 数値目標の設定について
 - (3) 今後のスケジュールについて
- H20.3.10 山形県未収金対策研修会(参加者60名)
- (1) 債権回収の法的知識
弁護士 安孫子 俊彦 氏
 - (2) 現場における、回収の知識と実践について
保証協会債権回収株式会社山形営業所長 佐藤 敏治 氏

H20. 1. 10～H20. 1. 17	<p>未収金に関する調査について（照会） 各都道府県出納 主管課長あて</p> <p>①全庁的組織の有無 ②未収金の回収に関する「全庁共通マニュアル」の有無 ③未収金回収の数値目標の設定の有無 ④特に有効と思われる回収方法等</p>
H20. 1. 11～H20. 1. 25	<p>未収金に関する調査について（照会）</p> <p>18年度決算において収入未済額を有する各課長あて 未収金の実態についての詳細及び収納目標等の調査</p>

(資料 1 4)

秘密漏えいに関する罪

出納局平成 22 年 2 月 4 日提示の資料

道府県民税 総則

(秘密漏えいに関する罪)

第二十二條 地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。(平 1 0 法二七・一部改正)

〔秘密〕 刑法一三四、〔刑法総則の適用〕、〔懲役〕、〔罰金〕 法二一参照

(資料 1 5)

山形新聞の記事 (平成 2 2 年 2 月 1 0 日 (水曜日) 朝刊 2 面)

未収金回収へ集中対応 ―― 県方針 3 区分、専任職員も ――

県は 9 日、未収金対策本部会議を県庁で開き、新たに未収金を 3 区分した上で、回収可能な区分に集中して対応する方針を決めた。本年度末の未収金残高見込みは 4 9 億 5, 3 0 0 万円。今後 3 年間をめどに、各年度の累計の未収額が前の年度を下回ることを目標に据える。

未収金対策本部は 2 0 0 7 年度に設置されたが、県が扱う債権の種類が多岐にわたり統一した取り組みができないことなどから、各年度の未収金発生がなかなか減少に転じない状況が続いている。

今後は年度内に債権管理の基本事項に関する指針を作成するとともに、来年度からは出納局が事務局となり所管各課から聞き取り調査をし、一元的に作業を管理する仕組みを構築する。債権については①回収可能性がある②回収不能③それ以外―に区分。①は事務局と所管課が協力して積極的に回収を行い、②は徴収停止や履行延期など法令に基づく整理を行う。③については①か②への区分を急ぐ。

新年度からは体制強化に向け、未収金担当の専任職員を置くことも検討。1 人で複数の未収金がある債務者について、庁内で情報を共有することも検討していく。これらの対策は、未収金のうち既に対策を講じている県税、商工関係の債権、医療関係の未収金を除く約 7 億 5, 6 0 0 万円を対象にする。

一方、県の 0 8 年度決算での未収金合計は約 4 7 億 4, 4 0 0 万円で前年度比約 1 億 8, 9 0 0 万円の減だった。しかし、農林水産分野で返還の必要が出た補助金を不納欠損として未収金から除外したことなど特殊要因があり、これらを除くと実質的には約 1 億 5, 4 0 0 万円の増加となった。0 8 年度に新たに発生した未収金は約 1 0 億 6, 4 0 0 万円。これに対し回収額は約 7 億 5 千万円、不納欠損とした額は約 4 億 2 0 0 万円だった。

(資料 16)

弁護士の任期付公務員の状況

弁護士白書 2009年版

任期付公務員の状況

任期付公務員は、中央省庁等において、専門的な知識経験又は優れた識見を有する人材を行政の外部から任期を定めて採用し、必要な場合には特別な俸給表を適用することにより適切に処遇することを可能とする制度として、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」の施行に伴い、2000年11月から導入されている。

また、地方公共団体の一般職職員についても、2000年7月から、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」が施行され、各自治体の条例で定めるところにより前述と同様の任期付職員の採用を可能とする制度がスタートしている。

従来弁護士は原則として報酬のある公職を兼ねることができなかった（弁護士法旧第30条第1項）ため、弁護士が資格を持ち官公庁等で働く場合は、非常勤職員もしくは弁護士登録を取消して公務員となるしかなかった。こうした中、国家公務員、地方公共団体における任期付公務員制度が導入され、その後、弁護士法第30条の改正（2004年4月1日施行）によって、弁護士が報酬のある公職を兼ねることができるようになった。具体的には、弁護士の公務就任の制限（弁護士法旧第30条第1項・第2項）が撤廃された。

下記表は2009年6月1日現在、日弁連が確認している公職に従事する弁護士の勤務先省庁等である。

府省名	人数
内閣府	5
公正取引委員会	11
金融庁	19
法務省	10
外務省	11
財務省	9
国税庁	2
経済産業省	9
特許庁	1
国土交通省	1
文化庁	1
神奈川県逗子市	1

三重県名張市	1
総計	81

官職名等の詳細については、弁護士白書2009年版を参照されたい。

(資料17)

第4回山形県未収金対策本部会議

<p>第 4 回 山形県未収金対策本部会議 平成 22 年 2 月 9 日 (火) 午前 11 時 議会棟 2 階第 1 会議室</p> <p>次第</p> <p>1. 開 会 2. あいさつ 3. 協 議</p> <p>(1) 平成 21 年度未収金の調査結果について (2) 新たな未収金対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな未収金対策の概要について ・新たな未収金対策の全体スケジュールについて ・未収金の区分と対応策の概要 <p>(3) その他</p>
--

(資料18)

第4回山形県未収金対策本部会議出席者名簿

<p>第4回山形県未収金対策本部会議出席者名簿</p> <p>副知事(本部長) 子ども政策室長 総務部次長 文化環境部次長 健康福祉部次長 商工労働観光部次長 農林水産部次長 土木部次長 村山総合支庁総務企画部長</p>	<p>平成 22 年 2 月 9 日</p>
--	------------------------

最上総合支庁総務企画部長
置賜総合支庁総務企画部長
庄内総合支庁総務企画部長
教育庁理事（兼）教育次長
企 業 局 長
病院事業局長
警察本部警務部長
会計管理者（兼）出納局長
<事務局>
出納局総務課長
出納局経理課長

(資料19) 平成20年度における収入未済額

資料1

平成21年度未収金の調査結果について

1 平成20年度決算における収入未済額

平成20年度収入未済額の合計は約47億4千4百万円となっており、平成19年度と比較して約1億8千9百万円減少している。

しかし、その内容をみると、過年度歳出返納金（補助金返還分）で約2億4千3百万円を不納欠損処分しているほか、日本海病院が地方独立行政法人に移行したことにより約1億円が県の収入未済額から除外されており、これらの特殊要因を除くと実質的に約1億5千4百万円の増加となっている。

(単位:千円)

合 計	H20	H19	H20 - H19	
			増減額	増減率
	4,744,230	4,933,574	-189,344	-3.8%
一般会計・特別会計	4,408,649	4,524,660	-116,011	-2.6%
公営企業会計 公営企業未収金	299	319	-20	-6.3%
病院事業会計 過年度医業未収金※	335,282	408,595	-73,313	-17.9%

※(平成20年度は日本海病院を除く)

一般会計内訳

科 目	H20	H19	H20 - H19		
			増減額	増減率	
県 税	2,465,400	2,337,227	128,173	5.5%	
加 算 金	23,238	27,596	-4,358	-15.8%	
県 税 等 計	2,488,638	2,364,823	123,815	5.2%	
分担金 及び負担金	23,143	22,306	837	3.8%	
使用料 及び手数料	64,405	61,843	2,562	4.1%	
国庫支出金	1,090	0	1,090		
財産収入	1,238	1,214	24	2.0%	
諸収入 (加算金を 除く)	延滞金	3,490	3,223	267	8.3%
	放置違反金	2,233	1,456	777	53.4%
	弁償金	322,949	324,279	-1,330	-0.4%
	違約金及び延納利息	1,040	1,011	29	2.9%
	過年度歳出返納金	12,370	257,386	-245,016	-95.2%
	生活保護費返還金	21,448	20,886	562	2.7%
	雑 入	43,243	43,118	125	0.3%
	諸収入その他	15,698	10,520	5,178	49.2%
計	422,471	661,879	-239,408	-36.2%	
税 外 収 入 計	512,347	747,242	-234,895	-31.4%	
一 般 会 計 合 計	3,000,985	3,112,065	-111,080	-3.6%	

注: 税外収入の滞納繰越分については、当初調定時の科目単位に集計している。

特別会計内訳

会 計 名	H20	H19	H20 - H19	
			増減額	増減率
母子寡婦福祉資金特別会計	210,034	209,203	831	0.4%
小規模企業者等設備導入資金特別会計	1,163,077	1,169,262	-6,185	-0.5%
土地取得事業特別会計	1	1	0	0.0%
農業改良資金特別会計	13,627	13,097	530	4.0%
林業改善資金特別会計	18,429	18,569	-140	-0.8%
港湾整備事業特別会計	2,496	2,463	33	1.3%
特 別 会 計 合 計	1,407,664	1,412,595	-4,931	-0.3%

(資料20) 平成20年度 未収金発生・回収の状況

2 平成20年度 未収金発生・回収の状況

平成20年度において新たに発生した収入未済額は、約10億6千4百万円、回収額は約7億5千万円、不納欠損額は約4億2百万円で、平成20年度末残高の実績が見込(目標)を下回り、その割合(目標達成率)は92.5%となった。

(単位:千円、%)

区 分	19年度末 残高	20年度発 生額	回収額	不納欠損額	20年度末残高			増 減 (20年度末 残高-19年 度末残高)
					実績	見込(目 標)	目標達成 率 (実績/見込 ×100)	
子ども政策室	234,567	33,227	26,675	7,573	233,546	238,043	98.1	-1,021
総務部 (県税等)	2,364,823	935,376	662,601	148,961	2,488,638	2,659,723	93.6	123,816
(税を除く)	188	1,090	0	0	1,278	188	679.8	1,090
文化環境部	460	109	25	0	544	431	126.1	84
健康福祉部	37,622	5,376	2,470	962	39,566	36,587	108.1	1,944
商工労働観光部	1,173,571	4,126	10,443	0	1,167,255	1,164,456	100.2	-6,317
農林水産部	301,237	3,339	2,988	243,443	58,145	301,952	19.3	-243,092
土木部	351,157	16,297	15,847	0	351,607	347,325	101.2	450
村山総合支庁	43,279	213	90	28	43,374	43,233	100.3	95
最上総合支庁	302	69	72	0	298	302	98.9	-3
置賜総合支庁	634	116	117	0	634	624	101.6	-1
庄内総合支庁	1,188	12	76	0	1,124	784	143.3	-64
教育庁	14,166	9,922	3,474	301	20,313	18,079	112.4	6,147
警察本部	1,467	1,946	1,154	0	2,259	1,619	139.5	792
企業局	319	0	20	0	299	299	100.0	-20
病院事業局	308,206	53,021	24,830	1,115	335,282	316,595	105.9	27,076
合 計	4,833,185	1,064,234	750,881	402,383	4,744,230	5,130,239	92.5	-89,030

注: 端数処理の関係等で、各項目の計と合計額が一致しない場合がある。

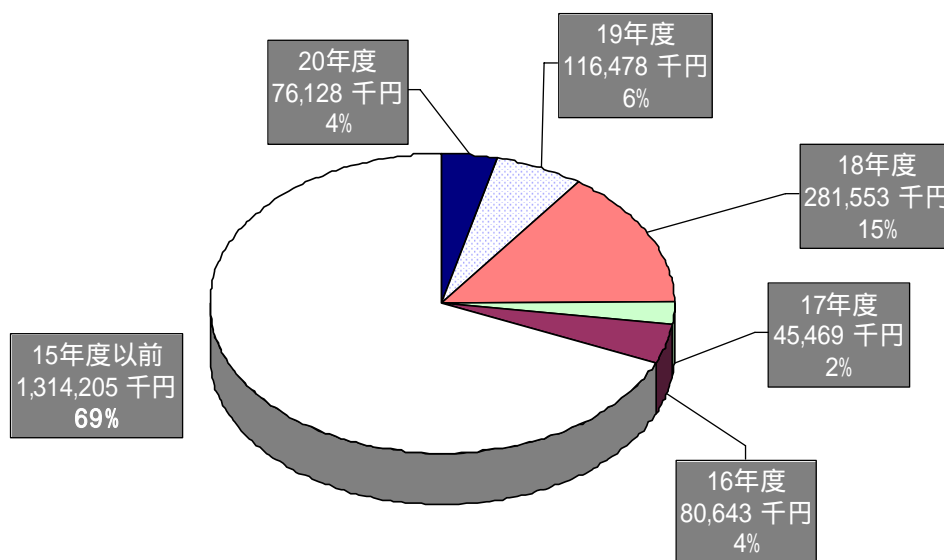
(資料 2 1) 発生年度別 平成 2 0 年度末残高

3 発生年度別 平成 20 年度末残高

未収金の平成 20 年度末残高を発生年度別にみると、平成 15 年度以前に発生した未収金が約 1 3 億 1 千万円で、全体の約 7 割を占めている。

なお、平成 15 年度以前に発生した未収金の主なものは、小規模企業者等設備導入資金特別会計が約 1 1 億 1 千万円、母子寡婦福祉資金特別会計の母子福祉資金貸付金元利収入が約 8 千 5 百万円、県営住宅使用料が約 3 千 2 百万円、弁償金が約 1 千 4 百万円などとなっている。

図 1 発生年度別 平成20年度末残高



※一般会計のうち県税及び加算金、公営企業会計及び病院事業会計を除く。

(資料 2 2) 平成 2 0 年度 発生原因の状況

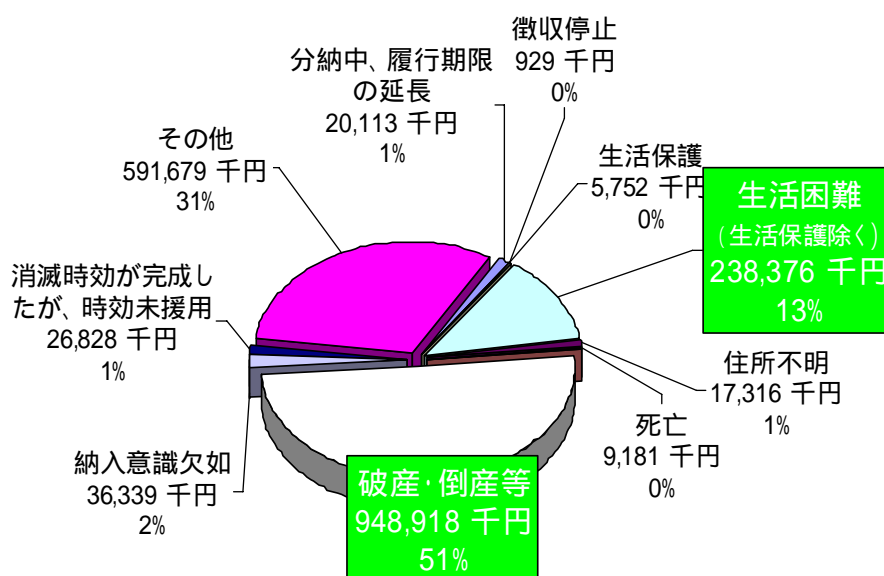
4 平成 20 年度 発生原因別の状況

発生原因別にみると、「破産・倒産等」が 5 1 %、「生活困難（生活保護除く）」が 1 3 %で、債務者の経済的事情によるものが全体の 6 割強を占める。

なお、「その他」約 5 億 9 千 2 百万円のうち、約 3 億 1 千 5 百万円が弁償金で、その内訳は測量等業務委託関係が約 2 億 9 千万円、農業土木工事関係が約 2 千 5 百万円となっている。

また、「その他」には不法投棄代執行経費が約 4 千 2 百万円含まれている。

図 2 原因別 平成 20 年度末 残高



※一般会計のうち県税及び加算金、公営企業会計及び病院事業会計を除く。

5 マニュアル等の策定状況

回答があった 8 8 債権のうち、マニュアルを策定している債権は 2 8 件あった。マニュアル・要綱を作成していない場合、会計事務の手引きにより債権管理しているとの回答が 5 9 件、今後作成予定が 1 件であった。

(資料 2 3) 平成 2 1 年度 未収金収納見込等

6 平成 2 1 年度 未収金収納見込等

平成 21 年度の新たな未収金の発生は全体で約 1 4 億 4 千 5 百万円と見込まれている。一方、平成 21 年度中の過年度未収金の収納見込（目標）額は約 1 0 億 7 千 6 百万円、不納欠損見込額は約 1 億 6 千万円となっており、その結果、平成 21 年度末の未収金残高は約 4 9 億 5 千 3 百万円（前年度比約 2 億 9 百万円の増）が見込まれている。

(単位:千円、%)

区 分	20年度末 残高	21年度発生 (見込)	収納見込 (目標)	不納欠損 (見込)	21年度末 残高 見込(目標)	増減
子ども政策室	233,546	38,423	38,971	3,874	229,125	-4,422
総務部(県税等)	2,488,638	1,122,400	500,000	151,000	2,960,038	471,400
(税を除く)	1,278	0	1,090	0	188	-1,090
文化環境部	543	0	57	0	486	-57
健康福祉部	39,566	3,828	2,932	3,414	37,047	-2,518
商工労働観光部	1,167,255	4,006	12,400	501	1,158,359	-8,895
農林水産部	58,145	0	479	0	57,666	-479
土木部	351,607	209,873	482,135	80	79,265	-272,342
村山総合支庁	43,374	59	154	0	43,279	-95
最上総合支庁	298	72	72	71	227	-71
置賜総合支庁	634	75	98	4	606	-28
庄内総合支庁	1,124	36	30	12	1,118	-6
教育庁	20,313	11,794	4,221	312	27,574	7,261
警察本部	2,259	1,764	1,270	0	2,753	494
企業局	299	0	0	0	299	0
病院事業局	335,282	53,021	31,830	1,115	355,358	20,076
合 計	4,744,230	1,445,351	1,075,739	160,383	4,953,384	209,154

注:端数処理の関係等で、各項目の計と合計額が一致しない場合がある。

新たな未収金対策の概要(案)

未収金対策本部事務局（出納局）が主体となって、平成22年度から3年間を目標として、未収金の発生防止・回収促進に向けた新たな取組みを実施する。

現 状 ・ 課 題	新 た な 取 組 み
<ul style="list-style-type: none"> 未収金対策本部の取組みが調査・分析・会議の開催等に留まり、実効性がある効果的な取組みに至らなかった 各債権の性質が異なり、統一した取組みが出来ない 担当者が回収に充てる時間が取れない 専門的知識を要する回収困難な債権に係るノウハウを持っていない 	<ul style="list-style-type: none"> 債権管理取組指針の作成（債権管理の基本事項に係る指針の作成） 事務局による一元的な進行管理（所管課のヒアリングにより全体を把握し進行を管理） 債権の区分に応じた効果的な対応策の指導（回収可能性による債権区分と対応策の指導） 年度ごとの具体的な回収目標の設定（債権の区分に基づき実効的な目標設定） 回収の取組みの強化（事務局と所管課が協同して具体的な回収の取組み） 担当職員の資質向上（回収の実地指導、講習会・勉強会の開催、相談体制の整備等） 民間のノウハウ、法律専門家等の活用（回収活動、実地指導、講習会、法律相談等）
<p>・ 県税、商工関係貸付債権、医薬未収金については既に独自の対策を講じているので、当面はそれらを除いた未収金（約7億5,600万円）を取組みの対象とする。</p> <p>・ 各年度の収入未済額（累計）が前年度を下回ることを全体目標として取り組む。</p> <p>・ 回収困難な未収金の取扱、民間回収業者への委託、債権者情報の共有化等について、新たな取組みの中で検討を進める。</p>	

(資料25) 新たな未収金対策 全体スケジュール (案)

資料3

新たな未収金対策 全体スケジュール (案)

全体目標＝各年度の収入未済額(累計)が前年度を下回ること
平成22年度から3年間を目標として以下の取組みを行う

	21年度	22年度	23年度	24年度
債権管理取組指針の作成	債権管理取組指針の作成	取組初年度として、所属への周知や体制強化を図る	目標達成へ向け各所属の実際の取組みを促進	21年度の総括
各票の取組実績の調査	20年度調査(事務局) 調査方法の検討(事務局)	21年度実績調査(事務局)	22年度実績調査(事務局)	23年度実績調査(事務局)
債権の区分	区分基準検討(事務局)	ヒアリング 債権の区分、対応策の検討(事務局・所管課)	ヒアリング 債権の区分、対応策の検討(事務局・所管課)	
回収目標数値設定		回収目標数値設定(事務局・所管課)	回収目標数値設定(事務局・所管課)	
回収の取組み		督促・回収・實力調査等(事務局・所管課)	督促・回収・實力調査等(事務局・所管課)	
担当者の資質向上	講習会等の実施計画策定(事務局)	講習会・勉強会(事務局)	講習会・勉強会(事務局)	
専門家の活用		法律相談、回収の取組み(督促・回収、實力調査等)、講習会開催等への専門家、民間ノウハウの活用		

【検討事項】

- 回収困難な債権の取扱基準
- 民間回収業者への委託
- 債権者情報の共有化

検 討

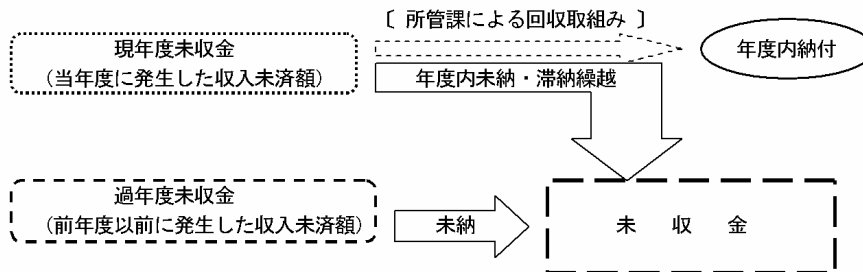
未収金の区分と対応策の概要

1 未収金の区分

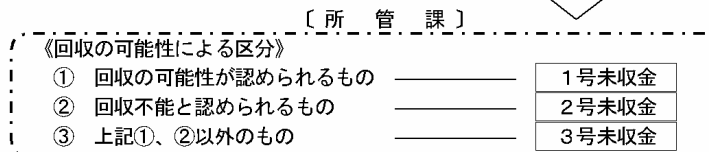
(1) 趣旨

未収金を、その回収の可能性に応じて区分し、回収可能な未収金への集中対応と、回収不能未収金の法令等に基づく整理を行う。

(2) 未収金の状況

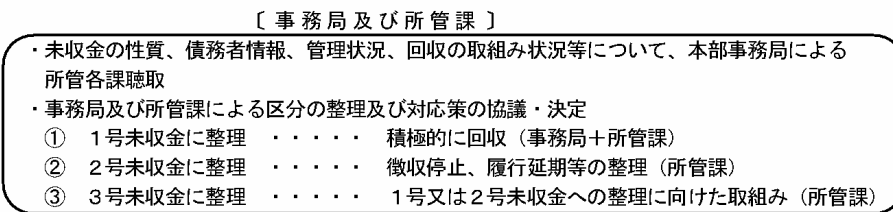


(3) 未収金の回収可能性による区分



【区分結果を事務局へ報告】
・集計表及び債権管理簿、滞納整理票等添付

(4) 未収金区分に応じた対応



2 未収金の管理及び回収の促進

- (1) 1号未収金として整理された未収金については、事務局及び所管課が共同して回収に当たるとともに、定期的な調査における回収目標額に計上する。
- (2) 2号未収金として整理された未収金は、所管課において徴収停止、履行延期等の整理を図る。
- (3) 3号未収金として整理された未収金は、所管課において1号又は2号未収金への整理に向けた取組みを行う。

第 2 損害賠償で生じた未収金（土木部）

（未収金の内容）

この山形県土木部所轄の損害賠償金にかかる未収金についての時系列は未収金の経緯（資料3）で一覧にしているが、その要約を示すと次のとおりである。

公正取引委員会は、山形県置賜総合支庁建設部が平成12～15年度に発注した測量・設計等業務委託入札について、談合を認定し、該当社に対して、課徴金納付命令を出した。

山形県は、これを受け、該当社に対し、平成18年10月19日に損害賠償を請求した。（資料4、7）

しかし、これに対し該当社は請求に応じなかったため、平成19年3月29日に山形県は議決証明（資料6、8）を得て山形地方裁判所に対し、損害賠償の訴えを提起した。（資料5）

山形県は、平成18年度の決算において、雑収入（弁償金）239百万円を計上した。さらに、平成19年度において54百万円を雑収入（弁償金）として計上し、合計の雑収入計上額は293百万円に上った。（資料1）

この未収金の回収については、平成21年3月31日の決算までに、8百万円（内7百万円は債権債務の相殺による。）しかなく（資料1、2）、291百万円が未回収で、不良債権化した。

平成21年度において、裁判所から和解案の提示があり（資料9）、山形県は受諾することとし、和解額約80百万円との差額、約2億円の未収金を消滅させる処理を行なった。監査人が入手した資料によれば、手続きとしては、「損害賠償請求にかかる調定金額の減額について（滞納繰越分）」により未収金を消滅させた（資料2）。すなわち、事業会社であれば売上戻しが2億円生じることとなったわけである。

（意見）

1. 収入計上の時期が不適切であった。【指摘事項】

監査人が第一に問題視するのは、収入調定すなわち収入計上のタイミングが不適切であったことである。

山形県は、当該収入を計上する時点を、業者への請求時点にとり、かつその計上金額については、回収する際一番重要な請求対象業者の納得を得られないまま、山形県側で

設定した基準で一方向的に算定したことである。

時は、平成18年10月頃になるが、債権の存在を認識する為の、債務承認書（債務延期申請書、履行延期承認通知書を含む）を請求対象業者から入手できていなかった。すなわち、「払う。」と言ってきていないにもかかわらず、収入計上を行なった。

この結果、平成18年度計上した2億円の収入に対する減額処理を、平成21年度で行わなければならなくなった。

山形県の内部で定めている「会計事務の手引」の第3章に「随時の収入」についての記載がある（資料10）。これによると随時の収入は、収入すべき事実又は権利が発生したときに、直ちに調定を行うことと定められている。

この「収入すべき事実又は権利が発生したとき」を具体的にいつの時点にとるかについては、定められていない。特に、損害賠償金が「随時の収入」の範疇に入ることは容易に理解できるが、これについては明確な定めがない。

そこで、損害賠償金の計上について、事業会社の処理を参考にすると（資料11）、その計上時点は、原則としてその支払を受けることが確定した時であり、あるいは実際に支払を受けた時である。ここで支払いを受けることが確定した時とは、債務承認書を入手した時とか、裁判による判決か、和解をした時とするのが相当である。

したがって、当該損害賠償金を計上する時点は、平成21年度であり、山形県が行った平成18年度と平成19年度の計上は適切ではなかった。

このため、山形県は、平成18年度と平成19年度に収入計上した当該損害賠償金を、平成21年度の決算で、減額調定という収入の戻し処理をしなければならない結果となった。

山形県土木部から、追加の説明があった。

収入調定とは「歳入を徴収しようとする際の県における内部意思決定行為」であり、相手方に支払請求を行う場合は収入調定を行ったうえで請求することとなっている。

県としては不正を行い、それを公取委で認めている以上、損害賠償を求めるべきであり、実際に一部の業者は当該調定に基づき支払いを行っている。（しかし、そのほとんどが相殺によるものであった。監査人注）また、県の会計においては収入調定額と歳入予算額は同額（イコール）ではなく、当該弁償金も収入調定は行っているものの、最終的に当該年度の歳入予算に計上しておらず、決算上の歳入欠損にはなっていない。このため、平成21年に行った減額調定は予算に対して影響を与えてはいない。

監査人は、歳入予算を確認した結果、当該延滞繰越分が収入調定額には入っているが歳入予算額には入っておらず、山形県土木部の主張するように、平成21年に行った減額調定は予算に対して影響を与えてはいないことを確認した。

しかし、決算（ないし決算数値）としては、損害賠償請求にかかる調定金額の減額を

行ない、滞留繰越分（未収金）を消滅させることになり、財産としては約2億円のマイナスの影響が生じる。

当該未収金の計上は平成18、19年度で、その計上根拠として一番重要な「債務承認書」の存在を山形県土木部に再度確認したところ、入手されていなかった。すなわち、山形県は、その請求金額で損害賠償金を支払うことの請求対象業者の意思が確認できていないにもかかわらず、平成18年度に収入計上を行なったため、平成21年度に収入の戻し処理（調定金額の減額）を行なわざるを得なくなったのである。

いかに県の会計といえども、損害賠償金という特殊な債権において、債務承認されていない債権は計上しないのが相当である。

地方自治法上、先方に出す納入通知を発行するためには、どうしても調定が必要なので、それと会計との兼ね合いを解決するためには、債務承認されていない債権であることを理由に同年度で減額調定を行なえば良かったと考える。

これは、技術的な解決方法である。本質的な解決方法は、債務承認書を入手する努力を行うことである。

2. 山形県側のコミュニケーションが不十分だった。【意見A】

さらに監査人として次に指摘しなければならないのは、当該損害賠償金の請求対象業者に対しての山形県のコミュニケーションが不十分だったことである。公正取引委員会から請求対象業者に排除勧告がでて、その対応として損害賠償金の請求となったわけであるが、山形県は、その請求対象者の取引相手の立場にあり、発注者としての責任を十分認識して、請求対象者とのコミュニケーションを円滑に進めるべきであった。

請求対象業者は、利益が出なければ事業をやめなければならない（最悪の場合は倒産に陥る）立場にあり、かつ、ほとんど山形県内の事業者で、県の事業活動の一翼を担う大切な県民から構成されているのである。山形県はその状況も十分認識し、請求対象業者の言い分も十二分に斟酌すべきであった。

この延滞した未収金は、回収に問題があったのではなく、その発生時点での山形県の対応、特にコミュニケーション不足に問題があったものとする。

山形県土木部から、次の追加説明があった。

県としては、損害賠償請求の説明会において、企業側の経営状況を考慮し「債務延期申請」についての手続き等についても平成18年10月12日の業者説明会において説明をおこなったところである。

また、今回対象の業者については、いずれも公正取引委員会の事情聴取に対し、談合の事実を認めており、損害賠償請求については、厳正な処分を求める県民の声（オンブズマン等から申し入れ有）等を反映し、前回同様の事例があった「最上地域農業土木工事談合事件」に準じて被害額を算出し、請求をおこなったものである。

「請求対象者とのコミュニケーションを円滑に進めるべきであった。」との指摘については、「相手側業者は、早急に共同して東京在住の弁護士を代理人に立てて反論してきた経緯もあり、県としては業者側と直接接触できない状況にあった。」との説明があった。

以上の県の説明は、県で賠償額を13.35%に決定し説明会を開催した以降の部分である。もうこの段階に来たのであれば、すでにコミュニケーションの失敗である。

もっと前の段階から、円滑なコミュニケーションをとる必要があったと監査人は考える。なぜなら、債務承認書を入手できなければ、収入計上の可能性はないからである。たとえ計上したとしても、今回のようにそれを戻さなければならない状況に陥る。

損害額の%について、お互い納得のできる水準に決めるよう、コミュニケーションをとるべきであった。

特に、気に係るのは、(資料9)の和解についての土木部の説明書をみると、今回裁判所が仲介した和解案である5%よりも低い率である3.15%で、最上農業土木工事について平成15年に請求していることである。

多くの判例は、5%を損害額にしているのに、なぜ13.35%という大きな損害額の算定で説明会を開き調定(請求)してしまったのか、そしてそのまま進んでしまったのか。

和解の率の5%が正しいと仮にすれば、問題となった率である13.35%を、説明会を開く前には是正するか、理解してもらうべきであった。そのための有力な手段が相手方とのコミュニケーションで、感想程度でも良いから膝を割って打診すべきであった。

その意見交換の機会がなかったので、説明会に出席した相手は、13.35%といった数字に絶望感を覚え、すぐさま東京の弁護士に代理人を頼んだのではないだろうか。

今後も、このような談合による損害賠償金の説明会のみならず、一定の県民に賦課を生じさせる説明会を開催しなければならない機会があろう。その時、今回のように裁判、和解までいかないように、相手とのコミュニケーション確保に留意しなければならない。

(資料1)

未収入金の推移表

年度	決算日	内容	借方	貸方	残高
平成 18 年度	平成 19 年 3 月 31 日	調定額現年度発生	245,732,151		
		収入済額現年度発生		7,223,421	238,508,730
平成 19 年度	平成 20 年 3 月 31 日	調定額現年度発生	54,099,266		
		収入済額現年度発生		10,460	
		収入済額滞納繰越額		1,207,839	291,400,157
平成 20 年度	平成 21 年 3 月 31 日	収入済額滞納繰越額		0	291,400,157
			299,841,877	8,441,720	291,400,157

(県作成の推移表を整理して作成)

(資料2)

残高一覧表を整理

請求対象業者	損害賠償金 及び遅延損 害金	入金	平成 21 年 3 月 31 日残高	解決金額	差額 (調定金額の 減額)
Y 社	62,754,129	0	62,754,129	18,211,937	44,542,192
K N 社	40,402,664	0	40,402,664	12,185,766	28,216,898
O 社	30,644,638	0	30,644,638	9,196,225	21,448,413
S 社	28,284,097	0	28,284,097	8,406,737	19,877,360
M 社	18,963,770	0	18,963,770	5,728,280	13,235,490
A 社	18,075,218	0	18,075,218	0	18,075,218
S A 社	15,456,587	0	15,456,587	4,516,323	10,940,264
YMK 社	14,567,837	0	14,567,837	4,356,237	10,211,600
O G 社	5,503,761	0	5,503,761	1,601,470	3,902,291
MI 社	2,045,561	0	2,045,561	569,472	1,476,089
JI 社	107,588	0	107,588	29,019	78,569
O K I 社	495,041	0	495,041	131,902	363,139
K 社	54,099,266	0	54,099,266	15,048,071	39,051,195
NI 社	7,223,421	7,223,421	0	0	0
M E 社	1,218,299	1,207,839	0	0	0

		10,460			
合計	299,841,877	8,441,720	291,400,157	79,981,439	211,418,718

NI 社の入金は債権債務の相殺による。

ME 社の入金は金銭による。

(資料 3)

未収金の経緯

平成 15 年 9 月 18 日	公正取引委員会による立入調査
平成 16 年 5 月 13 日	公正取引委員会による排除勧告 (6 月 7 日審決)
平成 17 年 10 月 11 日	公正取引委員会による課徴金納付命令 算定対象期間 平成 12 年 9 月 19 日～平成 15 年 9 月 18 日 算定対象業務 552 件 算定対象業者 17 社 (納付命令 13 社、50 万円未満免除 4 社)
平成 17 年 12 月 16 日	審判手続開始決定 (K 社)
平成 18 年 10 月 12 日	損害賠償請求説明会
平成 18 年 10 月 19 日	損害賠償請求
平成 19 年 2 月 20 日	県議会 2 月定例会
平成 19 年 2 月 21 日	新聞報道
平成 19 年 2 月 22 日	訴訟提起の議決
平成 19 年 3 月 31 日	平成 18 年度決算として、245,732,151 円を雑収入 (弁償金) として収入計上。
平成 19 年 3 月 29 日	(1 次) 訴訟提訴
平成 19 年 4 月 16 日	同審判の審決確定 (K 社)
平成 19 年 6 月 4 日	損害賠償請求 (K 社)
平成 19 年 6 月 6 日	損害賠償請求説明会 (K 社)
平成 19 年 10 月 5 日	訴訟提起の議決 (K 社)
平成 19 年 11 月 26 日	(2 次) 訴訟提訴 (K 社)
平成 20 年 3 月 31 日	平成 19 年度決算は次のとおり。 ① 相手方の債権との相殺による入金額 7,223,421 円。(金銭による入金ではない。) あった。 ② 238,508,730 円が滞納額として平成 19 年度に繰り越された。(245,732,151 円から 7,223,421 円を差引いた金額。) ③ 平成 19 年度決算として、54,109,726 円を雑収入 (弁償金)

	として収入計上した。 ④ 金銭による入金が 1,207,839 円と 10,460 円あり、未収金の滞納額が 291,400,157 円となった。
平成 21 年 3 月 31 日	平成 20 年決算でも、291,400,157 円がそのまま滞納となった。
平成 21 年 4 月～7 月	和解成立
平成 21 年 8 月の状況	訴訟提起 14 社中、提訴直後納入 1 社、和解成立 12 社、破産手続中 1 社となった。

(資料 4)

損害賠償請求説明会資料 (平成 18 年 10 月 12 日)

損害賠償請求説明会資料

日時：平成 18 年 10 月 12 日 (木) 14 時

場所：置賜総合支庁 講堂

1 経緯

平成 15 年 9 月 18 日 公正取引委員会による立入調査

平成 16 年 5 月 13 日 公正取引委員会による排除勧告 (6 月 7 日審決)

平成 17 年 10 月 11 日 公正取引委員会による課徴金納付命令

算定対象期間 平成 12 年 9 月 19 日～平成 15 年 9 月 18 日

算定対象業務 552 件

算定対象業者 17 社 (納付命令 13 社、50 万円未満免除 4 社)

2 県の請求対象について

請求対象業務 課徴金の算定対象となった業務 552 件のうち、破綻した業者が落札した 9 件及び審判手続き中の 1 社が落札した 85 件を除く 458 件

請求対象業者 請求対象業務を落札した業者 17 社のうち、破産した 1 社及び審判手続き中の 1 社を除く 15 社 (うち、解散した 1 社について調査中)

なお、審判中の 1 社については、後日請求する。

3 損害金の算定について

下記の式により請求対象業務ごとに算定した損害額と委託料の支払いごとに算定した遅延損害金の合計額とします。

損害額：① 損害額＝最終契約額－適正契約額

② 正契約額＝最終契約額÷当該契約落札率 (%) × 想定落札率 (%)

③ 想定落札率＝当該契約落札率 (%) － 損害率 13.35%

(※最終契約額は、単価契約においては支払額合計に読み替え)

遅延損害金： 損害額×委託料支払いの翌日から損害額の納入日までの日数÷365 日

×民事法定利率年 5%

4 損害率の算定について

下記の算式により、損害率は 13.35%とします。

立入調査別 (H12. 09. 19~H15. 09. 18) の 請求対象業務の平均落札率 [96.3115%]

—

立入調査後 (H15. 09. 19~H18. 03. 31) の 請求対象業者の落札業務の平均落札率 [82.9523%]
--

5 納入期限について

県が納入通知書を発送した日の翌日から起算して 60 日とします。納入期限まで納入がなされない場合は、年 8.25%の延滞金が発生します。

6 分割納付による履行延期を希望する場合について

(1) 履行延期申請書の提出について

別紙「履行延期申請書」を知事に提出し、承認を受ける必要があります。相当の理由がある場合には、知事は「履行延期承認通知書」をもって承認の通知を行います。

履行延期期間は、5 年以内で審査により定めることとします。

(2) 遅延損害金等について

上記の承認を受けた期間については、納入期限の翌日から、損害額の納入日までの日数について年 5%の遅延損害金が生じます。なお、承認期間を過ぎて遅延した場合は、年 8.25%の延滞金を徴収することになります。

(3) 担保の提供について

履行延期申請を行う場合には、下記に掲げるものから担保を提供する必要があります。

- ① 国債及び地方債
- ② 県が確実と認める社債その他の有価証券
- ③ 土地並びに保険に付した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械
- ④ 県が確実と認める金融機関その他の保証人の保証

7 納入通知書等の発送について

- (1) 損害賠償の請求書と納入通知書を 10 月 19 日(木)頃に発送する予定です。
- (2) 請求書を受領後に、県に対する損害賠償債務が存在していることを承認する「債務承認書」を 10 月 27 日(金)まで山形県土木部建設企画課あて提出してください。
- (3) 分割納付による履行延期を希望する場合は、「履行延期申請書」を「債務承認書」と一緒に提出してください。
- (4) 納入期限まで請求金額を納入してください。納入期限より早く納入された場合は、後日、遅延損害金を日割り計算により還付します。

関係手類の提出先及び問合せ先 山形県土木部建設企画課 (山形市松波二丁目 8 番 1 号) 担当 ○○、○○、○○ (電話 : 023-630-2572)

(資料5)

新聞記事 (山形新聞 平成19年2月21日)

置賜・測量設計談合

県、13社を提訴へ

損害賠償1億9300万円請求

県発注の測量設計業務をめぐる入札談合事件で県は、置賜地方などの十三社に対し、総額約1億9300万円に上る損害賠償を求めて山形地裁に提訴する方針を固めた。20日開会した県議会二月定例会に提案した。

県は去年10月、15社に対し損害賠償請求を行ったが、請求に応じない13社を訴訟の対象にした。対象から外した1社は既に営業停止しているが、県発注の別工事の支払い分とで相殺済み、残る1社は別会社に営業譲渡されており、請求対象となりうるかを含め法的検討中という。

建設企画課によると、損害額は2000年9月から03年9月までの間、15社が落札した458件の契約を対象として、公正取引委員会が行った立ち入り検査前後の平均落札率の差をもとに算定。落札率は約96.3%から約82.9%まで下がっており、差し引き13.35ポイントを談合による「損害率」とみなした。

訴えには年5%の遅延損害金の支払いも盛り込む方針で、請求額は現段階で1億9300万円の約2割増しになっている。

この談合事件では、22社が公取委から排除勧告を受け、13社が課徴金納付命令を受けた。

納付命令を不服として審判中の1社について、県は審決を待つて損害賠償手続きに入る方針だ。

(資料6)

議決証明 (平成19年3月19日)

議決証明

議第33号

測量、土木コンサルタント等業務の受注に係る不法行為による損害賠償の訴えの提起について

県は、次により訴えを提起するものとする。

1 訴えの趣旨及び相手方

(1)

イ 訴えの趣旨

次の内容の判決及び仮執行の宣言を求める。

- (イ) 金〇〇〇円及びこれに対する損害が生じた日の翌日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員の支払い
- (ロ) 訴訟費用の被告負担

ロ 訴えの相手方

Y社

(2)

イ 訴えの趣旨

次の内容の判決及び仮執行の宣言を求める。

- (イ) 金〇〇〇円及びこれに対する損害が生じた日の翌日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員の支払い
- (ロ) 訴訟費用の被告負担

ロ 訴えの相手方

KN社

(略)

(13)

イ 訴えの趣旨

次の内容の判決及び仮執行の宣言を求める。

- (イ) 金〇〇〇円及びこれに対する損害が生じた日の翌日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員の支払い
- (ロ) 訴訟費用の被告負担

ロ 訴えの相手方

OG社

2 訴えの理由

県が置賜地域において指名競争入札又は見積り合わせの方法により発注した測量、土木コンサルタント等業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、競争を実質的に制限し、損害を与えた。

3 授権事項

必要に応じて和解、控訴及び上告をすることができる。

4 管轄裁判所
山形地方裁判所

平成19年2月22日原案可決

相違なきことを証明する。

平成19年3月19日

山形県議会議長 ○○○○

(資料7)

損害賠償請求説明会資料 (平成19年6月6日)

置賜地域における山形県発注の測量、土木コンサルタント等
業務委託に係る損害賠償請求説明資料

日時：平成19年6月6日(水)15時

場所：置賜総合支庁503会議室

1 経緯

平成15年9月18日 公正取引委員会による立入調査

平成16年5月13日 公正取引委員会による排除勧告(6月7日勧告審決)

平成17年10月11日 公正取引委員会による課徴金納付命令

平成17年12月16日 審判手続開始決定

平成19年4月16日 同審判の審決確定

2 県の請求対象について

(1) 請求対象業績 課徴金の算定対象となった業務552件のうち、破綻した業者が落札した9件を除く543件(課徴金対象期間H12.9.19~H15.9.18)

(2) 請求対象業者 請求対象業務を落札した17社のうち、破産した1社を除く16社

3 今回の損害賠償請求の対象について

(1) 請求対象業者 K社

(2) 請求対象業務 課徴金の算定対象となった業務552件のうち、K社が落札した85件(課徴金対象期間H12.9.19~H15.9.18)

4 損害額の算定について

下記の式により請求対象業務ごとに算定した損害額と委託料の支払いごとに算定した

遅延損害金の合計額とします。

損害額：①損害額＝最終契約額－適正契約額

②適正契約額＝最終契約額÷当該契約落札率（％）×想定落札率（％）

③想定落札率＝当該契約落札率（％）－損害率 14. 10％

（※最終契約額は、単価契約においては支払額合計に読み替え）

遅延損害金：損害額×委託料支払いの翌日から損害額の納入日までの日数÷365日
×民事法定利率年5％

5 損害率の算定について

下記の算式により、損害率は 14. 10％とします。

立入調査前（H12. 09. 19～H15. 09. 18）の請
求対象業務の平均落札率
[96. 3316％]

— 立入調査後（H15. 09. 19～H18. 03. 31）
の請求対象業者の落札業務の平均落札率
[82. 2222％]

6 納入期限について

県が納入通知書を発送した日の翌日から起算して 60 日とします。

7 分割納付による履行延期を希望する場合について

(1) 履行延期申請書の提出について

別紙「履行延期申請書」を知事に提出し、承認を受ける必要があります。相当の理由がある場合には、知事は「履行延期承認通知書」をもって承認の通知を行います。

履行延期期間は、5 年以内で審査により定めることとします。

(2) 遅延損害金等について

上記の承認を受けた期間については、納入期限の翌日から、損害額の納入日までの日数について年 5％の遅延損害金が生じます。なお、承認期間を過ぎて遅延した場合は、年 8. 25％の延滞金を徴収することになります。

(3) 担保の提供について

履行延期申請を行う場合には、下記に掲げるものから担保を提供する必要があります。

①国債及び地方債

②県が確実と認める社債その他の有価証券

- ③土地並びに保険に付した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械
- ④県が確実と認める金融機関その他の保証人の保証

8 納入通知書等の発送について

- (1) 損害賠償の請求書と納入通知書を、平成19年6月4日(月)に発送しました。
- (2) 請求書を受領後に、県に対する損害賠償債務が存在していることを承認する「債務承認書」を平成19年7月4日(水)まで山形県土木部建設企画課あて提出してください。
- (3) 分割納付による履行延期を希望する場合は、「履行延期申請書」を「債務承認書」と一緒に提出してください。
- (4) 納入期限まで請求金額を納入してください。納入期限より早く納入された場合は、後日、遅延損害金を日割り計算により還付します。

関係書類の提出先及び問合せ先
山形県土木部建設企画課
(〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号)
担当 ○○、○○ (電話：023-630-2572)

(資料8)

議決証明 (平成19年11月5日)

議決証明

議第136号

測量、土木コンサルタント等業務の受注に係る不法行為による損害賠償の訴えの提起について

県は、次により訴えを提起するものとする。

1 訴えの趣旨

次の内容の判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 金○○○円及びこれに対する損害が生じた日の翌日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員の支払い
- (2) 訴訟費用の被告負担

2 訴えの相手方

K社

3 訴えの理由

県が置賜地域において指名競争入札又は見積り合わせの方法により発注した測量、土木コンサルタント等業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注

できるようにすることにより、公共の利益に反して、競争を実質的に制限し、損害を与えた。

4 授権事項

必要に応じて和解、控訴及び上告をすることができる。

5 管轄裁判所

山形地方裁判所

平成19年10月5日原案可決

相違なきことを証明する。

平成19年11月5日

山形県議会議長 ○○○○

(資料9)

「置賜管内県発注測量等委託業務の入札談合に係る損害賠償請求訴訟」に係る一部業者との和解について (平成21年9月2日)

平成21年9月2日

土 木 部

「置賜管内県発注測量等委託業務の入札談合に係る損害賠償請求訴訟」に係る一部業者との和解について

1 主な経緯

(1) 平成12～15年度に発注した置賜地域の測量・設計等委託業務入札について、県は公正取引委員会が談合を認定した受注業者に対し、平成19年3月29日(公正取引委員会の決定に不服を申し立て、審判請求をおこなった1社は、同年11月26日)に山形地方裁判所に対し、損害賠償の訴えを提起した。

(2) 訴訟の審理が3回行われたが、早期解決に向け、平成20年12月9日に山形地裁から賠償額について、「すべての業務において最終契約総額の5%とする」和解案が提示された。

2 和解案の応諾について

裁判所の和解案の提示を受け、県としては、全国における同様の訴訟事例などを参考に、弁護士等関係者と相談のうえ、今年度に入り破産手続中の1社（本社：大阪市）を除く12社（いずれも県内事業者）と和解を行った。

訴訟を継続していた13社についての対応状況は以下の通り。

- ①和解成立 12社（最終契約総額の5%を支払い）
- ②破産手続中 1社

3 今後の対応

破産手続中の1社については、その手続きの動向を注視していく。（賠償金回収の可否については現在のところ不明）

（参考）

平成15年請求の「最上農業土木工事」の際の請求率 3.15%

以上

（資料10）

会計事務の手引（平成15年2月、山形県）

第3章 収入

4 歳入の調定（法231、令154、財41～46）

歳入徴収担当者が歳入を徴収しようとするときは、まず、その歳入の内容を調査して収入金額を決定することが必要となる。この調査から決定までの手続きを調定という。調定は長が歳入を徴収しようとする際の県における内部意思決定行為である。歳入を調定するにあたっては、次の要件を備えているかどうかを調査し、調査の結果誤りがなければ、収入すべきものと決定することになる。

- ・歳入が法令又は契約に違反していないこと
- ・歳入の所属年度を誤っていないこと
- ・歳入科目を誤っていないこと
- ・納入すべき金額の算定が法令、契約等に照らし誤っていないこと
- ・納入義務者及び納入場所が法令、契約等に照らし、適正であること

(1) 調定の時期

調定行為は、その性質上納入の通知及び歳入金の収納前に行われることが原則である。

ア 法令、規則等で納期が一定している収入

……当該納期限の到来する日前15日までに調定を行うこと。

イ 随時の収入

……収入すべき事実又は権利が発生したときとし、直ちに調定を行うこと。なお、
国庫支出金、地方債の受け入れについては下記によること。

(略)

(資料 1 1)

損害賠償金の計上時期

損害賠償金の計上時期

他人から受けた損害について、損害賠償を請求し損害賠償金の支払を受ける場合、その損害賠償金の収益の計上時期は2つ考えられます。1つは他の者から損害を受けた時点で民法上の損害賠償請求権を得るために、その損害に係る損失の計上と同時に対応する損害賠償請求権を収益計上するという考え方です。

もう1つは、損失は損失の発生時に計上し、一方で損害賠償金はその支払を受けることが確定した時点で収益計上するという考え方です。

前者の考え方は損害賠償責任の有無につき当事者間で争いがあることが多く、また賠償金の額についても裁判等の額が決まらなると確定しないことから一般的には採用できないと考えられます。したがって、損害賠償金の収益計上時期は、原則としてその支払を受けることが確定したときの収益とされます。また、実際に支払を受けた時に収益計上をしている場合も、税務上、これを認めています。

一方、損害賠償の原因となった損害に係る損失については、損害の発生した時点で損金算入できます。ただし、損害と保険金収入についての対応が求められるため、保険金又は共済金により補填される部分は除かれます。

(出典) 勘定科目別 会社決算の税実務 第3版 (新日本有限責任監査法人・新日本ア
ーティスト アンド ヤング税理士法人)

第 3 補助金返還未収金の不納欠損金（農林水産部）

（未収金の内容）

（補助金に関する、はじめ頃の動き）

補助金決定に必要な書類のやり取りについての資料は（資料2）で入手したが、それ以前の実質的経過を把握するため、追加で要求した（資料12）によると、当該補助金の実質的検討経過は次のとおりである。

本事業の審査については、平成15年11月に東日本ユビキタストレーサビリティ推進協議会から事業計画案の提出があり、それを受けて県では協議会から計画案の内容について聞き取りを行った上で、平成15年12月18日に実施された東北農政局の事業計画のヒアリングにおいて県から説明を行った。その後も、国と県で検討・審査を重ねながら、事業計画の提示から約3カ月後に正規の申請手続を経て事業が採択された。

また、平成15年12月から1月にかけて山形県は事業計画の審査、東北農政局への説明を行った。

国は、補助事業について県が事業計画の承認を行うときは、あらかじめ地方農政局に協議をすることを課しており、県はこれに従ったものである。

（補助金支払（書類のやりとり））

平成15年度も終わりに近い平成16年2月16日に、国の東北農政局（農林水産省）から山形県の農林水産部生産流通課に、事業費補助金の追加割当の内示があった。これを受けて、山形県（生産流通課）は、事業実施計画書、特認団体承認書を翌日の2月17日に国（東北農政局）に送付した。国（東北農政局）は、審査を行い、2月19日に承認通知書を山形県（生産流通課）に送付し、山形県（生産流通課）はこれを同日受領した。続いて、山形県（生産流通課）は2月20日に補助金追加交付申請を行い、国（東北農政局）は、審査ののち、2月24日に交付決定通知書を山形県（生産流通課）に送付し、山形県（生産流通課）はこれを同日受領した。

書類のやり取りについては、国の特認団体の審査承認を含めて、国と県との間で土日を含めて1週間で、追加交付決定までに至った。

次に、特認団体である「協議会」と山形県（農業技術課）との審査を含む書類のやり取りが2月26日、27日にあり、山形県（生産流通課）は、3月1日に概算払い請求を国

(東北農政局)に行き、3月18日に現金が山形県(生産流通課)に入った。

平成16年4月20日に事業実績報告、事業成果報告が「協議会」から山形県(農業技術課)に提出され、審査の後、平成16年5月20日に「額の確定」が山形県(農業技術課)から「協議会」に送付され、平成16年5月31日に山形県(農業技術課)から「協議会」に補助金が支払われた。その額、243,540千円である。(なお、事業費は、490,062千円である。)

そのうち、6月9日に山形県(生産流通課)から国(東北農政局)に実績報告書が出され、6月29日に国(東北農政局)から山形県(生産流通課)が「額の確定」を受領した。

(資料4)

(補助金返還命令と未収金発生)

補助金返還の経過については、(資料2および5)に詳しく流れ図として記載されているが、要約すると次のとおりである。

平成18年6月19日から会計検査院の現地検査があり、平成19年11月9日に平成15年度の当該補助事業は完了していないとの指摘を受け、補助金全額が不当として国会に報告された。

平成19年12月4日に、山形県は「協議会」に補助金の返還命令を出した。

平成20年2月25日の返還命令の金額243,540,000円のうち、33,670円を納入し、243,506,330円が未納ということで、未収金となった。(資料1)

(県が国に補助金全額返還)

平成20年3月4日、県は「協議会」に、未納付額について督促通知を行なった。

また、平成20年3月17日に山形県は、補助事業者として国に補助金全額243,540千円を返還した。

(損害賠償等の請求)

平成20年3月21日に「協議会」には資力がないとして、関係者に対する損害賠償等の請求訴訟を提起した。

- ① 不法行為による損害賠償請求として、被告伊藤幸吉に243,506,330円
- ② 不当利得返還請求として、(有)ファーマーズ・クラブ赤とんぼに40,584,388円

しかし、平成20年4月17日に被告伊藤幸吉の死亡等の事情が発生し、平成20年12月22日に和解が成立した。

詳しくは、(資料6、7、8)を参照されたい。

(債権の放棄と不納欠損金処理)

平成20年12月22日に「協議会」が関連機器の売却代金として63,000円を納入した。

平成21年2月24日、県議会2月定例会に債権243,443,330円を放棄するための議案を提出し、議決を受け、未収金残額である243,443,330円は不納欠損金として処理された。(資料1)

なお、和解金の収入を調整した後の山形県の損害額は216,657,634円である。(資料8の監査人コメント)

(その他の事項)

1. 平成19年11月12日に、「平成15年度トレーサビリティシステム導入促進対策事業に係る会計検査院による国会報告について」として、知事が記者発表を行なった。
2. 県は事故防止のため次の通知等を出した。

名称/通知日	通知元	通知先	備考
補助金等に係る事務の適正な執行について(通知) 平成20年3月26日 (資料20)	総務部長	各部(局)長 各総合支庁長	① 補助金等の交付決定等に係る審査等の徹底等 ② 実績報告に係る審査等への徹底 ③ 帳簿の備付等の徹底
山形県農林水産部所管補助事業等に係る現地調査等について 平成20年3月28日	農林水産部長	部内各課長 部内公所長 各総合支庁長	「山形県農林水産部所管補助事業等に係る現地調査要領」(資料21) (平成20年4月1日から施行、平成20年度から適用) 様式第1号、様式第2号
山形県農林水産部補助金等適正化審査会設置要領の制定について 平成20年3月28日	農林水産部長	部内各課長 部内公所長	「山形県農林水産部補助金等適正化審査会設置要領」(資料22) (平成20年4月1日から施行、平成20年度から適用) 1,000万円以上の補助金等を対象とする。 (別紙様式1)農林水産部所管補助事業等計画チェックリスト

(意見)

この補助金返還未収金の不納欠損金について、検討した結果、山形県の当該補助金への対処法に種々の問題点があると考ええる。

1. 補助金支払い後の金銭の流れについて、事実を徹底的に解明していないこと。今後同じような事件が生じないように、金銭の流れに関する徹底した事実認識を実践していかなければならない。【指摘事項】

監査人が当該不納欠損金の事実へ接した時、まず、最初に思ったのは、お金の流れは一体どうなったのか、補助金のお金はいったいどこへ行ってしまったのか、ということであった。

平成16年5月31日に山形県から「協議会」に243,540千円支払われ、平成18年6月19日に会計検査院の実地検査があり、約2年間で費消されていたと推測される。

会計検査院の検査結果報告(別紙9)によれば「同協議会では、本件補助事業に係る帳簿、契約書、領収書等の書類の所在が不明であるとしているため、関係者から別途提出を受けた書類等により検査した」とあり、補助金の制度上、その適正性の検証のため一番重要な監査証跡が欠落していたのである。これが、意図的に行われたのかそうでないのか、会計検査院の検査結果報告は明らかにしていないが、山形県はそのままにしておいてはいけなかったのである。徹底的に追及すべきであった。

なお、山形県が実施した調査については、(資料13)に載せたが、いずれの記載も「補助金の流れの把握に努めた。」で終わっている。

また、下記の指摘事項にもつながるが、(資料14)「平成19年11月農林水産常任委員会の主な質疑・質問等」で、今井委員が「協議会が補助金の交付を受けるために設立されたように思える。県も交付決定や指導を行ってきたことから、今回の件に関し、責任があると考えますがどうか。」と質問したのに対して、エコ農業推進課長は、次のように答えた。

「県としては、機器が購入されており、情報を入力すれば、システムが稼動する状況であったので、稼動に向けた指導を継続的に行ってきた。事業費4億9千万円の約半分は自己資金であり、機器の購入も行われている。聞き取りでは、全体で4億4千万円程度の支払が確認されている。」

聞き取りで証拠として認められない。

この案件について県から追加説明があった。

「県では補助事業について、「山形県補助金等の適正化に関する規則」に基づき事業主体

である東日本コピキタストレーサビリティ推進協議会に対して、会計等に関する書類の提出を求めたが、関係書類の所在不明により内容が確認できず、また、事業の実質的な主宰者であった伊藤幸吉は入院中で意識不明の状態にあり、事情聴取もできない状況だった。

県には民間人や団体に対する強制力のある調査または捜査の権限がないので、会計検査法上の調査権限を持つ会計検査院調査官との同行調査及び関係者に任意の協力を求める独自調査により、当該協議会の構成員、取引先、その他の関係者からの事実確認と監査証跡の収集に努めた。

この結果、見積書、注文書、請求書、振込明細及び聞き取り調査等から、総事業費 490, 062, 000 円のうち 443, 534, 803 円の支出を確認した。(資料 17)」

見積書、注文書、請求書、振込明細を収集し、それらの金額を合計したものが総事業費に近いので十分な調査を行なったということである。しかし、肝心の資金（預金）の流れを預金通帳や金融機関から入手する預金取引状況表等から把握し、さらに帳簿で取引の内容（いつ、何を、どこから、何の目的で買ったかなど）について把握できなければ、見積書、注文書、請求書、振込明細を収集し、なおかつ聞き取り調査などでは、本格的に調査したことになる。

特に、ソフトウェア会社などへの支払いについては、その実態を把握するために、その作業に携わった要員の日報等の写しを入手しなければならない。ソフトウェアの場合、物的に存在を証明しにくいし、また、他の顧客の為に作ったソフトのコピーだったりもするので、実際働いた要員の稼働状況をヒアリングにより検証するのが調査手続きとして必要である。

2. 補助金を入手することだけを目的とした申請との疑惑がもたれるが、これを徹底的に払拭していないこと。まず、今後同じような事件が生じないように、審査の段階で、補助金対象事業者の目的が補助金の入手ではないことの確証に努めなければならない。そして、万が一、事件が発生した場合、同疑惑を払拭するまで、徹底的に事実認識を実践していかなければならない。【指摘事項】

当該事業費は490,062千円であり、この金額を「協議会」が支出する必要があるから、当該補助金はその約半分の243,540千円が認可交付されたのである。

すなわち、事業目的が達成できたかどうかについてはわきに置くとしても、「協議会」は490,062千円を支出していなければならず、同額の領収書等の監査証跡が残っていないなければならない。

山形県が実施した調査（資料13）に、「2 補助事業により導入した機器の確認状況」のリストが載っているのので、導入した機器の金額がどの程度のものか推定してみた。結果は（資料16）に記載したが、合計で約20,000千円であった。導入当時は約5年前であるので今よりも単価は高かっただろうが、当該事業490,062千円がすべて使われたことを説明するには程遠い。

また、（資料9）の会計検査院の検査結果には次の記載がある。

「生産者の出荷拠点18箇所においては、上記の端末装置が4箇所にしか設置されていなかった。また、加工流通・販売業者2者は実際には本件補助事業に参加していなかったことから、当該業者の配送センター等においては端末装置が全く設置されていなかった。そして、出荷拠点等に設置されなかった端末装置は、梱包されたまま倉庫に保管されていたり、所在不明となっていたりしていた。

これらのことから、生産履歴情報については、上記の生産者2,500名のうち4名分の情報が蓄積されていたにすぎず、また、加工流通・販売情報については全く入力できない状況であった。このように、本件補助事業で導入した端末装置等及びデータベースサーバによるシステムは構築されておらず、生産履歴情報等は消費者に提供されないままとなっていた。」

「協議会」からの実質的な申請は平成15年11月であること。

「協議会」が、平成16年5月31日に補助金の支払いを受けるためには「事業実績報告書」や「事業成果報告書」の提出が必要である。

平成16年4月20日付で提出された事業成果報告書に財産管理台帳の記載がある。その財産管理台帳（資料18,19）には、総事業費451,616,120円と3,915,340円の合計額455,531,460円はすべて平成16年（2004年）3月31日に竣工されたとの記載されてあった。

竣工とは、工事が終了して使用可能な状態になっていることである。

補助金はこの実績をみて行なわれたであろう。

しかし、それから3年以上経過した平成19年の会計検査院の検査結果報告では、稼働していないし実体がないような状態であることから、当時の事業成果報告書の記載は不実と考える方が自然である。

これでは、だれでもが、「協議会」の補助金申請は、補助金を入手することだけを目的とした申請と判断する。

少なくとも、490,062千円以上の支払いがなされたことを、第三者的証拠で立証しなければならない。

山形県は、不法行為による損害賠償請求で訴訟を行なっているが、補助金に係る刑事事件として警察に届け出て、徹底的に捜査すべき事件だったと考える。なぜなら、本件補助事業に係る帳簿、契約書、領収書等の書類の所在が不明であり、これは、「協議会」が意図して行なった疑いが払拭できないからである。当時の事業成果報告書の記載が不実と考える方が自然である。

この点でも山形県の対応は誤っている。

(資料14)「平成19年11月農林水産常任委員会の主な質疑・質問等」の阿部(賢)委員の質問にエコ農業推進課長が答弁しているくだりに、「なお、「協議会」から)預金通帳も行方不明であると主張され、「協議会」は)再発行にも応じない状況である。」とある。

これは、補助金が入金したであろう「協議会」の通帳を見られ、金がどこに行ったを知られたくないためとの推測を禁じ得ない。

山形県は毅然として対応すべきであった。

県から次の補足説明があった。

「東日本ユビキタストレーサビリティ推進協議会は、印鑑を紛失したとして通帳の再発行に応じなかったため、新たに印鑑を作成させるなど強く指導し(平成19年11月)、通帳を平成20年2月に再発行させました。しかし、再発行された通帳には、再発行時の残高しか記載がなく、前の通帳の記載事項は記載されませんでした。このため、金融機関に対し取引状況について照会しましたが、回答を拒否されました。」

「協議会」の不誠実さもさることながら、県の対応があまりにも遅きに失し、山形県民に損害をかけてしまったといえるだろう。

特に疑問を感じてしまうのは、「協議会」の代表理事が伊藤幸蔵であるのに、県によると、「すべては、父(伊藤幸吉、平成18年6月に会計検査が入った時は、体の具合が大変悪かった。平成20年4月に亡くなった。)が存じており、私は何もわかりません。」との伊藤幸蔵の説明があり、その話をそのまま受けてしまったことである。

結果、資金の流れの追及で一番大切な、必要な通帳ないし金融機関からの銀行取引状況表の入手ができなくなってしまった。

当該事業の重要取引先（支払先）に日本農業IT化協会がある。県に確認を依頼したところ、日本農業IT化協会については、法人登記は閉鎖されていないものの、協会に事務所のスペースを提供していた会社の職員に県が確認したところ、現在は協会の職員や事務所は存在せず活動休止状態にあるとのことである。

また、実績報告書には、巨額の金額を投資した3台のサーバー（381百万円、ソフトを含む。）をIDCセンター（委託管理センター）に預けてあるとの記載があった。これについて、県から次の説明があった。

「実績報告書記載のIDCセンターは、サーバを設置しデータベースシステムの運用を行う場所です。平成18年度途中までシステムを開発した株式会社〇〇〇〇に置かれていましたが、保守管理料の支払いがないため撤去されたことを確認しております。」

なお、県に聞くと、ソフトウェアの設計は日本農業IT化協会で行ない、株式会社〇〇〇〇がシステムを開発したといっても、コーディング等の作業に限定されていたようである。すなわち、本事件のもう一つの要点は日本農業IT化協会にあるようであるが、それは消えてしまっている。

聞けば聞くほど、藪の中に入ってしまう感がある。

3. 国（東北農政局）に対しても、関与している責任（特に事業体を特認した責任）を追及すべきである。今後、万が一事件が発生した場合、事実を明確にし、そのうえで、国にも責任がある場合、国に対してその責任分担を主張しなければならない。すなわち、山形県民の損害を最小限にするため、国に対しても毅然とした対応をとることが必要である。【指摘事項】

補助金を出すかどうかについては、国（東北農政局）も初めから関わっており、事業者の審査を行なった。この審査が甘かったのが、当該事件が起こった主な原因の一つである。

そして、書面のやり取りに入る前に、国と県との間で、3ヶ月間の検討期間（審査期間）がすでにあつたということである。

当該事業体を特認するに、山形県と国と一緒に審査ないし検討したのに、山形県だけが、その責任を負って、それも積極的に補助金を返還（肩代わり）しているのである。

（資料15）「平成20年2月定例会 農林水産常任委員会の主な質疑・質問等」によれば、エコ農業推進課長が榎津委員の質問に次の答弁を行なっている。

「農林水産省から当該補助金の返還命令は受けていないが、補助金等の適正化に関する法律に基づき、返還命令を受けた場合、交付時点から加算金が発生することとなる。仮に現段階で返還命令がなされた場合でも、その金額が1億円を超えることから、今般、自主的に返納することとしたものである。」

山形県民の損害を最小限に食い止めるために、さらに突っ込んだ対応と答弁が必要だった。

当該事件の真相を徹底的に究明し、国にも審査時の責任があることを主張し、また国とも円滑なコミュニケーションをとり、できれば、半々か、県六国四位で、妥結に持ち込む努力をする必要があつたのではないだろうか。

それを、事実を最後の最後まで追及しない状態で、その損害額を県民に全額負担させるのはいかなものかと疑問に思う。

（資料10）にある「補助金適正化法および補助金適正化法施行令」の補助金適正化法に（補助金等の返還）の規定があり、第18条第3項に次の規定がある。

「各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。」

この「やむを得ない事情があると認めるとき」に該当する事実認識を固めるよう、努力する必要があつた。

この監査人の見解に対し県から次の追加説明があった。

「補助金返還の取り消し又は減額に係る『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』第18条第3項の『やむを得ない事情があるとき』とは、補助事業者である県に落度がない場合とされています。本事業については、額の確定において事業実績の確認等が不十分であり、結果的に過大な金額を補助金として確定したことなど、県の対応に不備があったことから、『やむを得ない事情があるとき』とすることは困難でした。一方、国は県に補助金の返還を命じたときは、同法第19条第1項により、加算金を課すこととなります。

このようなことから県としては、加算金により負担額が増えることを回避するため、やむを得ず、返還命令を受けずに自主的に返還することとしました。

これについては、農林水産省と事前に法解釈等を含めて調整を行って判断したものです。」

監査人が着目しているのは、国に落ち度がある場合も第18条第3項の『やむを得ない事情があるとき』にあたるのではないかと、ということである。結果から見て、県と一緒に審査した国（東北農政局）にも落ち度があるわけで、県ばかりがその損失を100%負担するのはどうみても不公正である。補助事業者である県に落度がない場合だけでなく、国に落ち度がある場合も『やむを得ない事情があるとき』にあたるとするのが、適当である。そうでなければ、国と県との関係は、常に県は国にかしづく存在ということになる。

読売オンラインの記事と監査人の事実確認によると、会計検査院は補助金の支出を不当と判断したうえで、審査や指導が不十分として、農林水産省と山形県に改善を求めたようである。山形県だけに改善を求めただけでなく農林水産省にも改善を求めた点から考えても、山形県だけ100%損を負担するのは県と国との関係上不公正と考える。

今後、万が一であるが、同様の事件が生じた場合、山形県公務員として、国、なにをするものぞ、くらいの気概を持って、山形県民のため難局に立ち向かってもらいたいものである。

4. 補助金事故防止対策について、次の点について改善されたい。【意見A】

- ① 補助金の目的が達成されているか否かについての判定ないし判断を明確にすること。会計検査院の指摘を受けないことを確認する。確認者も明示し、責任の所在を明確にする。
- ② 現地調査が要領に従い網羅的に実施されたことを保証するため、異なる部署の人員によるモニタリングを行うこと。
- ③ 審査会を開催した事実を審査会議事録等で記録し、誰が審査の責任を負うのかを明確すること。
- ④ 審査会が要領に従い網羅的に実施されたことを保証するため、異なる部署の人員によるモニタリングを行うこと。
- ⑤ 現地調査および審査会に、専門家を招へいすること。また、専門家の判断で別途調査が必要となった場合は、専門家の調査を実施すること。
- ⑥ 現地調査調書の支出について、個別の支出内容が、事業目的に合致しているか、計画で予定していたものであるかの判断の記載が必要である。
- ⑦ 不正ないし正当な注意義務違反の処分（ないし罰則）を明示すること。

5. 当該問題の法的な側面

(概要)

(資料2)と(資料4)によれば、未収金の発生処理については概要、以下の流れである。

- ①H16. 5. 31 補助金支払 (概算支払は H16. 3. 18)
- ②H19. 12. 4 補助金の返還命令
- ③H20. 5. 25 協議会より 3 万 3, 6 7 0 円納入
- ④H20. 3. 4 未納付額について督促通知書交付
- ⑤H20. 3. 21 訴訟提起
 - Y₁ 協議会代表者に対する不法行為による損害賠償請求
 - Y₂ 実質的構成員に対する不当利得返還請求
- ⑥H20. 12. 22 和解成立
 - Y₁ 和解金 2, 6 7 8 万 5, 6 9 6 円、← ○Y₁ 破産の場合の配当見込額を基準にしたもの
 - Y₂ 訴え取下げ
- ⑦H20. 12. 22 協議会より 6 万 3, 0 0 0 円納入
- ⑧H21. 2. 24 残債権 2 億 4, 3 4 4 万 3, 3 3 0 円につき、議会による放棄決議

(法的な問題)

(1) H20. 12. 22 に、訴訟上の和解が成立しているが、被告である協議会代表者が支払うべき和解金 2, 6 7 8 万 5, 6 9 6 円は、同被告が破産した場合に県が配当を受けられる見込額 (配当率を 1 1 % と見込んだ) であるという。

(2) まず、本件のように補助金の返還義務が発生する場合があるから、その返還債務について物的担保や人的担保を徴求していないのは問題である。この点で、危機管理についての考えが甘い。今後は、交付時において「返還義務が発生する場合があり、その返還義務を担保するために担保を徴求する」旨を告知して、担保徴求手続を実行すべきである。【意見A】

(3) 次に、県が、裁判上の和解をした点については、次の問題がある。

即ち、県の説明では、解決金2,678万5,696円の根拠は、協議会代表者が破産した場合の配当率に基づくものである、という。しかし、このことは、協議会代表者に対して2億4,350万6,330円の損害賠償を求めて訴訟をしたにもかかわらず、「解決金2,678万5,696円以上は返してもらわなくても良い。」と県自らが言っているのと同様であり、問題である。実際に協議会代表者は破産はしておらず、同人に対する他の債権者が存在するとしても、他に先んじて可能な限り債権を回収すべきであったと思われる。【意見A】

従って、この債権放棄によって、補助金残金はもとより、訴訟を提起した際の弁護士費用や訴訟印紙代が無駄になってしまったのである。

(4) また、県は実質的構成員を被告として約4,058万円の不当利得返還請求訴訟を提起している。これは、県が同被告に補助金の一部が流出し、それも、この補助金の一部を保有する理由がないものと認めて当該訴訟を提起したものであるが、同被告が口頭弁論において本件事業への関与を否定したことを理由に、和解においては同被告への訴えを取り下げている。この場合も、弁護士費用や訴訟費用が支出されているのであり、訴え取下げによりこれらの費用は全く無駄になってしまったのである。これについての対応にも問題がある。【意見A】

(5) 以上のように、この補助金については、交付から回収の段階に至るまで様々な問題がある。(資料15)の平成20年2月定例会において農林水産部長が「万全の対策を講じたい」旨を今井委員に対して答弁している。

再発防止策として、県では平成20年3月26日付で総務部長から各部局長に対し、補助金事務の適正な執行を確保するために、交付決定・実績報告に係る審査の徹底、補助事業者等に対する指導の徹底を求める通知が出され、これをうけて、同年3月28日付で、農林水産部長から、補助金等適正化審査会の設置と、全ての補助事業について現地・現場調査を実施すること、という通知が出された。

これらの対応については、一定の評価をするものであるが、補助金交付時に返還義務に係る説明や担保の徴求、また返還金の回収にあたっては、サービサーや弁

護士に委託するなどの情実を排除した回収方法、更に、各段階についての詳細なマニュアルの作成と、そのマニュアルの履行状況の検討体制を構築すべきである。【意見A】

6. 事業体の選定を誤ったからといって、補助金の補助事業に対して委縮した対応をしてはならない。山形県民のため、積極的に活動を行なってもらいたい。そのためには、事業体の選定等においてチェックするツールが必要と考える。県においても、平成20年3月に事故対策を講じているが、監査人は、今回の事件を観察してそのツールを作成したので利用されたい。【意見A】

次ページより7枚。

補助金適正費消チェックリスト

(作成主眼)

会計検査院は、その検査で補助金収受法人等が補助金目的を達成しない場合、補助金不適格の認定を行なっている。補助金は国から給付されるが、補助金収受法人が補助金不適格となり、補助金の返還をできない場合、県は補助事業者という立場からその補助金額を国に返還している。当該金額は、山形県民に多大の損失を負わせるものである。そして、現実はその事例が生じ、数億円の損失を山形県民に負わせた。山形県包括外部監査人は、この事実を鑑み、県が補助金の補助事業者となる場合、次のチェックを行うよう、指摘する。

チェック目的	チェック細目	資料名	資料入手 有 無 ×	判定(コメント)
補助金対象法人等として適切か	実体があるか	会社・法人の登記事項証明書		
	運営が健全か	直前決算書(監査証明付きが望ましい。)		
設立及び運営の実態からみて補助金を目的とした法人等でないことがあらかであるか。		過去(3年)の決算書・税務申告書		
		過去(3年)の主たる事業説明書		
		過去(3年)の役員・従業員の名簿		
		設立して3年を経過しない法人等である場合、その法人等が、補助金を目的とした法人等でないことを県が確認した書類および根拠資料		
	連帯保証を負う保証人がいるか。	連帯保証書		
	保証人が適切か	保証人がその責務を全うできることに関する調査書		

チェック目的	チェック細目	資料名	資料入手 有 無 x	判定(コメント)
	補助金を費消するにあたって正当な注意義務を行なえる法人等か。	補助金受入預金口座、事業支出に係る帳簿記録および関連証憑(稟議書・議事録を含む)を要請があれば即刻提示する確約書。(提示しない時はペナルティーを課す旨の記載を付す。そのペナルティーの内容について県が策定すべきこと。)		
国との責任関係は明確か。(県が補助事業者の為、リスクを軽減する必要あり。)	補助金を給付する法人等を適格かどうかについて意思決定するが、その意思決定について国(補助金支給者)と県(国の補助事業者)の責任関係が明確になっているか	国の補助金を給付する法人等として、国が適切と認められた認可書等(国の認可責任の所在を明らかにする書類)		
補助金の対象事業として適切か	事業計画が、計画として実体のあるものであるか	補助事業が未達成だった場合の負担についての県と国の負担についての協定書。 事業計画書(明確なコンセプト、実現可能性、スケジュール、費用対効果、資金計画等) 第三者的立場にあり、当該事業に精通する専門家による事業計画に対する評価書 補助金を収受する法人等の過去の当該事業実績を示す実績報告書 補助金を収受する法人等の過去の事業支出にかかる報告書とその支出に係る証憑現物の査閲報告書		

チェック目的	チェック細目	資料名	資料入手 有 無 ×	判定(コメント)
事業運営として適切か	補助金の入金とその頼末(支出)が明確に把握されるか (注)チェックリストとしては(別紙1)	補助金が入金された預金通帳(現物の写し)		
	補助金の支出の日時、支出目的、支出先、支出(購入)内容が明瞭に記録されているか。	預金出納帳 総勘定元帳(資産・負債・収益・費用・資本の各勘定が日々取引毎に記録された帳簿)、 試算表(総勘定を総括した表) 仕入先元帳(買掛帳) 役員報酬・給料台帳(人件費) 役員の当該事業に関する稼働実績を把握する資料(他の事業に対する兼務状況を把握) 法人内の従業員が実際に稼働した事実を把握する作業日報		
	支出を外部証拠により検証できるか。 (注)チェックリストとしては(別紙2)	領収書ないし振込依頼書(支払事実を立証) 納品書(物品・用益の提供の事実を立証) 請求書(支払いの要求を立証) 見積書(発注の合理性、納品の検証) あい見積書(単価の妥当性、重要性ある場合)		

チェック目的	チェック細目	資料名	資料入手 有 無 x	判定(コメント)
	<p>支払先に重要性がある場合、支払先が適切な事業体であるか。(バックマージン等不正の余地のない業者か。)</p>	<p>会社・法人の登記事項証明書 信用調査書 補助金受領法人等との関係調査書 用役を提供する(例えばソフトウェア会社等) 支払先の場合、具体的に支払金額の妥当性を検証できる支払先における当該支出に関する作業日報等</p>		
	<p>事業計画に沿って支出されているか (注)チェックリストとしては(別紙2)</p>	<p>支出稟議書(支出目的・内容等) 重要支出関係の議事録 事業計画実績報告書(事業支出進捗表) 事業計画実績報告書(事業達成進捗表) 県の担当者による実地検証報告書(3か月ごとが望ましい)</p>		
<p>事業の終了処理が適切か。</p>	<p>事業遂行は適正になされたか。 補助金事業が適正に終了したことがオープンライズされているか。(知事が県民に対し、当該補助金事業に関し、正当な注意義務を果たした事実を確認する。)</p>	<p>当該事業完了報告書 事業が当初目的を達した場合、当該事業遂行完了を知事が確認したことを示す書類 事業が不首尾に終了した場合、不首尾であっても事業が合理性に遂行されたことについて知事の意見書(いわゆる、弁明書) (山形県包括外部監査人のコメント) 事業が不首尾に終わる場合、会計検査院が</p>		

チェック目的	チェック細目	資料名	資料入手 有 無 ×	判定(コメント)
		<p>検査した結果、国がやむを得ないと判断し、補助金の返還を要求しない場合は県が代位弁済をする必要がないので県民としてもラッキーである。</p> <p>事業が不首尾に終わり、会計検査院の検査結果で補助金の返済を余儀なくされ、かつ、補助金を収受した法人等から補助金の返還を受けられず、山形県民がその損失を負担せざるを得ない場合でも、山形県民がやむを得ないと感じるくらいに山形県が説明責任を全うできるとすれば、山形県民の納得を得るだろう。その説明責任は、県知事が負うことを、改めて確認する。</p>		

(別紙1)

補助金事業支出の正当性チェックリスト (預金取引)

(決まり)

補助金を受け入れる預金口座は、補助金が補助事業対し事業支出されたことを明瞭に立証するため、新規口座等の設定により、通常使用されている預金口座とは切り離された、別口座としなければならない。

(様式)

銀行名：

預金の種類：

口座番号：

取引日	金額(単位:円)			相手先	支払内容	証憑番号
	引出(支払)	預入(入金)	残高			
(例)						
H22.2.4		100,000,000	100,000,000	山形県	事業補助金入金	0001
H22.2.6	10,000,000		90,000,000	(株)	機械装置 購入(稟議 NO.202)	0002

(別紙2)

補助金事業支出の正当性(網羅性)チェックリスト(支出証憑関係)

(証憑の該当箇所に証憑 NO.)

支出日	金額(円)	支払先	内容	領収書・振込依頼書	納品書	請求書	見積書	あい見積書	稟議書(NO.)	その他証憑	検印(事業目的合致)
(例)											
H22.2.6	10,000,000	(株)	機械装置 購入 (稟議NO.202)	0002	0002	0002	0002	0002	202		

※ 事業目的の判断につき、山形県の担当者(判断責任者)を特定させる為の欄。支出が事業目的として疑問がある場合は、コメントを記載する。

(資料 1) 未収金の推移表

未収金の推移表					
年度	決算日	内容	借方	貸方	残高
平成 19 年度	平成 20 年 3 月 31 日	調定額現年度発生	243,540,000		
		収入済額現年度発生		33,670	243,506,330
平成 20 年度	平成 21 年 3 月 31 日	収入済額滞納繰越額		63,000	243,443,330
		不納欠損額		243,443,330	0
			243,540,000	243,540,000	0

(県作成の推移表を整理)

(資料2) 補助金にかかる経過概要

H15年度トレーサビリティシステム導入促進対策事業費補助金に係る経過概要

- ① H15年度 東日本ユビキタストレーサビリティ推進協議会(代表理事:伊藤幸蔵)が、事業費490,062千円(国庫補助金243,540千円)の事業実施
- ② H18.6 会計検査院実地検査 補助事業の活動実績が把握できないと指摘
- ③ H19.5 会計検査院実地検査 平成15年度の補助事業は完了していないと指摘
(H19.11.9 補助金全額が不当として国会に報告)
- ④ H19.12.4 協議会に対し補助金の返還命令
- ⑤ H20.2.25 協議会より33,670円納入、243,506,330円が未納
- ⑥ H20.3.4 未納付額について督促通知及び通知書手交
- ⑦ H20.3.17 県は補助事業者として国に補助金全額243,540千円を返還
- ⑧ H20.3.21 協議会に資力がないことから、補助金相当額の回収に向け、関係者(協議会の実質的な主宰者である伊藤幸吉及び協議会の実質的構成員のうち財産を有していると思込まれる(有)ファーマーズ・クラブ赤とんぼ)に対する損害賠償等の請求訴訟を提起
ア) 伊藤幸吉 243,506,330円 <不法行為による損害賠償請求>
イ) (有)ファーマーズ・クラブ赤とんぼ 40,584,388円 <不当利得返還請求>
- ⑨ H20.4.17 被告伊藤幸吉死亡
- ⑩ H20.5.7 第1回公判
ア) 伊藤幸吉については、相続者未定につき中断。
イ) (有)ファーマーズ・クラブ赤とんぼは、事業への関与を否認し請求棄却を求める。
(その後の開催期日 6/16、8/22、10/8)
- ⑪ H20.7.7 伊藤幸吉の長男である伊藤幸蔵が限定相続
- ⑫ H20.10.8 伊藤幸蔵に対する受継申立
伊藤被告(代理人)より和解の打診
- ⑬ H20.12.22 和解成立
<和解の概要>
ア) 被告(伊藤幸吉限定相続人伊藤幸蔵)は、県に対し26,785,696円を支払う。
イ) 県は、(有)ファーマーズ・クラブ赤とんぼに対する訴訟を取り下げる。
ウ) 訴訟費用は、双方が負担する。
【和解金額の考え方】
伊藤被告の資産について破産手続きとなった場合に、県に配分が見込まれる額。
- ⑭ H20.12.22 同上協議会が関連機器の売却代金63,000円を納入
- ⑮ H21.2.24 県議会2月定例会に債権243,443,330円を放棄するための議案を提出し議決
<債権放棄の額243,443,330円=返還命令額243,540,000円-納付済額96,670円>

(資料3) 包括外部監査「質問事項」に対する回答

包括外部監査「質問事項」に対する回答

エコ農業推進課

1. 不納欠損金額の明細

(1) 不納欠損金額

過年度歳出返納金 243,443,330 円

※H21. 2. 24 債権放棄について議案採決

(2) 不納欠損金額の明細

山形県の国庫補助金返還額 243,540,000 円

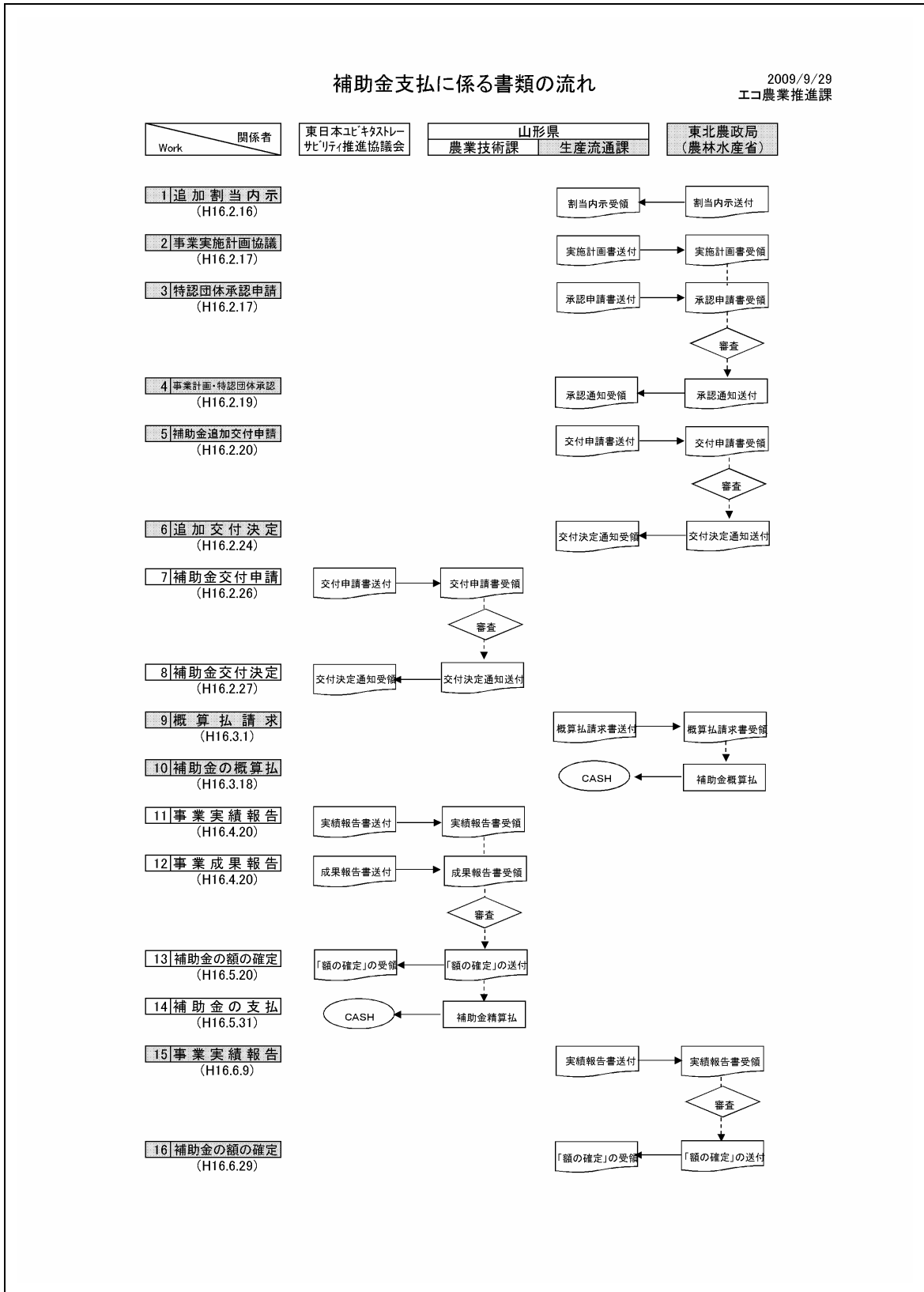
補助事業者からの補助金返還額 96,670 円

差 引 243,443,330 円

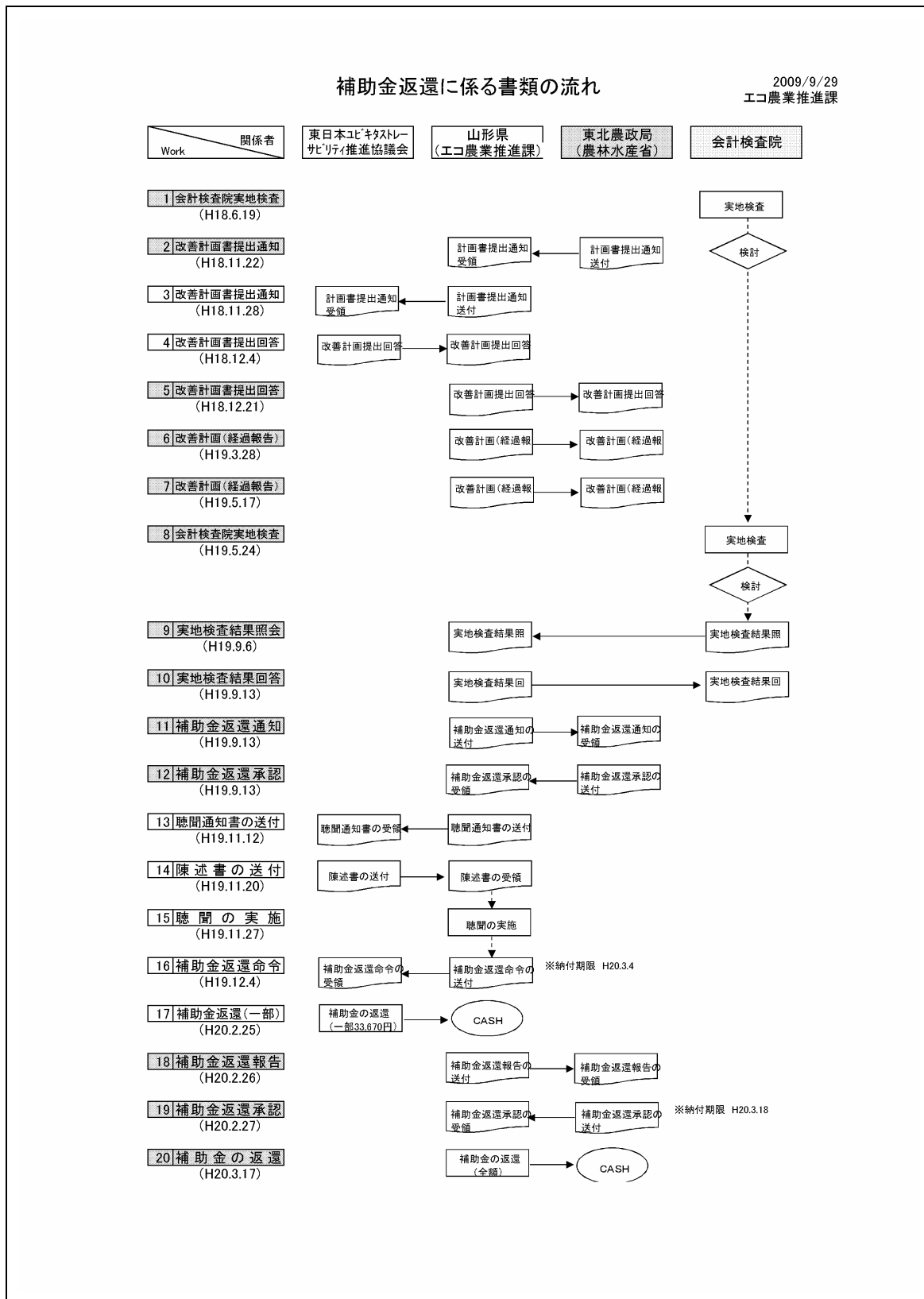
2. 不能欠損処理に至るまでの経過

別紙「H15 年度トレーサビリティシステム導入促進対策事業費補助金に係る経過概要」及び「手続きフロー図（書類の流れ）」のとおり

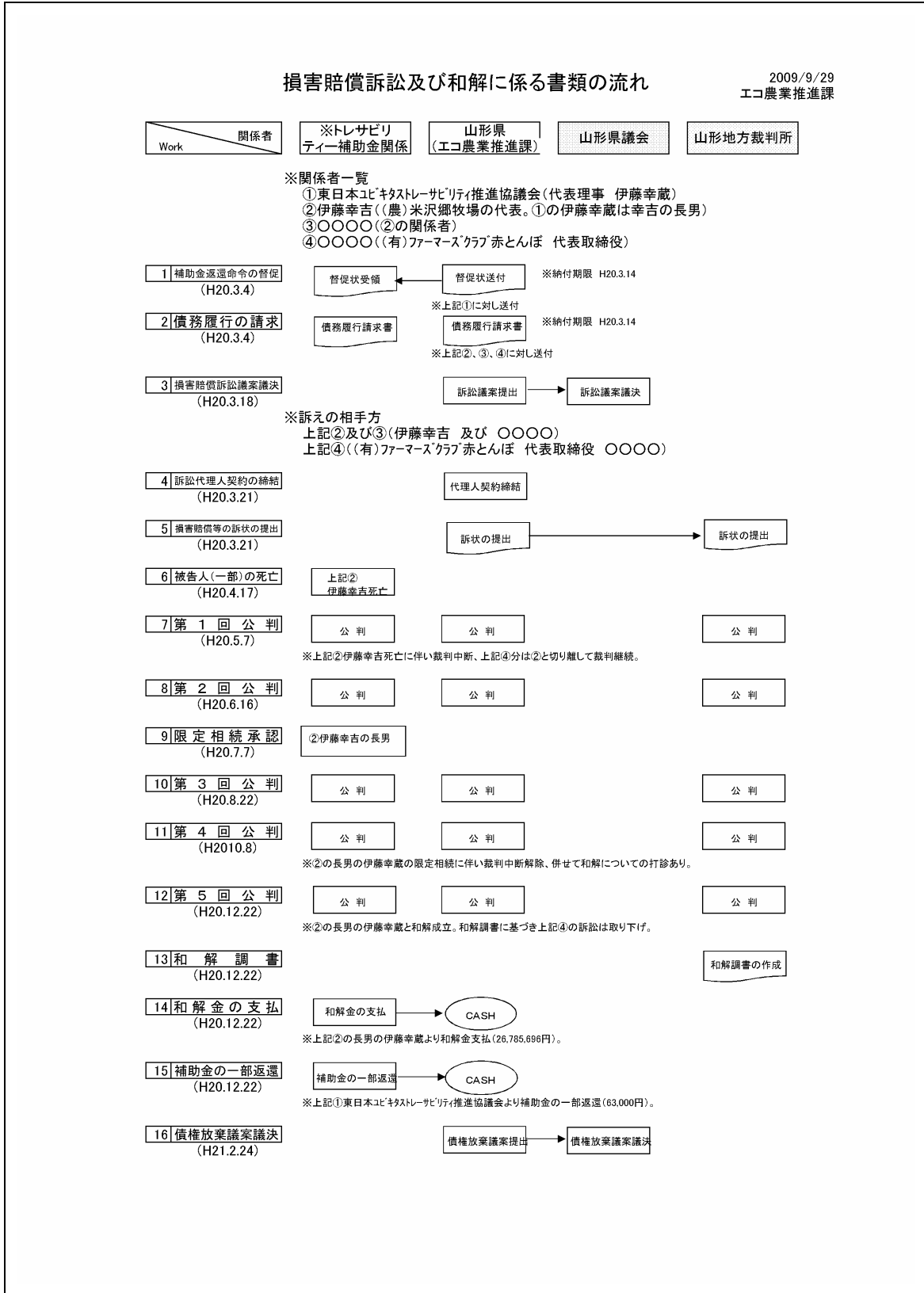
(資料4) 補助金支払に係る書類の流れ



(資料5) 補助金返還に係る書類の流れ



(資料6) 損害賠償訴訟及び和解に係る書類の流れ



(資料7) 損害賠償等請求訴訟の和解及び補助金の返還に係る権利の放棄

平成 21 年 2 月 17 日

農 林 水 産 部

トレーサビリティシステム導入促進対策事業費補助金に係る損害賠償等請求訴訟の和解及び補助金の返還に係る権利の放棄について

1 主な経過

- (1) 平成 15 年度に東日本ユビキタストレーサビリティ推進協議会が実施した標記事業について、補助金の返還命令を行ったものの全額が納付されなかったことから、実質的な事業の主導者及び構成員（伊藤幸吉及び(有)ファーマーズ・クラブ赤とんぼ）に対し、損害賠償（243, 506, 330 円）等を求め提訴（平成 20 年 3 月 21 日）。
- (2) 山形地方裁判所において和解（平成 20 年 12 月 22 日）。

2 和解の内容

- (1) 伊藤幸吉（平成 20 年 4 月 17 日死亡）の訴訟継承人伊藤幸蔵は、県に対し 26, 785, 696 円を支払う。
- (2) 県は、(有)ファーマーズ・クラブ赤とんぼに対する訴えを取り下げる。

3 今後の対応

補助事業者である東日本ユビキタストレーサビリティ推進協議会に対する債権（補助金の返還）について回収が不能であることから、権利を放棄する議案を今定例会に提出。

以上

(資料8) 議会運営委員会の概要 (H21. 2. 17)

議会運営委員会の概要 (H21. 2. 17) 一山形県ホームページ

○協議事項はこちら

平成 21 年 2 月 17 日 午前 10 時 00～午前 10 時 19 分

開会宣告後、吉村美栄子知事より以下のあいさつがなされた。

2 月 14 日付で第 50 代山形県知事に就任いたしました吉村美栄子でございます。よろしくお願いたします。県民の皆様の幸せのために努力して取り組んでまいりたいと思っておりますので、議員の皆様方、よろしくお願申し上げます。これから本日内示会もさせていただきますので、御協力方どうぞよろしくお願申し上げます。

1 2 月定例会提出案件の概要について

総務部長から、次のとおり説明があり、了承された。

(略)

5 その他

(略)

②トレーサビリティシステム導入促進対策事業費補助金に係る損害賠償等請求訴訟の和解及び補助金の返還に係る権利の放棄について農林水産部長から、別紙により説明があり、以下の質疑応答の後、了承された。

【説 明】

平成 15 年度のこの補助金に関しては、事業主体である東日本ユビキタストレーサビリティ推進協議会に対し交付決定の取消し及び返還命令を行ったものの、期限までに全額が納付されなかったことから、実質的な事業の主導者及び構成員に対し損害賠償等を求め提訴していたが、去る 12 月 22 日に山形地方裁判所において和解をしたところである。

和解については、裁判所からの和解や打診があったことや債務超過にある被告の資産状況を踏まえ、これ以上の賠償額の回収は不可能と判断されることから、和解を受け入れたところである。

和解の内容であるが、被告伊藤幸吉の訴訟継承人である伊藤幸蔵は、県に対し 26,785,696 円を支払う。また、もう一方の被告である(有)フアーマーズ・クラブ赤とんぼに対する訴えを取下げるとするものである。

今後の対応については、本訴訟は和解したが、補助事業者である東日本ユビキタストレーサビリティ推進協議会に対する補助金の返還に係る債権については、協議会に資産が全くなく、すでに実体もないことから、今後とも回収が不能であるので、権利を放棄するための議案を今定例会に提出したいと考えている。

【質疑応答】

阿部（昇）委員：今回の損害賠償にかかわった 2 億 4,300 万ほどの数字は国とか県とか市町とか、あるいはその金額に至った経緯についていかなっているのか。

農林水産部長：事業費は 4 億 9,006 万 2,000 円である。このうち、国庫補助金は 2 億 4,354 万円となっている。

阿部（昇）委員：損害賠償にかかわる 2 億 4,300 万円というのは国庫から入ってきた金額だと理解していいのか。

農林水産部長：そのとおりである。

6 次回議運開催日時

今回は、2 月 20 日（金）午前 10 時と決定した。

（監査人コメント）金銭の流れをみてみよう。

項目	東日本ユビキタストレーサビリティ推進協議会	山形県	国
国から山形県へ		243,540,000 円	△243,540,000 円
山形県から協議会へ	243,540,000 円	△243,540,000 円	
協議会から山形県へ 補助金の返還	△96,670 円	96,670 円	
山形県から国へ返還		△243,540,000 円	243,540,000 円
協議会から山形県へ 和解金の支払	△26,785,696 円	26,785,696 円	
合計（結果）	216,657,634 円	△216,657,634 円	0 円

結局、山形県は国の事業を手伝った原因で、216,657,634 円の損害を受けた。それに対し、当該事業が国の事業であるにもかかわらず、国の損害額は全くなかったことがわかる。

(資料9) 会計検査院の検査結果

平成 18 年度

第 3 章個別の検査結果

第 1 節省庁別の検査結果

第 11 農林水産省

不当事項

補助金

1 補助金の概要

農林水産省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省では、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金を交付している。

2 検査の結果

本院は、45 都道府県及びその管内の 2,006 市町村等並びに 176 団体において、合規性、有効性等の観点から会計実地検査を行った。その結果、6 県、13 道府県管内の 23 町村等及び 2 団体計 31 事業主体が実施した麦・大豆品質向上対策事業、森林環境保全整備事業等の 30 事業に係る国庫補助金 963,369,613 円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

(215) トレーサビリティシステム導入促進対策事業で導入した機器等によるシステムが構築されておらず、補助の目的を達していないもの

会計名及び科目	一般会計 (組織) 農林水産本省 (項) 総合食料対策費
部局等	東北農政局
補助の根拠	予算補助
補助事業者	山形県
間接補助事業者 (事業主体)	東日本ユビキタストレーサビリティ推進協議会
補助事業	トレーサビリティシステム導入促進対策
補助事業の概要	トレーサビリティシステムを構築するため、平成 15 年度にデータベースサーバ等の機器等を導入するもの
事業費	490,062,000 円
上記に対する国庫補助金交付額	243,540,000 円
不当と認める事業費	490,062,000 円
不当と認める国庫補助金	243,540,000 円

助金交付額	
-------	--

1 補助事業の概要

この補助事業は、東日本ユビキタストレーサビリティ推進協議会（山形県東置賜郡高島町）が、トレーサビリティシステム（注）導入促進対策事業として、消費者の食品に対する信頼や安心を確保するため、青果及び米（以下「青果等」という。）の生産から加工流通、販売までのトレーサビリティシステム（以下「システム」という。）を構築することとし、平成 15 年度に、これに必要なサーバ、電子チップリーダ、処理用携帯端末等の端末装置 40 セット等及びデータベースサーバー一式を事業費 490, 062, 000 円（国庫補助金 243, 540, 000 円）で導入したものである。

同協議会は、山形県産の青果等を対象として、その生産者 2,500 名の出荷拠点 18 箇所及び加工流通・販売業者 2 者の配送センター等に端末装置各 2 セットを設置し、出荷拠点においては生産者が入力した生産履歴情報を、配送センター等においては加工流通・販売情報をそれぞれ蓄積し、これらの情報を消費者に提供することとしていた。

2 検査の結果

本院は、山形県及び同協議会において、有効性等の観点からシステムは計画どおり導入され稼動しているかなどに着眼して会計実地検査を行った。同協議会では、本件補助事業に係る帳簿、契約書、領収書等の書類の所在が不明であるとしているため、関係者から別途提出を受けた書類等により検査したところ、次のとおり、適切とは認められない事態が見受けられた。（下線は筆者による。）

すなわち、生産者の出荷拠点 18 箇所においては、上記の端末装置が 4 箇所にしか設置されていなかった。また、加工流通・販売業者 2 者は実際には本件補助事業に参加していなかったことから、当該業者の配送センター等においては端末装置が全く設置されていなかった。そして、出荷拠点等に設置されなかった端末装置は、梱包されたまま倉庫に保管されていたり、所在不明となっていたりしていた。

これらのことから、生産履歴情報については、上記の生産者 2,500 名のうち 4 名分の情報が蓄積されていたにすぎず、また、加工流通・販売情報については全く入力できない状況であった。このように、本件補助事業で導入した端末装置等及びデータベースサーバによるシステムは構築されておらず、生産履歴情報等は消費者に提供されないままとなっていた。

このような事態が生じていたのは、同協議会において、補助事業の適正な実施に対する認識が欠如していたこと、同県において、本件補助事業の審査、確認及び同協議会に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、本件補助事業は、消費者の食品に対する信頼や安心を確保するためのシステムが構築されないままとなっていて補助の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金 243,540,000 円が不当と認められる。

(注) トレーサビリティシステム 食品の生産、加工、流通等の各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売先等の記録を記帳・保管し、食品とその情報とを追跡及び遡及できるようにする仕組み

(監査人のコメント)

会計検査院が検査結果（平成19年に出示された結果報告）の状況を挙げ、「同協議会において、補助事業の適正な実施に対する認識が欠如していた」との指摘内容を検討し、また、平成16年4月20日付の事業成果報告書に記載の財産管理台帳（資料18, 19）の記載内容を検討した結果、監査人は、東日本ユビキタストレーサビリティ推進協議会およびその関係者は、トレーサビリティシステム導入促進対策事業を行う意識が初めから持っていなかったのではないかと、という疑念を持った。

理由は次のとおりである。

- ① 出荷拠点について、計画では18箇所であるのに、端末装置が4箇所にしか設置していなかった。（設置されていない端末装置は梱包されたまま倉庫の中か、所在不明とのこと。）
- ② 配送センターには、端末装置が全く設置されていなかった。
- ③ 生産履歴情報については、計画で生産者2,500名を予定しているのに、4名分しか情報蓄積がなかった。
- ④ 加工流通・販売情報については全く入力されていなかった。
- ⑤ 平成16年4月20日付の事業成果報告書に記載の財産管理台帳（資料18, 19）には、総事業費451,616,120円と3,915,340円の合計額455,531,460円はすべて平成16年（2004年）3月31日に竣工されたとの記載がある。

竣工とは、工事が終了して使用可能な状態になっていることである。

しかし、平成19年になっても、上記①から④の状態であることから、事業成果報告書の記載は不実と考える方が自然である。

なお、この報告書の後、平成16年5月31日に、県から東日本ユビキタストレーサビリティ推進協議会に補助金243,000,000円が渡っている。

なお、県の認識としては、会計検査院から、「同協議会において、補助事業の適正な実施に対する認識が欠如していた」と指摘されたが、「事業を行う意識を初めから持っていなかった」との指摘はなかった、ということであった。2007年10月5日14時31分読売新聞（読売オンライン）によると、「検査院は補助金の支出を不当と判断、審査や指導が不十分として、農林水産省と山形県に改善を求めた。」とあり、会計検査

院も審査の段階から疑問視していたと思われる。いずれにしても、県は問題を回避せず直視し、確かな認識を持たなければならない。いわゆる真実を追及していく姿勢が必要である。

(資料 10) 補助金適正化法および補助金適正化法施行令

(補助金の取り消し、返還の法律)

補助金適正化法

(決定の取消)

第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第八条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消をした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第十八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

補助金適正化法施行令

第九条 法第十八条第三項の規定による補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消は、補助事業者等の申請により行うものとする。

2 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するためとった措置及び

当該補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを各省各庁の長（日本中央競馬会、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター又は独立行政法人医薬基盤研究所の補助金等に関しては、これらの理事長とする。次項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第四号及び第五号並びに第十四条第一項第二号において同じ。）に提出しなければならない。

3 各省各庁の長は、法第十八条第三項の規定により補助金等の返還の潮限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。

4 （略）

（監査人のコメント）

山形県が意図的に操作され（俗な言葉でいえば、騙され）たのであれば、手続きをとって、一部返還を免れる道があったと思料される。資金の流れが、銀行預金の流れから確証がとれない以上、この疑いが常に残る。従って、山形県が損害を被ることは、山形県民が損害を被ることに他ならない。当然、警察に訴え出る必要があったのではないだろうか考える。

監査人が刑事告訴に着目するのは、刑事告訴できれば、資金の流れが解明できたのではないかという点である。別の項でも触れるが、預金通帳がない、ようやく記帳してもらったら前通帳の繰り越しから始まる記載となっており肝心な出し入れがわからない、銀行からは取引状況表の提示が受けられない、なぜなら、刑事告訴されていないから。

当該協議会が、誠実であれば、通帳を紛失したので取引状況をすべて県に教えてくれと積極的に動くのがあたりまえと監査人は考えている。それを、しないことについて、疑問を持つ。

平成16年4月20日付の事業成果報告書に記載の財産管理台帳（資料18、19）には、総事業費の合計額455,531,460円はすべて平成16年（2004年）3月31日に竣工されたとの記載がある。しかし、平成19年の会計検査院の報告では、いまだシステムが構築されていないとの結果であり、すなわち竣工されていない状態であったことから、事業成果報告書の記載は事実と異なっていたと考える。

これをもって、事業の実質的な主宰者であった伊藤幸吉の側に事業計画策定の当初から県

を欺く意思（詐欺罪の構成要件の一つ）があったことを県として確信できる、と言えたのではないだろうか。

県の対応をみると、山形県民の損害を最小にしようと、最大の努力を行なっているとは感じ取れないのは、残念なことである。

次の点が欠けている。

1. 真実の徹底的に追求すること。
2. その事実（真実）に基づき、知事を中心として、国に談判し、県民の損失を最小にしようという心意気を持つこと。

(資料 1 1) 追加資料の提出について

包括外部監査にかかる追加資料の提出について
(平成 15 年度トレーサビリティシステム導入促進対策事業の件)

H21. 12 エコ農業推進課

1 補助事業決定までの経過について

補助事業の決定にあたっては、農林水産省の「総合食料対策事業実施要領」及び「トレーサビリティ導入促進総合対策事業の運用について」に基づいて、東日本ユビキタストレーサビリティ推進協議会の事業実施計画を県が審査し、要件を満たすものと認められたことから、国との協議を経て、県が当該事業実施計画を承認した。

※別紙 1 参照。

2 会計検査院実地検査後に本県が実施した調査結果について

(1) 補助金の流れを把握するための調査の実施状況

協議会の補助事業にかかる帳簿、契約書、領収書等の証拠書類が所在不明であったため、補助金の流れを把握するべく協議会の構成団体に対して調査実施、また、取引先に対しても調査への協力を依頼し実態把握に努めたが、全容を解明するには到らなかった。

※別紙 2 参照。

(2) 補助事業により導入した機器の確認状況

事業計画で、生産者の出荷拠点及び加工流通・販売業者の配送センター等に設置するとしていた端末装置等について、県で現況の確認を行った。

その結果、伝票により端末装置等の機器が事業計画どおり全数納入されたことは確認できたものの、機器が設置されていたのは計画の 18 箇所のうち 4 箇所に止まっていた。他の機器等は大部分が梱包されたまま倉庫に保管されていたが、一部は所在不明であった。

※別紙 2 参照。

3 県議会における本件に関する質疑について

(1) 平成 19 年 11 月閉会中農林水産常任委員会

(会計検査院が国会に検査結果を報告した直後の常任委員会)

補助事業の採択までの経過、事業主体である東日本ユビキタストレーサビリティ協議会の現状、今後の見通し等について審議。

※質疑の概要は別紙 3-1 のとおり。

(2) 平成 20 年 2 月定例会農林水産常任委員会

(国庫補助金返還の予算案を上程した定例会における常任委員会)

補助金の返還理由、担当職員に対する処分、東日本ユビキタストレーサビリティ協議会からの補助金返還の見通し、再発防止対策等について審議。

※質疑の概要は別紙 3-2 のとおり。

(資料 1 2) 補助事業決定までの経過 (資料 1 1 の別紙 1)

別紙 1

補助事業決定までの経過 (追加資料)

1 事業採択にかかる根拠規定

- (1) 「総合食料対策事業実施要領」(農林水産省)
(略)

第 3 事業の種類、内容等

この事業の種類、事業の内容、事業実施主体及び事業実施期間は別表に掲げるとおりとする。

(略)

第 4 事業実施計画

1 事業実施計画の作成及び承認

(略)

(2) 別表の V の事業実施主体の欄に掲げる団体(都道府県及び政令指定都市を除く。)が事業実施主体となる事業にあつては、当該事業実施主体は、毎年度、当該年度の事業実施計画書を作成し、都道府県知事等に提出して、その承認を受けるものとする。この場合において、都道府県知事等は、事業計画の承認を行うときは、あらかじめ地方農政局長に協議するものとする。

(略)

別表 (第 3 関係)

事業の種類	事業内容	事業実施主体	事業実施期間
(略)	(略)	(略)	(略)
V 総合食料対策地方公共団体推進事業	推進事業 (1) トレーサビリティシステム導入促進対策事業 青果物、米、豚肉、鶏肉、業鶏卵、養殖水産物、きのこ類等について、各食品の特性を踏まえたトレーサビリティシステム導入のため	1 事業協同組合 2 消費生活協同組合法の規定に基づき設立された組合 3 営農集団(農事組合法人以外の農業生産法人) 4 民法第 34 条の規定に基づき設立された公益法人	平成 15 年度 ~17 年度

(略)	に必要なデータベースの構築、情報関連機器の整備等を支援する。 (略)	5 食産協 6 1から5までに掲げる者以外の者であって、食品製造業者、外食事業者、食品卸売業者、食品小売業者、地域農林水産物の生産者、物流関係者等が主たる構成員となっている団体のうち、当該団体の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長が特に適当と認めるもの (略)	(略)
-----	---	---	-----

(2) 「トレーサビリティ導入促進総合対策事業の運用について」(農林水産省)

第1 対象事業

(略)

4 事業実施主体の特認の要件及び手続

(1) 要領の別表Vの(1)の事業実施主体の欄の特認団体の要件は、次に掲げるものとする。

- ア 主たる事務所の定めがあること。
- イ 代表者の定めがあること。
- ウ 定款等組織運営に関する規約の定めがあること。

(2) 要領の別表Vの(1)の事業実施主体の欄の特認団体となるための手続は、都道府県知事が、要領4の1の(2)による当該事業に係る事業実施計画の地方農政局長への承認申請又は協議の際に、別記様式4号に準じて作成した協議書を地方農政局長に提出することにより行うものとする。

(略)

2 事業採択までの経過

時 期	内 容
H15. 11	事業計画書案の提出(東日本ユビキタストレーサビリティ推進協議会→県)
H15. 12. 18	東北農政局の事業ヒアリング(県対応)
H15. 12～	事業計画の審査、東北農政局への説明(協議会⇄県⇄国)

H16. 1	
H16. 2. 17	事業実施計画の協議 及び 特認団体承認申請 (県→国)
H16. 2. 19	事業実施計画の協議に異存なしとの回答 及び 特認団体として承認 (国→県)
H16. 2. 26	県補助金の交付申請 (協議会→県)
H16. 2. 27	県補助金の交付決定 (事業実施計画の承認を含む) (県→協議会)

会計検査院実地検査後に本県が実施した調査結果概要 (追加資料)

1 補助金の流れを把握するための調査の実施状況

(1) 協議会の構成団体に対する調査

協議会の構成団体から、会計関係書類 (総勘定元帳、見積書、契約書、請求書、伝票等) を入手、補助事業にかかる入金・出金記録を洗い出し、補助金の流れの把握に努めた。

(2) 協議会の取引先に対する調査

さらに、協議会の取引先、納入業者等に対し、契約書、納品書、伝票等会計書類の提供を依頼し、補助金の流れの全容把握に努めた。

2 補助事業により導入した機器の確認状況

伝票により、機器が計画どおり全数納入されたことは確認したが、一部については所在不明であった。

導	機器名	現状 (計画)	用途
入	サーバ	1 (1)	インターネット
機	ローカルサーバ	40 (40)	生産履歴を電子チップに引継ぐ
器	液晶モニター	40 (40)	ローカルサーバのモニター
の	電子チップリーダー	37 (40)	電子チップ情報の読み取り
状	PDA (携帯端末)	26 (40)	生産履歴に流通情報を加える
況	無線 LAN	40 (40)	PDA とローカルサーバの通信
	HUB	34 (40)	無線 LAN とセット
	ラベルプリンター	40 (40)	最終情報を 2 次元バーコードに渡す

(監査人コメント)

補助金の流れの全容把握に努めたとあるが、事業費約 4 億円が支出されたことを立証できたのか。それも聞き取りだけでは不十分である。との県への問いかけについては、次の回答を得た。

会計検査法上の調査権限を持つ会計検査院調査官との同行調査及び関係者に任意の協力を求める独自調査により、当該協議会の構成員、取引先、その他の関係者からの事実確認と監査証拠の収集に努めた結果、見積書、注文書、請求書、振込明細及び聞き取り調査等から、総事業費 4 9 0, 0 6 2, 0 0 0 円のうち 4 4 3, 5 3 4, 8 0 3 円の支出を確認しました。

その支払確認状況の一覧表について資料として掲載するが (資料 1 7)、監査人が、監査証拠の提示を依頼したところ、会計検査院が持っており、県にはないとのことであった。支払い確認状況の一覧表は、会計検査院から入手した報告をまとめたものとのこ

とである。

さらに具体的に1件ごと、納品日付、支払日付、支払金額、納品内容、支払先、支払方法を知ることはできないし（帳簿がないから当然である。）、それを原資証憑から確認することも、物がないわけであるから不可能である。

会計検査院の調査といえども、その調査プロセス等を知ることができないので、山形県が言うような「総事業費490,062,000円のうち443,534,803円の支出を確認しました。」という言葉も、残念ながら監査人はそのまま飲み込むことはできない。

(資料14) 平成19年11月農林水産常任委員会の主な質疑・質問等

(資料11の別紙3-1)

別紙3-1

平成19年11月開会中 農林水産常任委員会の主な質疑・質問等

平成19年11月13日

発 言 者	発 言 要 旨
阿部（賢） 委員	会計検査院から不当事項として指摘された「平成15年度トレーサビリティシステム導入促進事業」については、補助金の交付決定に至るまでの経過の検証も重要である。計画等を聞き取りしたうえで、交付を決定したと思うが、交付決定までの経過において、不十分だった点はないか。
エコ農業推進課長	当該補助金の交付決定については、平成16年2月に申請があり、同月に決定を行い、平成16年5月に額の確定を行ったうえで、補助金を交付している。 「東日本エビキタストレーサビリティ推進協議会」については、トレーサビリティシステムを構築することを目的に、平成15年10月に設立された。その際、国・県・町に対して業務の内容等についての説明があった。 その後、平成15年12月に東北農政局においてヒアリングが行われ、審査が行われた。事業実施に向けた取組みについての説明は、デモンストレーションを含めて行われ、それらに基づき、審査を行った。 <u>交付決定については、申請の内容が補助の要件を満たしていたことから、国とも協議のうえ、決定したものである。</u>
阿部（賢） 委員	推進協議会の構成員と目的は。
エコ農業推進課長	申請時点では、生産者、流通業者、小売業者が構成員であった。後の調査では、9社の構成員のうち、生産者である5社が中心的に活動していた状況であった。
阿部（賢） 委員	県に申請が行われる前に、高島町、置賜総合支庁等に対し、相談があり、事業計画を策定したうえで、申請があったと思うが、どのような経過だったのか。
エコ農業推進課長	申請書等が町を経由しないので、高島町は直接関与していない。また、事業計画において、県内全域での取組みを想定しており、また規模も

	大きかったことから、県庁において審査・交付決定を行った。
阿部（賢） 委員	農林水産部としても一大事業として展開してきたのであれば、構成員に対しても調査すべきだったと考えるがどうか。
エコ農業推 進課長	生協に対しては、平成 15 年 10 月にデモンストレーションにより、事業の説明は行われたようである。 県として、生協に対し、協議会への参加の意思を直接確認しなかったのは、不足していたと認識している。事業が 3 年間でシステムを構築する計画だったこともあり、事業開始段階でどの程度関与しているかの判断は難しい状況であったが、今考えれば、審査・確認が不十分だったと認識しており、反省している。
阿部（賢） 委員	協議会に対する補助金の交付決定後から会計検査院の指摘までの間の確認・指導の状況は。
エコ農業推 進課長	調査の回数は、非常に頻度が多い。3 年間で整備する計画だったので、平成 16 年度、17 年度に進捗状況・稼動状況の調査を行い、実態の把握、稼動に向けた指導に努めてきた。しかしながら、調査においては、協議会からの回答を得られない状況であった。 平成 18 年度からは、計画の見直しを含め、相当頻度の回数で指導を行ってきたが、協議会から対応案等が示されることはなかった。
今井委員	補助金交付後のシステムの稼動状況については、把握しているか。
エコ農業推 進課長	稼動状況については、まったくデータが入力されていないという状況ではなかった。しかしながら、事業計画では 2,500 人分の入力が見込まれていたが、実際は 4 人というのが現状であった。また、生産履歴情報の入力作業が行われたのみであり、消費者に情報が伝達されるようなシステム構築はなされていなかった。
今井委員	消費者は、インターネットでアクセスしても情報を取得できないという状況か。
エコ農業推 進課長	入力された情報は、携帯電話の QR コードを利用し、閲覧することが想定されていたが、データの入力のみで終わっていた。よって、消費者に生産履歴の情報が伝達されることはなかったという状況である。
今井委員	<u>協議会が補助金の交付を受けるために設立されたように思える。</u> <u>県も交付決定や指導を行ってきたことから、今回の件に関し、責任がある</u> <u>と考えるがどうか。</u>
エコ農業推 進課長	県としては、機器が購入されており、情報を入力すれば、システムが稼動する状況であったので、稼動に向けた指導を継続的に行ってきた。事業費 4 億 9 千万円の約半分は自己資金であり、機器の購入も行われている。聞き取りでは、全体で 4 億 4 千万円程度の支払が確認されて

	<p>いる。</p> <p>なお、機器の一部は滅失しているが、納入業者からは計画どおり納入したと聞いている。</p>
今井委員	<p>トレーサビリティシステムの他県での稼働の状況は。</p>
エコ農業推進課長	<p>平成 15 年度に、国に対し、100 件ほどの申請があった。一部、本県と同様の事例があるが、ほとんどが稼働している。なお、県内においても 4 件は適切に稼働している。</p>
今井委員	<p>協議会も事業費の半分を自己資金で拠出しており、補助金の返還要求を行っても、返還は厳しいのではないかと。今後の対応についての検討状況は。</p>
農林水産部長	<p>県として、事前審査、事後の確認調査、その間の指導について、不十分な点があったと反省している。</p> <p>現段階での取組みとしては、11 月 12 日に聴聞の手続きに関する通知を行ったところである。</p> <p>関係会社が民事再生法の適用を受けており、また、破産状態の会社もあるため、今後、聴聞手続きを踏まえ、どのように国に返還していくか、早急に具体的に検討していく。</p>
今井委員	<p>今回の件について、今後、どのように反省点を活かしていくのか。</p>
エコ農業推進課長	<p>本件については、最終的にシステムが構築されておらず、その点については、十分反省しているところである。</p> <p>県内でも、トレーサビリティシステムは 4 件が稼働しており、また、県独自の山形農産物安全・安心認証制度も推進している。今後、こうした優良事例の普及を推進することにより、生産者の顔の見える農産物の流通に努め、消費者の食に対する信頼の確保に努めていきたい。</p>
阿部（賢）委員	<p>構成員が民事再生法の適用を申請したのはいつか。</p>
エコ農業推進課長	<p>構成員のうち、3 社が民事再生法適用の申請手続きを行っており、1 社が破産状態である。民事再生法適用の申請手続きについては、3 社いずれも平成 18 年 6 月に同日付で行っている。</p>
阿部（賢）委員	<p>民事再生法適用の申請手続きに際し、県と構成員との間で協議が行われたか。</p>
エコ農業推進課長	<p>民事再生法の適用に関しては、構成員の経営状況の問題であり、県としては補助金に関係する内容以外については、関与していない。</p>
阿部（賢）委員	<p>補助金交付決定後の協議会に対する指導の状況について、再度答弁願いたい。</p>
エコ農業推進課長	<p>平成 18 年度以降、特に民事再生法適用の申請手続きが行われた以降</p>

進課長	は、頻度をあげて指導してきた。平成 16 年度、17 年度は、稼働状況の把握をし、稼働に向けて取り組むよう協議会に指導を行ってきた。16、17 年度頃の事業の稼働に向けた指導については、十分でなかったと認識している。
阿部（賢） 委員	民事再生法が適用されている状況であるが、機器の差し押さえは可能か。
エコ農業推 進課長	機器は構成員の財産ではなく、協議会の財産であるため、民事再生法適用の関係での差し押さえは行われていない。 なお、県は補助金の返還命令を行い、返還がない場合に差し押さえが可能となる。
阿部（賢） 委員	協議会関係者の現況について。
エコ農業推 進課長	協議会の代表は入院しており、話ができる状態ではない。代表以外の代表理事・理事は名前が掲載されているだけの状況であり、実質上、責任を追求できる方がほとんどいない。また、購入した機器以外に財産は保有していない状況である。 <u>なお、預金通帳も行方不明であると主張され、再発行にも応じない状況である。</u> 県としても弁護士と相談しながら、法的な手続きを整理し、今後の対応を検討していきたい。
阿部（賢） 委員	協議会が返還できない場合、県が返還することになる可能性が高いが大きな負担である。県民にさまざまな痛みを強いている状況では、疑問の声も出てくると思う。 残された機器を差し押さえるなど、税金をいかに減らして国に返還するかを県民は注視していると思うので、県民のためにも農政に対する信用のためにも、方策を検討してほしい。

(資料 1 5) 平成 20 年 2 月定例会 農林水産常任委員会の主な質疑・質問等

(資料 1 1 の別紙 3 - 2)

別紙 3-2

平成 20 年 2 月定例会 農林水産常任委員会の主な質疑・質問等

平成 20 年 2 月 25 日

発 言 者	発 言 要 旨
榎津委員	平成 15 年度トレーサビリティシステム導入促進対策事業費に係る国庫補助金の返還のための経費が計上されているが、その理由は何か。
エコ農業推進課長	農林水産省から当該補助金の返還命令は受けていないが、補助金等の適正化に関する法律に基づき、返還命令を受けた場合、交付時点から加算金が発生することとなる。仮に現段階で返還命令がなされた場合でも、その金額が 1 億円を超えることから、今般、自主的に返納することとしたものである。
榎津委員	補助金の交付を受けた東日本ユビキタストレーサビリティ推進協議会では、ほとんど財産を所有していないと聞いているが、補助金の返還に向け、どのような対応を検討しているのか。
エコ農業推進課長	平成 19 年 12 月 4 日に補助金の交付決定を取り消しし、平成 20 年 3 月 3 日を期限とした補助金返還命令を行っている。返還されない場合は、訴えの提起を含め、さまざまな方法で対応していきたい。
榎津委員	協議会で保有しているパソコン等の資産価値については、どの程度の金額と見積もっているのか。
エコ農業推進課長	トレーサビリティシステム用に購入した機器であるため、他の用途へ転用はできず、購入希望者がいない状況である。資産価値としては 40 万円程度と見込んでいる。
榎津委員	トレーサビリティシステムの導入を検討している団体等はないのか、
エコ農業推進課長	運用コストも多額であることから、導入を検討している団体は把握していない。
今井委員	今回の件については、県にも責任があると思うが、当時の担当職員への処分は、どのような状況か。
エコ農業推進課長	補助金の交付の際に、稼働状況の確認が必要であったと判断し、昨年の 12 月 25 日に当時の補佐及び係長を文書訓告、また、監督者に対しても、厳重注意を行った。

今井委員	今回の件を踏まえ、補助金に対する県の責任のあり方を検討し、これからの対策・対応に活かしてほしい。
農林水産部長	補助事業者の補助事業執行に対する意識の欠如もあるが、県としても、監督する立場から申し訳ないと思っているところである。今後、補助事業については、事業の途中でも随時、監督・報告を求め、チェック体制を整備していく。万全の対策を講じたい。
阿部（賢）委員	トレーサビリティシステムは必要と考えるが、県産農産物の安全・安心の確保に向けた事業展開の見通しについて。
エコ農業推進課長	県産農産物の安全・安心の確保に向けた県の取組み・考え方については、当該システムが稼動している団体について、今後も支援していく。また、県独自にやまがた農産物安全・安心取組認証制度も実施しており、今後も推進していきたい。

(資料16)

納入された機器の推定金額

機種名	現状 (資料13) から記載	想定単価 (監査人が想定)	金額
サーバー	1	1,000,000	1,000,000
ローカルサーバー	40	200,000	8,000,000
液晶モニター	40	50,000	2,000,000
電子チップリーダー	37	50,000	1,850,000
PDA	26	100,000	2,600,000
無線LAN	40	50,000	2,000,000
HUB (無線LAN とセッ ト)	34	0	0
ラベルプリンター	40	50,000	2,000,000
		合計	19,450,000

東日本ユビキタスローサビリティ推進協議会に係る事業費支払の確認状況

H22.2.5 エコ農業推進課

実績報告書の金額(円) [税抜]				調査で確認した金額(円) [税込]		
区分	事業費計	補助金	自己資金	確認額計	証拠確認	聞取り
1 共用データベース	381,140,000	190,570,000	190,570,000	ハードウェア 54,072,063	54,072,063	0
2 電子チャットサーバー	20,000,000	9,666,000	10,334,000	ハードウェア 15,120,000		15,120,000
3 処理用携帯端末	3,900,000	1,885,000	2,015,000	ハードウェア 3,150,000	3,150,000	0
4 無線LAN	7,260,000	3,509,000	3,751,000	ハードウェア 2,939,580	2,939,580	0
5 機器制御用組込サーバ	36,786,000	17,780,000	19,006,000	ハードウェア 10,414,740	10,414,740	0
6 電子チャットタグ	19,456,000	9,728,000	9,728,000	ハードウェア 13,650,000	10,000,000	3,650,000
7 ラベルプリンタ	21,520,000	10,402,000	11,118,000	ハードウェア 6,425,160	6,425,160	0
				ハードウェア 359,940,000	271,025,940	88,914,060
				【税込合計】 465,711,543	358,027,483	107,684,060
				【税抜合計】 443,534,803	340,978,555	102,556,248
合計 [税抜]	490,062,000	243,540,000	246,522,000			
うち 生産段階導入支援分 (再掲:補助率1/2)	481,116,000	240,558,000	240,558,000			
うち 流通・小売段階導入支援分 (再掲:補助率1/3)	8,946,000	2,982,000	5,964,000			

1 ソフトウェアは特別仕様のために1社からの一括導入となっており、区分毎の確認は出来なかった。
2 「聞取り」欄の金額は、本事業とその他の取引による入金が一括で受注企業の銀行口座に振込まれていたため、聞き取りにより把握した本事業分の額を記載したものの。

(資料17) 事業支払の確認状況

事業実施主体名 東日本ユビキタストレーニング推進協議会

事業種類	事業実施年度	事業の名称	平成15年度	農林水産省所管補助金名		総合食料対策事業関係補助金				処分期間	処分期間	処分期間	処分の状況	備考		
				期	工	経費	負担区分	耐用年数	制限年月日						承認年月日	内容
トレーニングセンター導入促進対策事業	東日本ユビキタストレーニング推進協議会	生産履歴共用DB	契約IDC	2004/3/1	2004/3/31	141,740,000	国庫補助金	東京都府費	市町費	その他	5					
			ID生成管理	2004/3/1	2004/3/31	126,000,000	70,870,000	円			70,870,000	円				
			共用DB	2004/3/1	2004/3/31	113,400,000	63,000,000	円			63,000,000	円	5			
			ID解決処理	2004/3/1	2004/3/31	18,000,000	56,700,000	円			56,700,000	円	5			
			電子サイン	2004/3/1	2004/3/31	33,108,120	9,000,000	円			9,000,000	円	5			
計						451,616,120	225,808,060		225,808,060	円						

- (注)
- 1 処分期間年月日欄には、処分期間の終期を記入すること。
 - 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 - 3 備考欄には、譲渡先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 - 4 この書式により難しい場合には、処分期間開欄及び処分の状況欄を含む他の書式を持つて代えることができる。

別記様式 第6号 (第8条関係)

財産管理台帳

事業実施主体名 東日本ユビキタスビューサービス推進協議会

事業実施年度	平成15年度	農林水産省所管補助金名	総合食料対策事業関係補助金				処分期間 耐用年数	処分期間 年月日	処分の承認 年月日	処分の状況 内容	備考					
			経費の区分													
事業種類	事業種目	事業主体	施設区分	設置場所	着工年月日	竣工年月日	総事業費	負担区分								
								国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他					
	ビューサービス 導入促進 対策事業	東日本ユビキ タスビューサー ビス推進協 議会	電子チャット サーバー 機器制御用相込ロ ーカルサーバ	〒107-8585東京都港区 〒107-8585東京都港区 〒107-8585東京都港区	2004/3/1	2004/3/31	1,000,000 円	333,333 円	円	円	666,667 円	5				
				〒107-8585東京都港区	2004/3/1	2004/3/31	1,839,340 円	613,113 円			1,226,227 円	5				
				〒107-8585東京都港区	2004/3/1	2004/3/31	1,076,000 円	358,667 円			717,333 円	5				
	計						3,915,340 円	1,305,113 千円			2,610,227 円					
合 計							3,915,340 円	1,305,113 円			2,610,227 円					

- (注)
- 1 処分期間年月日欄には、処分期間の終期を記入すること。
 - 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 - 3 備考欄には、譲渡先、貸付先、担当権の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 - 4 この書式により難い場合には、処分期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式を持つて代えることができる。

(資料 20) 補助金等に係る事務の適正な執行について (通知)

平成 20 年 3 月 26 日

各部(局)長

各総合支庁長 殿

総務部長

補助金等に係る事務の適正な執行について(通知)

補助金等に係る事務については、山形県補助金等の適正化に関する規則(昭和 35 年 8 月 9 日山形県規則第 59 号)及び「山形県補助金等の適正化に関する規則の解釈及び運用について」(昭和 35 年 8 月 9 日付け文第 110 号副知事通知)に基づき執行されているところですが、今後、より適正な執行を期するため、特に下記の点に留意のうえ、補助事業等が交付の目的に従って適正に執行されることを確保するようお取り計らい願います。

記

1 補助金等の交付決定等に係る審査等の徹底等について

補助事業等の採択や補助金等の交付決定に当たっては、書類の審査に加え、必要に応じてヒアリングや現地調査等を行い、当該補助事業等が交付目的に従って適正に執行されるよう審査の徹底を図ること。

なお、補助事業等の採択に当たって特に審査の公平性・透明性を確保する必要がある場合には、当該補助事業に係る事業計画の公正な審査を期するため、審査委員会等を設置するなどの措置を講じること。

2 実績報告に係る審査等の徹底について

補助事業等に係る実績報告を受けた際は、原則として全ての補助事業等について、補助事業等実察報告書(以下「報告書」という.)の審査に加え、現地調査又は報告書に添付させた証拠書類等により補助事業等の執行状況を確実に確認すること。

特に、建設工事や機器・備品購入等に係る補助事業等については、現地調査や写真徴収等による現地現物の確認を必ず行うこと。

また、報告書への添付書類については、添付を求める書類の種類や様式について補助金等の交付に関する規程等に明記するなどの措置を講じること。

3 帳簿の備付等の徹底について

帳簿の備付及び証拠書類の整理保管、並びに財産処分を行う・場合の承認手続が確実に行われるよう、補助事業者等に対する指導の徹底を図ること。

以上

(資料 2 1) 山形県農林水産部所管補助事業等に係る現地調査要領

山形県農林水産部所管補助事業等に係る現地調査要領

[平成 2 0 年 3 月 2 8 日]

(趣旨)

第 1 条 この要領は、農林水産部所管の補助事業等に係る山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和 35 年 8 月県親則第 59 号、以下「規則」という。）第 12 条及び第 15 条に基づき現地調査等に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の区分)

第 2 条 この要領において補助事業等の区分は、次に準げるとおりとする。

- (1) 建設工事 山形県農林水産部所管補助事業確認検査要綱（昭和 56 年 8 月 29 日出工第 42 号）（以下「検査要綱」という。）第 1 条に定めるものをいう。
- (2) 機械等の購入 50 万円以上の機械・器具及び種苗等の購入を行う事業をいう。
- (3) ソフト事業等 前各号に定める事業以外の事業をいう。

(中間確認の実施)

第 3 条 規則第 12 条の規定による補助事業等状況報告書が提出された場合は、補助事業等の区分に応じて、それぞれ次に定めるところにより中間確認を行うものとする。

区分	中 間 確 認
建設工事	現地確認（検査要綱に定める中面確認検査を含む。）を行うものとする。
機械等の購入	現地確認を行うものとする。ただし、補助事業等の内容により、現地での確認ができない場合は、関係書類やヒアリング等により確認するものとする。
ソフト事業等	同上

(完成確認検査の実施)

第 4 条 第 2 条第 1 号及び第 2 号に掲げる補助事業等の工事等が完了した場合は、補助事業等の区分に応じて、それぞれ次に定めるところにより完成確認検査を行うものとする。

区分	完成確認検査
建設工事	検査要綱に基づき行うものとする。
機械等の購入	検査要綱を準用して行うものとする。ただし、検査要綱様式第 1 号（工事完了届）については、この要領の様式第 1 号を用いるものとし、検査要綱第 4 条に定める検査区分については、この要領の別表に掲げる補助事業等の区分に応じ、検査担当機関の欄に掲げる機関が担当するものとする。

(現地調査等の実革)

第 5 条 補助事業等が完了し、規則第 14 条の規定による補助事業等実績報告書が提出され

た場合は、補助事業等の区分に応じて、それぞれ次に定めるところにより現地調査等を行うものとする。

区分	現地調査等
建設工事	様式第 2 号により現地調査等を行うものとする。ただし、前条に定める完成確認検査を実施した場合は、現地調査等を省略することができる。 なお、現地調査等を省略した場合であっても、補助事業等に係る経理状況に関する証拠書類（契約書、帳簿、通帳、領収書の写し等）を調査（事務検査等）するものとする。
機械等の購入	同上
ソフト事業等	様式第 2 号により現地調査等を行うものとする。ただし、状況写真等及び補助事業等に係る経理状況に関する証拠書類により、補助事業等の完了を確認できる場合は、現地調査等を省略できるものとする。

附則

- この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 19 年度の補助事業等については、山形県農林水産部所管補助事業確認検査要領（昭和 56 年 12 月 24 日農政第 652 号）による。
- 山形県農林水産部所管補助事業確認検査要領（昭和 56 年 12 月 24 日農政第 652 号）は、平成 20 年 5 月 31 日付けをもって廃止する。

(別表)

補助事業等の区分	検査担当機関
農林水産部各課で交付する補助事業等	主管課長
各総合支庁で交付する補助事業等	各総合支庁長

(資料 2 2) 山形県農林水産部補助金等適正化審査会設置要領

山形県農林水産部補助金等適正化審査会設置要領

(平成20年3月28日)

(目的)

第1条 農林水産部が所管する補助事業等について、補助金等の適正執行を図り交付の適否を審査するため、山形県農林水産部補助金等適正化審査会(以下「審査会」という。)を農林水産部内に設置する。

(組織)

第2条 審査会は別表に掲げる者をもって構成する。

(審査の対象)

第3条 審査会の審査に付す補助事業等は、次のとおりとする。

- (1) 交付する一件の補助金等の額が1,000万円以上のもの。ただし、補助金等の交付先が市町村のもの及び会長が別に定めるものを除く。
- (2) 前号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認めるもの。

2 審査は、別紙様式1により行うものとする。

(運営)

第4条 審査会は会長が招集する。

- 2 会長は、審査会を総括し座長を務める。
- 3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。
- 4 審査会は、会長及び副会長を含む審査員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- 5 審査員に事故あるときは、その審査員が指定した職員がその職務を行うことができる。
- 6 審査会の事務は、審査案件を所管する課が所掌する。

(公開)

第5条 審査会の審査は、公開しないものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

(別表1)

区分	職名
会長	農林水産部次長(事務)
副会長	農林水産部次長(技術)、産業連携推進監
審査員	農林水産部内各課長